

尼崎市経営再建プログラム

平成15年2月

尼 崎 市

尼崎市経営再建プログラム

目次

基本編

再建プログラム策定の目的	1
プログラムの位置付けと構成	1
1 再建プログラムの位置付け	1
2 再建プログラムの構成	2
市行財政の現状と今後の収支見通し	2
1 市行財政の現状	2
2 今後の収支見通し	3
再建期間	3
経営再建の目標	4
1 財政再建団体への転落阻止	4
2 収支均衡と構造改善	4
3 協働の仕組づくり	4
4 まちの魅力の創出と蓄積	5
経営再建の基本方針	5
1 ゼロベースからの「選択」・「集中」	5
2 既定計画・方針の取扱い	5
3 協働のまちづくりと小さな市役所づくり	5
4 新しい行政経営の展開	6
経営再建の執行方針	6
1 人件費の抑制を図る	6
2 外郭団体の経営改善、統廃合を進める	6
3 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る	6
4 財源の確保を図る	7
5 事務事業をゼロベースで再構築する	7
6 負債の抑制に向けた取組を進める	8
7 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める	8

経営再建の推進に向けて	8
1 経営改革の主体的取組	8
2 経営資源の重点配分と報奨による経営再建の推進	8
3 改革意欲の高揚	9
4 市民への説明と透明性の確保	9

改革改善編

経営改革に向けて	10
はじめに	10
1 経営体力にふさわしい行政規模、体質に改める経営戦略	10
(1) 自律・参画・協働の経営	10
(2) サービスの質とコストの最適を求める経営	11
(3) 新しい時代にふさわしい小さな市役所づくりを目指す経営	11
2 新しい価値を生むまちづくりの道筋	12
市行財政の現状と今後の収支見通し	14
1 本市財政の現状	14
(1) 収支の実態	14
(2) 歳入の状況	14
(3) 歳出の状況	16
(4) 基金と市債残高	16
(5) 財政構造	17
(6) 行政サービスの水準	19
2 今日の財政危機を招いた要因	20
(1) 外的環境 - 社会経済環境の大きな変化	20
(2) 財政構造 - 硬直化した歳出構造	20
(3) 財政運営 - 財政見通しと実態の乖離、当面の収支改善重視の財政運営	22
3 今後の収支見通し	24
(1) 主な歳入歳出の前提条件	24
(2) 試算結果	25

4	財政再建団体の転落を阻止するために	26
(1)	財政再建団体になれば	26
(2)	収支改善の目標	27
	改革改善項目（主要項目）	32
1	人件費の抑制を図る	34
2	外郭団体の経営改善、統廃合を進める	36
3	公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る	38
4	財源の確保を図る	40
5	事務事業をゼロベースで再構築する	42
(1)	アウトソーシングの推進	42
(2)	これからの福祉行政のあり方とセーフティネットの見直し	46
(3)	その他事務事業の見直し	52
6	負債の抑制に向けた取組を進める	56
7	新たな経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める	57
	経営改革の推進にあたって	61
1	新たな行政経営システムの確立	61
2	ローリング方式によるプログラム管理	62
3	職員提案に対する取組	62
4	市民への説明と透明性の確保	62
5	国・県への要望	62
	執行方針別改革改善項目一覧表	64
1	改革改善項目総括表	66
(1)	執行方針別取組件数・効果額	66
(2)	区分別取組件数・効果額	66
2	執行方針別改革改善項目一覧表	67
	行政経営専門委員の意見・提言	139
	（参考資料）	
	経営改革の取組の全体像	144

基 本 編

(再建の目標と基本方針・執行方針)

再建プログラム策定の目的

今日、バブル経済崩壊後の長期経済低迷に加え、経済のグローバル化、高度情報化、更には少子高齢化に伴う人口動態の変化は、我が国を支えてきた様々な制度の改革を余儀なくしている。このような流れは自治体も例外ではなく、成熟社会に移行し、本格的な地方分権社会が到来した今、自治体自らが確固たる行財政基盤を整え、自主自立のまちづくりを進めていかなければならない状況にある。

このような中、本市は、市税を始めとする収入が激減する一方、扶助費など義務的経費が増大し、大幅な収支の乖離が生じている。15年度以降も早期の景気回復が望めず、加えて地価の下落やデフレ経済の進行が懸念される中では、行財政全般にわたって抜本的な改革の取組無くしては、財政再建団体への転落は避けられないという、本市は今、最大の危機に直面している。

この危機を克服し、市政を再建するためには、これまでの取組に加え、経営的視点も取り入れた行政経営改革を断固として推進していかなければならない。

もとより、経営再建の目的とするところは、直面する財政危機を乗り越え、市民・事業者と行政が、個々の役割と責任を認識しつつ、「自律・参画・協働」をまちづくりの基本に据えて、ともにより良き地域社会を形成していくこと、更には、尼崎市に生活や事業活動の基盤を置くすべての市民が、利便性や快適性など多様な付加価値を実感し、自己実現が図れるまちとして、ここに納得して住み、満足できる尼崎市を実現していくことにある。

このため、経営再建に当たってはスピードを重視し、当面財政再建団体転落の危機を回避するとともに、増大した行政規模を本市の体力に見合った規模に見直し、安定的な行財政運営体制の確立と新しい価値を生むまちづくりへの道筋を示すことが求められている。

この再建プログラムが、広く市民に理解され、全職員が一致して改革を果敢に実践していくことによって始めて、尼崎の再生と新しい発展が可能となるものである。

プログラムの位置付けと構成

1 再建プログラムの位置付け

本市は13年度を初年度とし、今後10年間のまちづくりの方向性を示した「第2次基本計画」及び、基本計画との整合性を図りながら収支均衡や財政の弾力性を確保するための「行

財政運営指針」を策定したところである。

計画策定当時から、経済環境の大きな変化があったものの、基本計画の理念や行財政運営指針に掲げたあるべき姿は、今後とも尊重すべきものであることから、経営再建の取組はこうした基本計画や指針の考え方を基本に進めていくこととする。

2 再建プログラムの構成

再建プログラムは、再建の目標及び基本方針、執行方針を示す基本部分と、再建に向けての具体的な取組項目を示すプログラム部分の2部構成とする。

この度策定したのは基本部分であり、この基本・執行方針に基づき、経営再建の具体的な取組に着手する。その結果は秋に公表予定の経営再建プログラム素案としてまとめる。

市行財政の現状と今後の収支見通し

1 市行財政の現状

本市は産業都市として高度経済成長期にまちが大きく発展し、人口も急増した。この発展過程で、豊かな法人市民税や収益事業収入に支えられ、公共施設の整備や市民サービスの充実に努めてきた。

しかし、バブル経済の崩壊を境に、景気の長期低迷の影響を受け、法人市民税や収益事業収入が年々大きく減少し、また、安定的な収入である固定資産税も地価下落の影響で減少になるなど、大幅な収入の落ち込みとなっている。

一方、阪神淡路大震災からの復旧・復興事業などにより、市の借金である地方債の残高が14年度末で2235億円にも及び、その返済に充てる公債費が年々増加しているほか、生活保護費を中心とする扶助費などが年々増加している。

本市ではこれまで、8年間で800人近い職員の削減を行うなどの内部努力を進めてきたが、その効果を上回る税収の落ち込みなどもあって、財政状況は悪化の一途をたどっている。

このような収支不足額が14年度には150億円にも及んだことから、職員定数の削減、全職員の給与カットや土地の売り払いなど徹底したコストの削減や事務事業の見直しなどの様々な取組により、何とか予算を編成することができた。

しかし、今後も市税収入がさらに減少し、収支の確保を図ることが今まで以上に困難な財政状況が予測される。

2 今後の収支見通し

今後の収支見通しは、再建プログラムを構築する上での前提となることから、的確な見通しが求められるが、現在の経済情勢は極めて不透明なことから、市税収入等においては、集中取組期間中は過去の実績を基に見通しを立て、17年度以降については横ばいで推移することとした。

なお、収支見通しは最新の景気動向等を常に留意しておく必要があることから、毎年度、概ね2回程度時点修正し、その結果、再建プログラムの内容と乖離が生じた場合には、経営改革項目に反映していく。

19年度までの収支見通し（H14年6月時点）

単位：億円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入	1,181	1,068	1,049	1,041	1,028	1,025
歳出	1,181	1,235	1,252	1,202	1,220	1,222
差引収支 (単年度収支)	0	167	203	161	192	197
累積収支	0	167	370	531	723	920

*一般会計一般財源ベース

試算の結果、15年度以降、毎年度200億円近い収支不足額が見込まれることから、財政再建団体への転落が現実のものとなるなど、危機的状況を迎えている。

この収支不足に対する対応策は、今回の基本方針に基づいて進める具体的取組を通じて改革項目を選択し、秋に公表予定の経営再建プログラム素案の中で、5年間の改善額も含め明らかにしていく。

再 建 期 間

再建期間は15年度から19年度までの5年間とする。

ただし、15、16年度を集中取組期間とし、財政再建団体への転落阻止を最優先課題として取り組む。

このため、集中取組期間においては、債務の繰り延べや適債事業の拡大など、歳入の確保に向けてあらゆる手段を講じるとともに、歳出においても大胆な抑制策等を講じる。

経 営 再 建 の 目 標

現在は、財政再建団体への転落も危惧される危機的な財政状況にあるが、地方自治の主体性を守り、市民本位のまちづくりを進めていくために、何より財政再建団体転落の阻止に重点を置きながら、自治体の体力の回復に努めつつ、財政構造の改善やより良き地域社会の形成を進める。

1 財政再建団体への転落阻止

歳入の根幹となる市税収入や歳出における扶助費等は、景気動向や高齢化の影響等を反映し大きく変動している。現在の情勢を踏まえるならば、本市の今後の収支不足額は、自治体経営における警戒ラインである標準財政規模の20%を超えて推移していくことが予想されることから、財政再建団体への転落を阻止することを最優先の目標とする。

2 収支均衡と構造改善

現在の危機的な財政状況を自治体改革を成し遂げる契機として捉え、自律を基本に構造改善に取り組む必要がある。そのためには、厳しい収支見通しの上に立って行財政の再建を進め、経営体力にふさわしい行政規模・体質に改めるとともに、再建期間の最終年度には一般会計における収支均衡を確保し、安定した行財政基盤を確立する。

3 協働の仕組づくり

これまでは増大する行政需要に対し、主として行政主導で対応してきたが、社会経済環境が成長期から成熟期へ移行し、更に進展していく分権時代においては、市と市民の役割分担の在り方を問い直す必要がある。

今後は、住民やNPOを始め地域に内在する力を最大限に生かしながら、分権型地域社会の形成と活性化に向けた条件整備に取り組み、協働を基本としたまちづくりの仕組を作っていく。

4 まちの魅力の創出と蓄積

収支均衡の取組の一方で、まちの魅力の創出と蓄積に向けた施策を展開していかなければならない。このため再建期間中に、将来の発展に向けた成果目標を明らかにするなど、まちづくりを進める手法を整備し、まちの価値を高める取組を進める。

経営再建の基本方針

経営再建に向け、着実な成果を挙げていくためには、達成すべき目標の共通認識を図ったうえで、次の考え方を基本方針として、経営再建の取組を進める。

1 ゼロベースからの「選択」・「集中」

現在実施している事業、サービスは継続を前提とせず、ゼロベースからの再構築を基本とする。事業構築に当たっては、経営再建の基本的な考え方や将来の市の発展に合致する事業を「選択」し、限られた経営資源をそれら事業に「集中」していく。

2 既定計画・方針の取扱い

実施計画を含め、既定の部門別計画や方針に基づく事業にあっても、経営再建の目標に照らし再評価を行う。

なお、次期実施計画は、従来形式による計画の策定は行わない。計画の在り方は、経営再建プログラムの策定過程で明らかにしていく。

3 協働のまちづくりと小さな市役所づくり

- (1) 経営再建に当たっては、人件費の抑制や委託化の推進、外郭団体の経営改善・統廃合など、経営の効率化を一層進める。
- (2) 民間で代行できるサービス等は、徹底して移管を進める。
- (3) まちづくりにおいては、協働の取組を基本に据え、行政が担う範囲を見直し、地域力の創造を図る。
- (4) 公共施設の集約化や廃止・転用等を進めるとともに、土地等の資産の活用を図り、税源の涵養や良好なまちづくりの形成に努める。

4 新しい行政経営の展開

事務事業の再構築と推進に当たっては、成果志向に基づくなど、新しい行政経営システム構築の取組を進める。

経営再建の執行方針

再建期間における重点的取組項目と方向性を次のとおり定める。

1 人件費の抑制を図る。

- (1) 再建期間中に、行政規模の類似した都市を参考に職員定数を削減する。
- (2) 集中取組期間中は、職員の新規採用は行わない。
- (3) 責任の度合いと実績に応じた人事・給与制度を実現するとともに、勤務条件等の適正化を進める。
- (4) 事務の必要性、処理方法を根本的に見直し、職員の超過勤務を縮減する。

2 外郭団体の経営改善、統廃合を進める。

- (1) 外郭団体の業績を評価し、自立的な経営改善を促進する。
- (2) 外郭団体の使命を明確にし、存在意義の薄れている団体の統廃合を行う。

3 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る。

既存の公共施設の集約化や廃止、転用を図り、運営についても民間活力を導入する。また統廃合により生じた土地等の資産については、売却するなど効率的活用を図る。

- (1) 6行政区ごとや近隣区域に設置してきた公共施設の抜本的な見直しを行う。
- (2) 都市計画決定から年次が経過し、必要性などが低下した計画の廃止・変更を行い、不要となる財産の処分・活用を進める。
- (3) 民間や他の団体等と競合する施設の廃止や運営形態の見直しを行う。
- (4) 老朽化している施設については、将来にわたっての必要性を十分に精査し、存廃を判断する。
- (5) その他公共施設全般にわたって、今日及び将来的視点から必要性等を精査する。

4 財源の確保を図る。

- (1) 市税等の滞納整理に向けた全庁的な取組の強化と条件整備を図り、税収等の確保・拡大を図る。
- (2) 使用料及び手数料の適正化を図る。
- (3) 収益事業収入の確保に向けた各種取組を進める。
- (4) 交付税の総額確保や適債事業の拡大等財源の拡充について要望する。
- (5) 税の減免廃止と新税の創設に向け検討を進める。

5 事務事業をゼロベースで再構築する。

- (1) 民間において提供されているサービス、代行できる業務は、公的関与の必要性、市場原理の視点から見直し、民間移管・委託を進め、効率化を図る。
- (2) 需要の伸びが著しい社会保障関連経費の抑制に向け、自立促進等の対策を講じる。
- (3) 国・県の基準を上回る施策、市単独個人給付事業、各種補助金等は、その必要性を精査し、再構築を行う。
- (4) 一律給付的な事業は、所得や自立度、健康度などの尺度で再評価する。
- (5) 国、県の補助金の有無に関わらず、市の経営再建の取組を優先するため、既定事業の休止、計画の変更等の見直しを行う。

6 負債の抑制に向けた取組を進める。

- (1) 既存の開発事業を見直し、計画の変更などを行うことによって、負債の拡大を抑制する。
- (2) 新たな土地の取得は極力抑制する。
- (3) 土地開発公社など外郭団体の負債処理に努める。

7 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める。

- (1) 事務事業評価システムを運用し、行政運営のなかに PDCA サイクルを定着化させる。また、的確に地域課題を把握するためのマーケティング手法を整備し、顧客・成果志向、市場原理の活用、権限委譲などニュー・パブリック・マネジメントの考え方に基づく行政経営システムを確立する。
- (2) 入札制度・契約制度の改革を行う。
- (3) 尼崎の将来の発展に向けた具体的な政策の評価手法を確立し、人口の定着化や新産業の創出など、まちの魅力と価値を高める各種施策を戦略的に展開できる体制・制度づくりの取組を進める。

経営再建の推進に向けて

1 経営改革の主体的取組

経営改革項目の抽出と実践は、事業所管局室の主体的な改革改善行動を基本とする。

なお、今後の具体的な取組方法については、別途、経営再建の具体的な取組方針で明らかにする。

2 経営資源の重点配分と報奨による経営再建の推進

経営改革の取組を効果的に進めるため、組織や職員など経営資源を重点的に配分していく。また、顕著な実績を上げた組織や職員を報奨する。

3 改革意欲の高揚

職員からの改革に係る提案については、所管組織にとらわれることなく幅広く受け入れ、効果が見込まれる提案については積極的に施策化するなど、職員の改革意欲の高揚に努めるとともに、全庁的な改革運動を展開していく。

4 市民への説明と透明性の確保

経営再建プログラムは、市民に公表・提案することによって説明責任を果たすとともに、市民全体のコンセンサスを得るため広く市民の意見を聞き、行政の透明性と信頼の確保に努める。

改革改善編

経営改革に向けて

はじめに

平成14年6月に策定した「尼崎市経営再建プログラム（再建の目標と基本方針・執行方針）」（以下「基本編」という。）に基づき、経営再建の当面の目標である財政再建団体への転落阻止及び再建期間の最終年度における収支均衡を達成するための具体的な取組案を策定した。

具体的な取組の策定にあたって、基本編で示す方針を具体的な取組に導くため、「経営体力にふさわしい行政規模、体質に改める」ことを経営の基本視点とし、次の3点を今後の行政経営改革を貫く経営戦略とする。

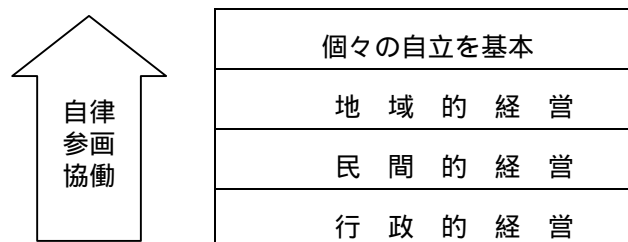
さらに、基本編で示している「新しい価値を生むまちづくりの道筋」について、再建期間中における施策構築の考え方としてとりまとめた。

1 経営体力にふさわしい行政規模、体質に改める経営戦略

(1) 自律・参画・協働の経営

市政への市民の参画が求められる一方、行政への依存傾向も依然として根強いものがある。これを変革するため協働のまちづくりを進めてきたが、今後の行政経営にあっては、その方針をより明確にして推し進め、協働型の自治として定着を図る必要がある。それは3つの経営（地域的経営：地域住民の主体的行動と地域性を活かしたまちづくり、民間的経営：民間事業者、NPO、ボランティアの専門性を活かしたまちづくり、行政的経営：、の活動を支え、地域のトータルマネジメントを図るまちづくり）を柱として進めることであり、自律・参画・協働の視点から、従来の行政主導を、地域、民間が主体となるまちづくりへと移行することが重要である。

即ち、これからの行政経営は、市政を地域、民間とともに推進することにより、様々な都市課題を自治体の総力をもって解決する方向へ導き、経営再建プログラムの理念である「自主・自立のまちづくり」を確立することにある。



(2) サービスの質とコストの最適を求める経営

今後の行政経営は、「多様な手法で最も効率よく質の高い公共サービスを提供できる経営」を確立しなければならない。それは限られた経営資源で最大の価値を創造する経営戦略を持つことを目指すことであり、公共サービスの提供のあり方を大きく方向転換することである。サービスの受け手にとっては、公共サービスの担い手、供給者が、必ずしも行政である必要はなく、その質とコストを多様な供給主体から選択できることがより好ましい。

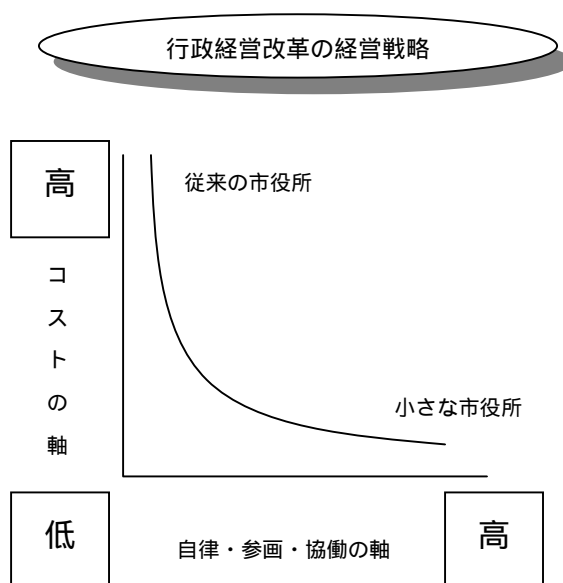
このためには、従来の行政中心の考え方から、サービスの担い手を地域住民、民間事業者等へと幅広く捉え、顧客志向、成果主義に立脚した行政経営を進めることがこれに適う方途である。

しかし、どのような場合においても、行政が市民に対するサービスに責任を持つことには変わりはなく、むしろ行政はこれまで以上にサービスの質とコストの最適を求めるためのマネジメントに責任を持たなければならない。

(3) 新しい時代にふさわしい小さな市役所づくりを目指す経営

一般的に行政経費の高コスト構造が指摘され、このことが自治体の財政悪化の要因とも言われている。本市の行政経費の高コスト構造は、経常収支比率、人件費比率の高さに示すとおりであり、早急に是正措置を講じていかなければならない。

この高コスト構造の要因には、行政執行体制の肥大化、公共施設の配置のあり方や運営の有効性、コスト意識の欠如等と深く関わりがあることから、経営構造をより効率性、機動性のあるスリムなものに大胆に変革していくこと、つまり、新しい時代の小さな市役所づくりを目指す経営により、構造改善を進めようとするものである。



2 新しい価値を生むまちづくりの道筋

もとより、経営再建は、目先の収支不足を解消するためだけの、いわゆる減量的計画ではない。再建団体転落阻止に向けての取組における行財政運営の思い切った改革・改善を行い、その過程において当面サービス水準が従前と比べ厳しいものとならざるを得ないものの、将来の発展に資する基盤を確立することが本旨である。

同時に、経営再建プログラムは、実施計画のように、計画期間中に実施すべき事業を示すものではないが、極めて厳しい行財政環境の下にあっても、これまでのまちづくりの成果の上に立って、切れ目なく諸課題に対応しなければならない。したがって、事業構築にあたっては、基本編の方針に沿って、経営再建の基本的な考え方や将来の市の発展に合致する事業を「選択」し、限られた経営資源をそれらに「集中」していくものとする。

今後における施策方向としては、

「産業」については、厳しい経済環境のもとで尼崎市の再生の鍵を握る分野の一つである。本市の経済活動を好転させ、市民福祉の向上につながる活力を生む重要な役割にあることから、蓄積された豊かな技術力を活かしたものづくり産業へと飛躍させていかなければならない。

「環境・文化」については、花と緑と文化・スポーツでイメージチェンジしつつある本市を引き続き、環境と文化を創造するまちとして基盤を整え、市民文化や市民スポーツが幅広く盛んなまちとして、イメージの定着化を図っていかなければならない。

「保健・福祉」については、従来のサービス提供手法から、地域社会で多様な主体により支えるシステムの構築を早期に図り、少子高齢化に伴い増大する行政需要に対応していかなければならない。

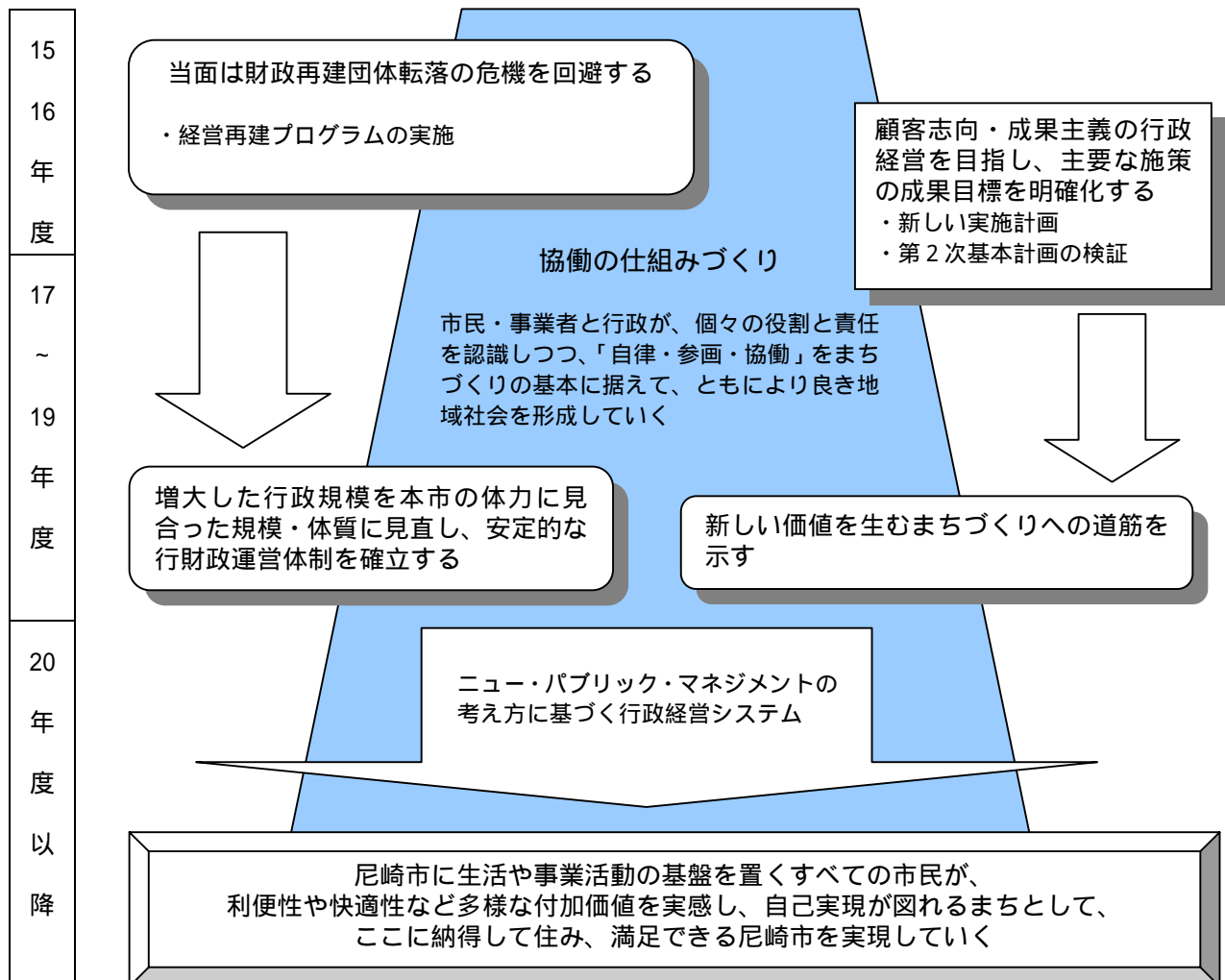
「教育」については、教育環境の向上を図るための小・中学校の適正規模・適正配置の問題を始めとして教育に係る課題は、経営再建期間にあっても最大の配慮を持って対応し、子どもの健全な成長を支えていかなければならない。

また、これらの各分野を支える都市機能の保全や、将来のまちづくりを見据えた魅力ある基盤の整備についても、その取組を進めていかなければならない。

経営再建の目的を、「直面する財政危機を乗り越え、市民、事業者、行政が個々の役割と責任を自覚しつつ、「自律・参画・協働」をまちづくりの基本に据えて、ともにより良き地域社会を形成

していくこと、さらには、尼崎市に生活や事業基盤を置くすべての市民が、利便性や快適性など多様な付加価値を実感し、自己実現が図られるまちとして、ここに納得して住み、満足できる尼崎市を実現していくことにある」と謳い、このため、「安定的な行財政運営体制の確立と新しい価値を生むまちづくりへの道筋を示すことが求められている」としている。改革・改善を成し遂げた暁には、健全な経営体力のもとで、尼崎市の未来を切り開く、「夢と希望」を持つ都市でなければならない。そのためには、改革の過程の一方では、“尼崎の新しい発展に向けたビジョン”を市民、事業者と共有できる取組も欠かすことができない。

経営再建に向けて



市行財政の現状と今後の収支見通し

1 本市財政の現状

(1) 収支の実態

本市財政は、バブル経済崩壊以降、市税収入や収益事業収入の減少などにより慢性的な収支不足をきたし、ここ数年基金の取崩しを余儀なくされるなど厳しい財政運営を迫られているが、平成 14 年度においては、深刻なデフレ経済の進行による市税収入の大幅な落ち込みなどにより、予算編成過程で 150 億円に及ぶ巨額の収支不足が見込まれた。

こうした収支不足に対処するため、定数削減、給与カットによる人件費の削減や事務事業の見直しなど、歳出全般にわたり全庁挙げて行財政改善に取り組む一方、市債や保有基金の活用などの財源対策を併せて講じることによりかろうじて収支均衡を確保したが、市債や基金の活用などその年度限りの財源措置を除くと、実質的には、100 億円を超える収支不足の解消策は翌年度以降に持ち越された形となり、平成 15 年度以降に大きな構造上の課題を残すこととなった。

右肩上がりの経済成長が終焉した今日、歳入の根幹である市税収入が増加に転じることは望めず、現下の厳しい経済情勢を考え合わせれば、当面、一層の税収の落ち込みを見込まざるを得ないが、扶助費や公債費の義務的経費が確実に増嵩する中では、収支不足の規模は更に拡大することが必至の状況にあり、このままでは財政再建団体への転落が現実のものとなるなど、本市財政は、かつてない危機的な状況に直面している。

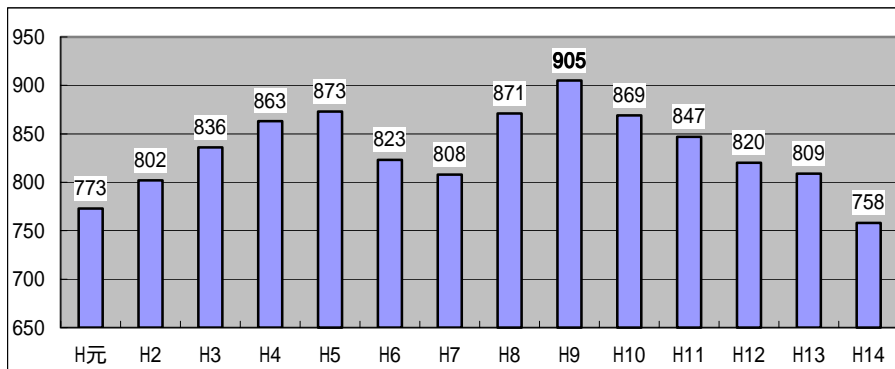
(2) 歳入の状況

こうした巨額の収支不足を生ずる要因を歳入面からみると、次頁のグラフ -1 及び 2 に示すとおり、歳入の根幹をなす市税収入と貴重な自主財源である収益事業収入が、バブル経済崩壊を契機とする景気後退の影響を受け大きく減少したことが挙げられる。

平成 14 年度予算についてみれば、市税収入は、ピーク時の平成 9 年度から 16% 減の 147 億円の落ち込み、また、収益事業収入に至っては、ピーク時の平成 2 年度から 68% 減の 100 億円も落ち込んだ。

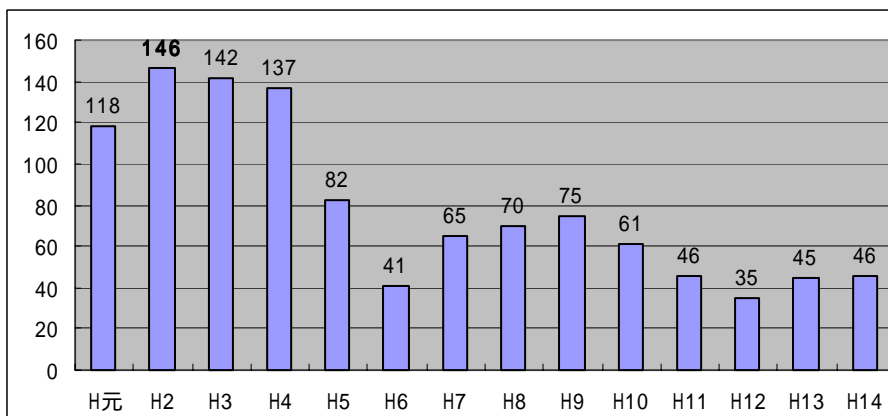
とりわけ市税収入における固定資産税については、これまで、個人市民税や法人市民税が景気循環の影響を受けて増減する中で一貫して堅調な伸びを示してきたが、グラフ -3 に示すとおり地価の下落等により、平成 11 年度をピークとして減少傾向に転じることとなった。

グラフ -1：市税収入(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税等)の推移(単位:億円)

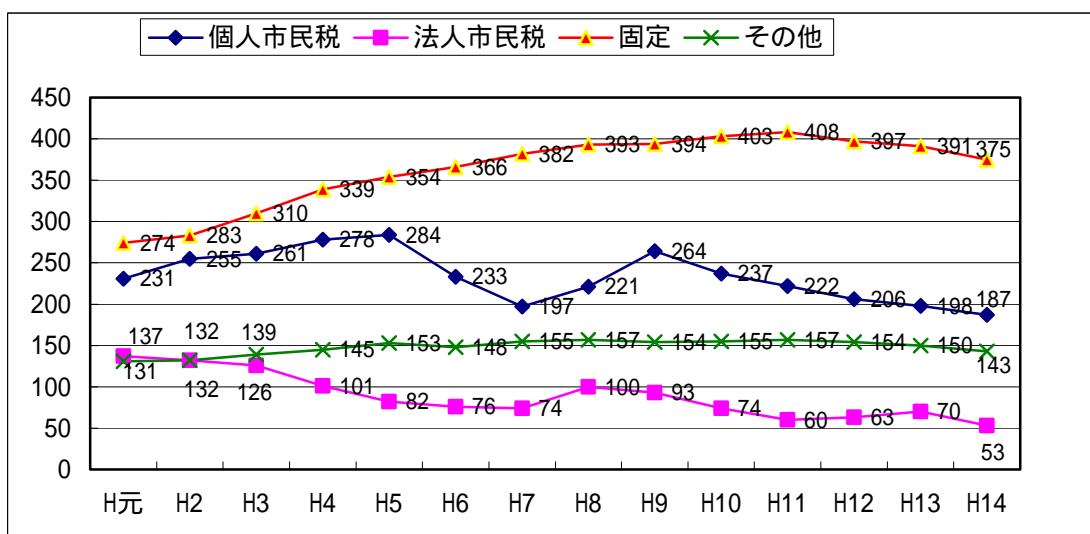


*各年度の数値は決算額。ただし、14年度は予算額(以下同じ)

グラフ -2：収益事業収入(競艇場事業収入等)の推移(単位:億円)



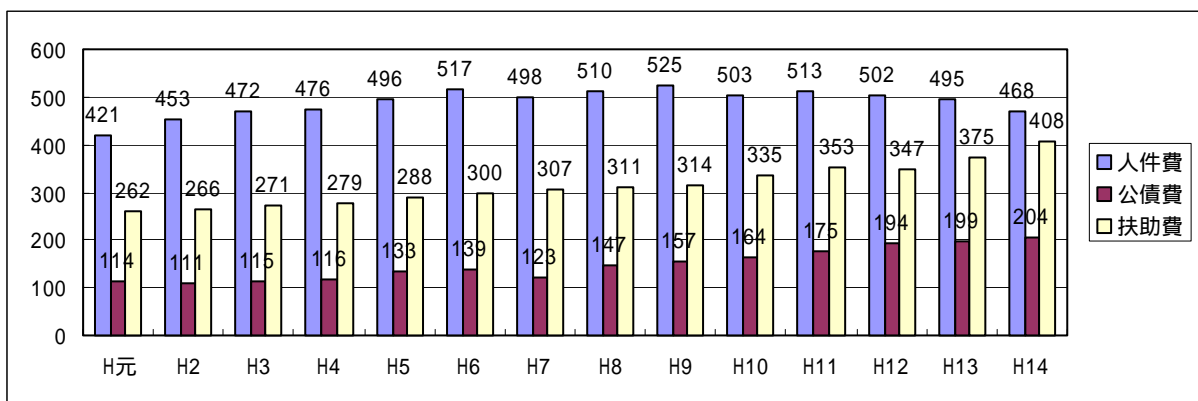
グラフ -3：市税収入の内訳(単位:億円)



(3) 歳出の状況

次に、歳出の主な項目についてみると、人件費は、職員定数の削減の取組や給与水準の見直しなどにより、ここ数年減少傾向を辿っているものの、扶助費は生活保護世帯数の増などにより増加の一途を辿っている。また、公債費も、震災復興事業に加え、緊急経済対策などに市債を活用してきたことから増高傾向にある。こうした義務的経費の推移はグラフ -4 のとおりであるが、その合計額は、市税をはじめとする歳入が落ち込んでいる一方で、確実に増加している。

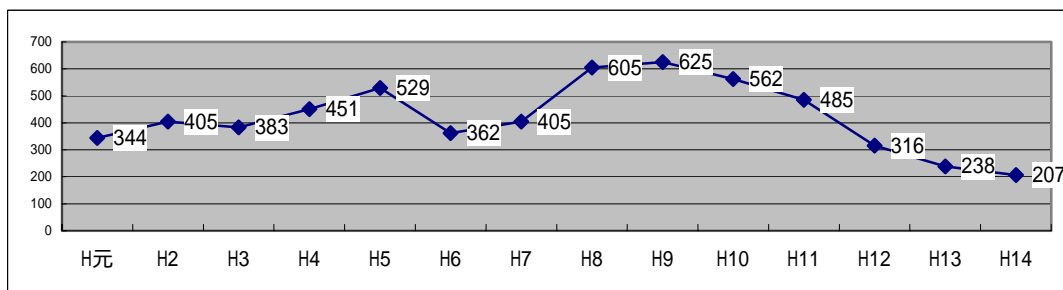
グラフ -4：人件費、扶助費、公債費の推移(単位:億円)



* 合計の推移 H元年度 797 億円 H5年度 917 億円 H10年度 1,002 億円 H14年度 1,080 億円

また、投資的経費の推移は、グラフ -5 に示すとおりここ数年の厳しい財政状況を反映し、抑制に努めたことから、その規模は大きく落ち込んでいる。

グラフ -5：投資的経費の推移(単位:億円)



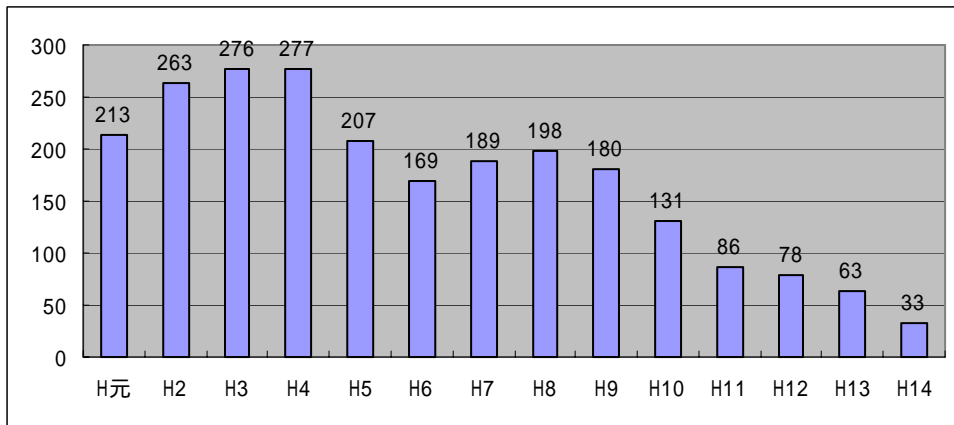
(4) 基金と市債残高

本市財政は近年、市税が減少する一方で義務的経費が増高する中、行財政改善の取組に加え、投資的経費の抑制を図るとともに市債の発行や基金の取崩しなどの財源措置を講じることにより

各年度の収支均衡を図ってきた。

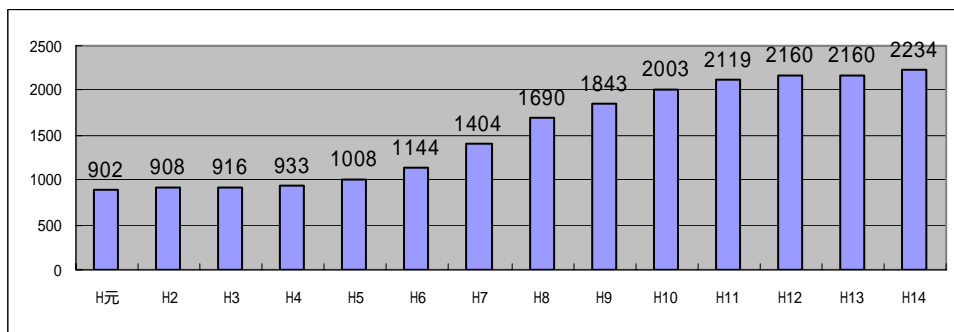
こうした結果、グラフ -6 及び 7 に示すとおり、主な基金は現在ほぼ底をつき、財政対応力は著しく低下した。また、増加する市債の残高は、後年度の公債費負担増をもたらし、今後の財政運営の圧迫要因となっている。

グラフ -6：主な基金（財政調整基金、公共施設整備基金、土地開発基金、減債基金）年度末残高の推移(単位:億円)



* H14 年度は見込み

グラフ -7：一般会計市債年度末残高の推移(単位:億円)

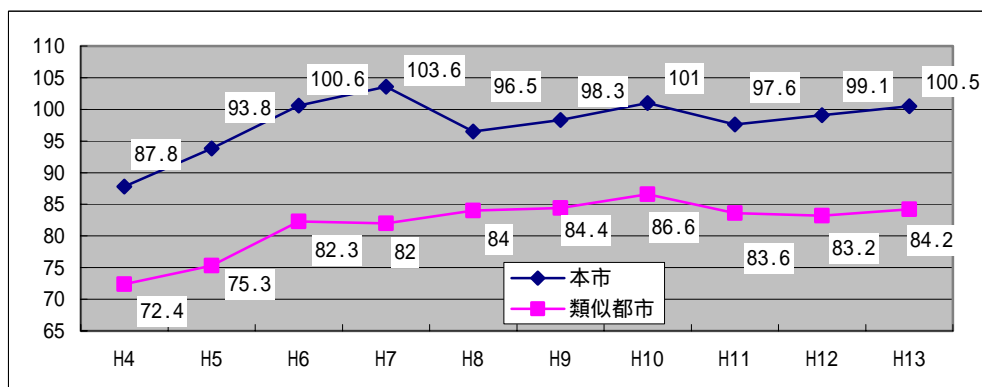


* H14 年度は見込み

(5) 財政構造

本市財政を、財政構造の弾力性を示す経常収支比率で検証してみると、グラフ -8 のとおりである。類似都市の平均値と比較すると、概ね、15ポイント程度も上回って推移しており、本市が極めて硬直化した財政構造にあることを顕著に表している。

グラフ -8：経常収支比率の推移(単位：%)

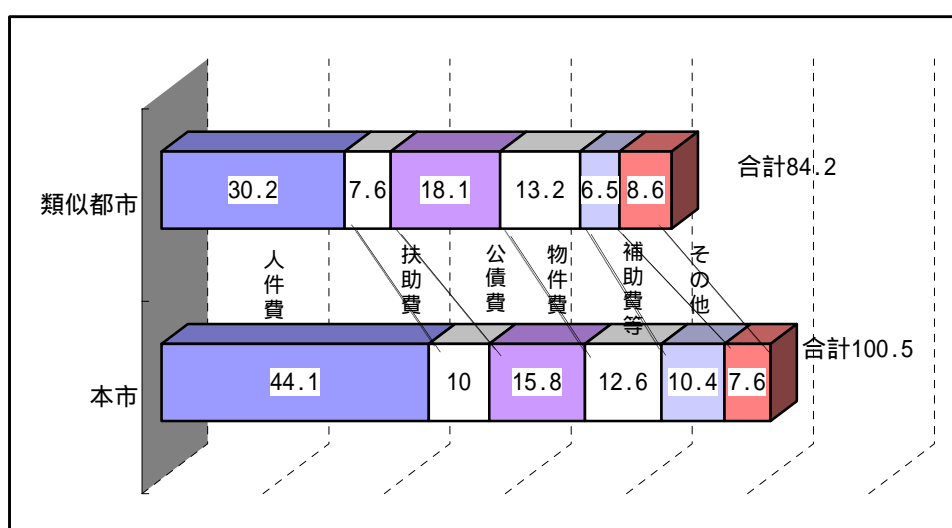


- * 経常収支比率とは、人件費、扶助費などのように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、市税、普通交付税などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額に占める割合。
- * 類似都市とは、本市と人口・産業構造が似通った宇都宮市、市川市、船橋市、松戸市、八王子市、横須賀市、新潟市、金沢市、静岡市、堺市、岡山市、松山市、長崎市、熊本市、鹿児島市の15市。

一般的にこの比率は75%から80%が望ましいとされるが、平成13年度においては、100%を超えており、市税等の経常一般財源の収入で人件費や扶助費などの経常経費の支出を賄えないといった異常な状態となっている。

その主たる要因は、グラフ -9 で示すとおり人件費の占める率の高さである。

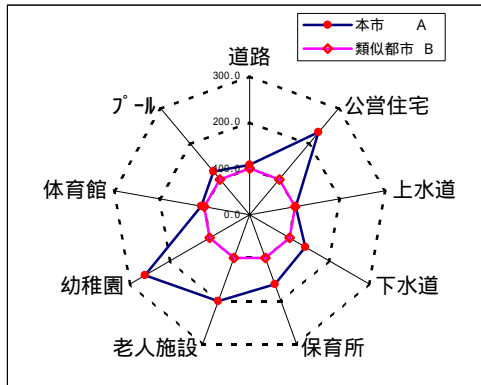
グラフ -9：H13年度経常収支比率の類似都市比較(単位：%)



- * 職員数(普通会計職員数(H13年度決算統計))で比較すると、類似都市平均より約600人多く、部門別には民生・衛生・教育部門で大きく上回っている。

(6) 行政サービスの水準

公共施設の整備状況等を指標とした行政サービスの水準は、グラフ -10 に示すとおり、公営住宅や公立の保育所、幼稚園などで、類似都市を上回る水準となっている。



	本市 A	類似都市 B
道路(舗装率 %)	97.2	89.9
公営住宅(戸数/世帯数×百世帯 戸)	5.6	2.4
上水道(普及率 %)	100.0	98.4
公共下水道(普及率 %)	97.2	69.5
保育所(定員充足率 %)	51.0	31.7
老人福祉施設(定員充足率 %)	0.2	0.1
幼稚園(定員充足率 %)	17.9	6.8
体育館(面積/人口×百人 m ²)	4.9	4.6
プール(面積/人口×百人 m ²)	1.1	0.9

グラフ -10：行政水準の類似都市比較

* グラフは、右表における類似都市の指標(H13年度公共施設状況調より)を100とした場合の本市の指数

また、公共施設の設置状況については、人口などによる類似性のほか市域面積など地理的条件等も考慮する必要があるが、こうした諸条件が類似した市川市・松戸市・川口市の3市と、主な施設について比較してみると、表 -1 のとおり、本市の配置状況は充実したものとなっている。

こうしたことが、他都市に比べ、職員数や維持管理費などの増につながり、財政構造の硬直化の一因となっていると言える。

表 -1：公共施設等設置状況(H14年度)

	本市 A	類似3市平均 B	比較A-B
支所・出張所数	12	6.3	5.7
保健所・保健センター数	7	2.0	5.0
保育所数	35	28.3	6.7
福祉事務所数	6	1.0	5.0
老人福祉センター数	11	5.7	5.3
高等学校数	5	1.7	3.3
幼稚園数	18	3.7	14.3
公民館数	27	16.0	11.0
児童館数	18	0.7	17.3
集会施設数	39	21.7	17.3
都市公園数	308	292.3	15.7
面積(ha)	179.4	145.8	33.6

* 市川市：人口46万人・面積56km²、松戸市：人口47万人・面積61km²、川口市：人口48万人・面積56km²

2 今日の財政危機を招いた要因

1 で見てきたような今日の財政危機の要因について総括すれば、 外的環境 財政構造 財政運営の 3 点に大きく集約される。

(1) 外的環境 社会経済環境の大きな変化

今日の財政危機を招いた要因として、まず社会経済環境の大きな変化が挙げられる。このことは、多くの地方公共団体が程度の差こそあれ、厳しい財政運営を迫られている現状から明らかである。

1960 年代(昭和 35 ~)は、黄金の 60 年代 (ゴールデン・シックスティ) と呼ばれるなど、平均年 10% 程度の経済成長を達成した。引き続く 1970 年代(昭和 45 ~)は、2 度の石油ショックによる経済不況もあり成長率は平均 5% 程度となった。更に 1980 年代(昭和 55 ~)には 3% 台に低下したものの、日本経済は幾多の不況も乗り越え、一貫して右肩上がりの成長を続けてきた。

しかし、平成に入ってからにはバブル経済の崩壊を境に低・マイナス成長に陥り、平均して成長率が 1% 台になるなど、社会経済環境は大きく様変わりした。

こうした近年の経済環境の大きな変化は、歳入の根幹となる市税収入や貴重な自主財源である収益事業収入の大幅な落込みをもたらし、本市財政は深刻な危機を迎える結果となった。

また、先に触れたように、これまでの景気循環において、法人市民税や収益事業収入が増減を繰り返す中で、一定して増加基調であった固定資産税が、土地価格の下落や急激なデフレ経済の進行の影響から、平成 12 年度には減少に転じることとなった。

近年の行財政を取り巻く社会経済環境は、景気変動の波はあっても、基本的には成長過程を辿ってきたこれまでの経験則では測れない、まさしく大変革期を迎えている。

とりわけ本市の場合は、平成 6 年度に発生した阪神・淡路大震災が、復興事業等の財政需要や市税等の減収をもたらすとともに、700 億円を超える市債発行によりその後の公債費負担を一層大きくしたことは言うまでも無い。

(2) 財政構造 硬直化した歳出構造

財政再建団体への転落も危惧される深刻な収支のアンバランスを招いた根源的な要因は、本市が長きにわたって抱えてきた財政構造そのものにある。

こうした財政構造の原型は、遡れば、昭和 40 年代の高度成長期に形づくられたと考えられる。

高度経済成長のもと、表 -2 に示すとおり、市税収入は、10 年間で 4.5 倍、収益事業収入にいたっては 8 倍近い驚異的な伸びを示すこととなった。このような豊かな市税収入や収益事業収入に支えられ、当時の不十分な社会保障制度や社会基盤を補完するため、他都市に先駆けて福祉・医療・教育・下水道などの分野において、本市独自の個人給付事業や、きめ細かな公共施設の設置などの施策を展開し、行政水準を高めてきたが、これに伴って歳出額も 10 年間で 116 億円から 742 億円と 6 倍を超える規模に急激に膨張した。

このことは、一方で、人件費や維持管理経費など固定的な歳出を増大させ、財政構造を硬直的なものにした。一般会計職員の予算定数についてみると、昭和 40 年度には 3,557 人であったものが、昭和 45 年度 4,568 人となり、また、人口が減少傾向に転じた昭和 45 年度からの 5 年間で職員数は増加し、昭和 50 年度には 5,713 人と、昭和 40 年代の 10 年間で、2 千人もの職員が増えている。

表 -2 :

主な決算状況(40年代)

	単位:億円			* S40年度を100とした場合		
	S40	S45	S50	S40	S45	S50
市税	57	114	256	100	200	449
収益事業収入	14	67	111	100	479	793
歳出	116	297	742	100	256	640
うち民生費	12	34	159	100	283	1,325
うち土木費	27	72	147	100	267	544
うち教育費	23	54	104	100	235	452

経常収支比率の昭和 45 年度以降の推移をみると、当時 88%程度であったものが、第 1 次石油ショックによる財政危機のなかで、昭和 50 年度には 98%にまで跳ね上がったが、財政健全化計画に基づく退職勧奨をはじめ改善に向けた強力な取組の一方で、成長率 4 %を超える景気回復もあったことから、赤字を解消した昭和 53 年度には、経常収支比率は 85%を切った。

その後見舞われた経済不況により財政状況は再び悪化、昭和 61 年度には 99%にも達するが、300 人に及ぶ定数削減など行革の取組のほか、バブル経済を迎えたこともあり、経常収支比率は一定の改善が図られ、90%前後の水準で推移することとなった。

このように、不況による市税等の低迷に見舞われるたびに、経常収支比率は 100%前後に跳ね上がり、肥大化、硬直化した本市財政はたちまち財政危機に陥り、職員の採用停止や早期退職など

の行政改革に取り組んできた。

こうした取組は、一定の成果を挙げ、当面の危機を克服してきたが、その後の景気回復による収支改善もあり、根本的な構造改善には結果として至っていない。

例えば職員は嘱託化・委託化などによって削減しても、施設そのものは存続される中で物件費に振り変わるなど、基本的な行政サービスの枠組み・水準は、その後の数次に及ぶ行革努力にもかかわらず、人口の減少や社会経済の変化のなかにあって維持されたままであった。

このような中、バブル経済崩壊以降の景気低迷の長期化により、多額の収支不足を招くこととなるが、現下のデフレ経済の一層の進行による市税収入の落込みが、この間の定数の大幅な削減など全庁挙げての行財政改善の取組効果を吸収するかたちとなり、危機的状況は改善されず、経常収支比率も、平成6年度以降100前後と弾力性を喪失した数値で推移している。

すなわち、長年の行財政運営の結果として形作られた、景気の変動に柔軟に対応できない硬直化した財政構造は、数次に及ぶ行財政改革の取組の努力にも関わらず抜本的な構造改善に至らず、バブル経済崩壊以降の長期の景気低迷のなかで顕在化し、財政状況を極度に悪化させたと言える。

(3) 財政運営 財政見通しと実態の乖離、当面の収支改善重視の財政運営

財政運営面から財政危機の要因についてみると、まず、財政収支の見通しにおける実態との乖離が挙げられる。

本市の財政規模は、これまで経済成長に伴い、概ね、拡大基調を辿ってきているが、昭和40年代の10年間においては、決算における歳出規模は6倍以上に膨れ上がり、その後も昭和50年代は平均7%を超える伸び、また、昭和60年代は平均3%程度の伸び、さらに平成に入っても平均すれば1%を超える伸びを示している。

こうしたなか、財政収支見通しは、厳しい経済情勢の現実を前にしつつも、基本的には国の経済見通しを基調とし、国の累次に及ぶ経済対策の取組により、いずれ緩やかであっても回復力 - プを辿るとの過去の景気循環に対する期待が入り混じった見込みがあったことは否めない。このことが、見通しに齟齬を生じ結果として抜本的な対策を遅らせることとなった。

その背景として、それまでの長年の景気循環の経験則のなかで、システム面でも意識面でも定着していた、右肩上がりの経済成長を前提とした行財政運営が、中・長期的スパンの収支見通しにおいても、完全に払拭しきれていたとは言いがたい。

次に、直面する収支不足を前にして、当面の収支均衡への取組を重視したものとならざるをえ

ず、種々対症療法を講じてきたが、抜本的な構造改善に資する対策が十分でなかった面もある。

このような財政運営が、深刻な景気低迷の継続と相まって、危機的状況を持続させ、さらには増幅させる結果となった。

以上述べてきたように、今日の財政危機は、長年の行財政運営の歴史の中で、様々な要因が複雑に絡み合って生じたものである。その問題点は早くから認識され、数々の対策を講じてきたものの、結果として改善に至らなかった事実については真摯に受け止めなければならない。

今後は、これまでの経験や教訓を糧として、真に柔軟で安定した行財政運営を築くことが何にもまして重要なことであり、そのためにも、大胆な行政経営改革を進めていく。

3 今後の収支見通し

平成 15 年度一般会計予算（一般財源ベース）を基礎として、現行制度等を基本に一定の前提条件のもとに、19 年度までの収支見通しを推計した。

(1) 主な歳入歳出の前提条件

ア 歳入

- a 市税収入
 - ・ 16 年度：ここ数年の減少傾向を考慮し、統計的手法で算出した。
 - ・ 17 年度以降：据置。なお、個人市民税においては、納税義務者数の減少傾向を別途考慮した。
- b 地方交付税
 - ・ 普通交付税：市税減収額の 2 分の 1 相当額を各年度加算した。
- c 地方譲与税等：市税と同様
- d 収益事業収入・競艇場事業収入：15 年度を基礎に据置き、SG レースの誘致効果を別途考慮した。
- e その他
 - ・ 臨時財政対策債：据置
 - ・ 減税補てん債：市税の伸びを考慮した。

イ 歳出

- a 人件費：昇給 1.8%、ペア 0.0%で算出。16 年度以降は、職員の退職、新規採用に伴う新陳代謝効果を加味した。また、16 年度に、15 年度予算計上程度の希望退職による退職手当を見込んだ。
- b 扶助費：生活保護費など、ここ数年の傾向を反映し、統計的手法で算出した。
- c 公債費：発行済みの市債の償還額に、新たに発行予定の市債分を加算した。
- d その他の経常的経費
 - ・ 物件費、維持補修費：据置
 - ・ その他：ここ数年の傾向や今後の見込額を考慮した。
- e 投資的経費：一定の投資的経費の水準(平成 14 年度)をベースに、債務負担行為、築地地区復興事業等既定の計画の見込額を個別に算入した。

(2) 試算結果

単位：億円

		平成15年度 予算案	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳 入	市税収入	720	696	693	689	685
	地方交付税	130	137	138	130	131
	地方譲与税等	88	84	83	83	82
	収益事業収入	41	43	43	43	43
	その他	175	105	101	101	101
	計	1,154	1,065	1,058	1,046	1,042
	歳 出	人件費	405	416	384	392
扶助費		117	124	130	136	142
公債費		191	193	189	188	180
その他経常的経費		369	371	371	378	381
投資的経費		95	120	93	87	83
計		1,177	1,224	1,167	1,181	1,187
差引収支(単年度収支) a		23	159	109	135	145
累積収支	23	182	291	426	571	

・H15年2月時点財政収支見通し

4 財政再建団体の転落を阻止するために

(1) 財政再建団体になれば

今後の本市の収支見通しは、先にみたように16年度以降なにも手立てを講じなければ、平成19年度末には、依然として、570億円にも及ぶ巨額の累積収支不足を抱えることとなる。

地方公共団体においては、赤字額が一定規模（標準財政規模の20%＝財政再建ライン）を超えると建設地方債の発行を制限され、道路整備、学校建設や福祉施設整備などの社会資本の整備に必要な事業が事実上できなくなる。このため、国の管理下で「財政再建団体」として財政再建を行っていくことになる。本市の場合、財政再建ラインは約173億円（平成15年度ベース）であることから、平成16年度にはこのラインを超え、平成17年度には財政再建団体に陥ることとなる。

財政再建団体は、企業で言えば、会社更生法の適用を受けることに相当するものであるが、総務大臣の指定を受け財政再建団体になった場合、国の指導監督の下、財政再建計画を策定し、歳入・歳出の両面にわたって厳しい見直しが求められる。

具体的にどの事業がどの程度の水準で見直しを求められるかについては、赤字幅などによって大きく異なるが、歳入においては、国基準又は類似都市・近隣都市における最高の料率と同程度での徴収・負担が求められるほか、歳出においては、単独事業の最低額での支出や投資的事業の抑制が厳しく求められる。

即ち、現時点の収支不足を勘案すると、歳入面では、保育料などの使用料、国民健康保険料、各種手数料などを、類似都市や阪神間の中で最高額を徴する都市、或いは国基準にそれぞれ合わせる必要があることから、市民に対して著しい負担増が求められることが想定できる。

また、歳出面では、市独自で実施している教育、福祉、産業振興などに係る事業が類似都市や阪神間の中で最低水準の都市と同程度になるよう、それぞれ引下げや廃止の方向で見直しされるほか、将来に向けた都市基盤の整備や学校、福祉施設、道路など市民生活に欠くことのできない施設設備の改修・整備についても計画的に実施することができなくなるなど、市民サービスの著しい低下が予想される。

また当然のことながら、毎年の予算は再建計画の範囲内で編成することを求められ、再建計画の変更を伴うような補正予算の編成にあたっては、その都度国・県の同意が必要となる。

このように本市の地方自治体としての自主性・自立性を放棄するだけでなく、市民への過大な負担や市民サービスの著しい低下を招く財政再建団体への転落だけは、何としてでも避けなけれ

ばならない。

(2) 収支改善の目標

当面、財政再建団体への転落阻止を最優先課題としつつ、実効ある構造改善の取組を進めるとともに、計画最終年次において、累積収支不足額を解消する。

ア 改革改善による改善予定額

執行方針別の平成 16 年度以降の改革改善の取組による年次的改善予定額を次のとおりとし、計画的に改善に取り組むものとする。

単位:億円

		H15	H16	H17	H18	H19	H16～19計
改革改善	人件費の抑制	(13)	18	29	35	43	125
	外郭団体の経営改善等	(10)	2	3	3	3	11
	公共施設の再配置等	(1)	31	3	83	55	172
	財源の確保	(1)	2	5	6	6	19
	事務事業の再構築	(14)	10	8	12	13	43
	負債の抑制	(0)	0	0	0	0	0
	新たな行政経営システムの確立等	(0)	0	0	0	0	0
	効果額計 b	(39)	63	48	139	120	370
(参考)構造改善額(単年度)	(32)	30	16	8	9	63	

* 事務事業の再構築等にかかる職員定数削減効果は、人件費の抑制欄に一括計上。
(定数削減効果は、本表上@402万円/人)

イ 財源対策による改善予定額

財政再建団体への転落を阻止するため、上記改革改善の取組に加え、次に掲げる財源対策を併せて講じることにより収支改善を図る。

単位:億円

		H15	H16	H17	H18	H19	H16～19計
財源対策	基金取崩し(H14決算剰余見込額含む)	(25)	17	10	3		30
	遊休地売却	(5)	5				5
	外団建設償還金(補助金)一部凍結	(14)	14	14	14	14	56
	市債活用	(29)	35	35	30	30	130
	小計	(73)	71	59	47	44	221
	公債費負担		1	1	2	4	8
	合計 c	(73)	70	58	45	40	213

ウ 改善後の収支見込（収支改善総括表）

a 収支見通し

単位：億円

	H15予算案	H16	H17	H18	H19	計
歳入	1,154	1,065	1,058	1,046	1,042	5,365
歳出	1,177	1,224	1,167	1,181	1,187	5,936
差引収支(単年度収支) a	23	159	109	135	145	571
累積収支	23	182	291	426	571	

b 収支改善の目標

単位：億円

	H15	H16	H17	H18	H19	H16～19計
改革改善による改善額 b	(39)	63	48	139	120	370
財源対策による改善額 c	(73)	70	58	45	40	213
改善額計 d	(112)	133	106	184	160	583

c 改善後の収支見込

単位：億円

	H15	H16	H17	H18	H19	計
改善後の単年度収支 a+d	23	26	3	49	15	12
累積収支	23	49	52	3	12	

(参考)

1 経営再建プログラムの取組による平成 15 年度の改革改善の状況

経営再建プログラムの 14 年 10 月時点の収支見通しに対し、その後の制度改正などの変動要因に加え改革改善の効果額や予算査定における取組み等を反映した 15 年度予算案は下表のとおりである。

歳入では、普通交付税や収益事業収入などが減少したが、外郭団体の統廃合など改革改善の取組や市債の活用などの財源対策のほか、市税収入や臨時財政対策債の増加により、合計では 76 億円の増となっている。

こうしたなかで、歳出面において、経営再建プログラムに掲げる定数削減などの改革改善の取組を実行するとともに、投資的経費を抑制するなどによって、51 億円の改善を行なった。

このようなことから、15 年度予算案の収支は、14 年 10 月時点の 150 億円の収支不足の予想に対し、23 億円の収支不足となった。

単位：億円

	15 年度 予 算 案	14年10月時点 収 支 見 通 し	比 較	主な変動要因			
				改革改善	財源対策	制度改正・予算査定 の取組み等	
歳入	市税	720	717	3			個人市民税 4 等
	地方交付税	130	146	16			普通交付税 15 等
	地方譲与税等	88	91	3			地方消費税交付金 4等
	収益事業収入	41	44	3			売上減
	その他	175	80	95	外郭団体統廃合等 10	基金活用(14剰余見込額 含む)25、市債活用 29、市有財産売却 5	臨時財政対策債 21 減税補てん債等 5
	計	1,154	1,078	76	10	59	7
歳出	人件費	405	414	9	定数削減、給与の見直 し等 16		退職手当(希望退職等) 7
	扶助費	117	125	8	市民福祉金、生活保護 適正化等 6		法人保育所措置費の減 等 2
	公債費	191	187	4			特定財源の減(住宅家 賃) 4
	その他経常的経費	369	384	15	国民健康保険事業費会 計繰出金、外郭団体経 営改善等 9		物件費の減等 6
	投資的経費	95	118	23	児童育成環境整備等 2	外郭団体建設償還金凍 結 14	投資の抑制等 11
	計	1,177	1,228	51	29	14	8
差引収支	23	150	127	39	73	15	

2 H14年10月時点の収支見通し及び改善目標

(1) 収支見通し

単位：億円

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳 入	市税収入	717	695	691	687	684
	地方交付税	146	153	155	146	148
	地方譲与税等	91	90	89	89	88
	収益事業収入	44	46	46	46	46
	その他	80	79	75	75	74
	計	1,078	1,063	1,056	1,043	1,040
歳 出	人件費	414	423	399	409	419
	扶助費	125	131	137	144	150
	公債費	187	187	182	183	170
	その他経常的経費	384	384	383	388	390
	投資的経費	118	118	93	87	83
	計	1,228	1,243	1,194	1,211	1,212
差引収支(単年度収支)		150	180	138	168	172
累積収支		150	330	468	636	808

(2) 収支改善の目標

ア 改革改善による改善予定額

単位:億円

		H15	H16	H17	H18	H19	計
改革改善	人件費の抑制	11	32	41	49	57	190
	外郭団体の経営改善等	10	4	5	4	4	27
	公共施設の再配置等	1	31	4	83	55	174
	財源の確保	3	4	6	7	8	28
	事務事業の再構築	21	22	22	26	27	118
	負債の抑制	0	0	0	0	0	0
	新たな行政経営システムの確立等	0	0	0	0	0	0
	効果額計 b	46	93	78	169	151	537
(参考)構造改善額(単年度)	30	30	16	9	9	94	

* 事務事業の再構築等にかかる職員定数削減効果は、人件費の抑制欄に一括計上。
(定数削減効果は、本表上@420万円/人)

イ 財源対策による改善予定額

単位:億円

		H15	H16	H17	H18	H19	計
財源対策	基金取崩し	10	10				20
	遊休地売却	4	5				9
	H14剰余金見込	19					19
	外団建設償還金(補助金)一部凍結	14	14	14	14	14	70
	市債活用	35	35	35	30	30	165
	小計	82	64	49	44	44	283
	公債費負担		1	2	2	5	10
	合計 c	82	63	47	42	39	273

ウ 改善後の収支見込

単位:億円

	H15	H16	H17	H18	H19	計
改善前の単年度収支 a	150	180	138	168	172	808
改革改善による改善額 b	46	93	78	169	151	537
財源対策による改善額 c	82	63	47	42	39	273
差引収支(単年度収支)a+b+c	22	24	13	43	18	2
累積収支	22	46	59	16	2	

改 革 改 善 項 目

- 主要な項目の記載方法 -

1 共通事項

(1) 項目掲載順序

- ・ 執行方針ごとに組織順で掲載

(2) 単位

- ・ 効果額については、百万円（百万円未満は四捨五入）単位で表示
ただし、効果額が算定しがたいものについては、「0」で表示

(3) 算定方法

- ・ 原則として、平成 15 年度事業費をベースに算定

(4) 表記

- ・ 特記のないものについては、実施時期における単年度の効果額を記載している。また、各年度において、効果額が異なるものについては、年度ごとの効果額を記載している。

(5) その他

- ・ H16 年度以降の効果額については、現時点において確定したものではなく、概算額として試算したものであり、今後の検討結果等によって変更する場合もある。
- ・ 改革改善項目については、既に継続して取り組んでいる項目や平成 14 年度から取組を開始している項目も一部掲載している。

2 個別事項

(1) 人件費

- ・ 職員定数削減効果については、「人件費の抑制を図る」で、その総額を明らかにするため、一括して計上している。
- ・ また、アウトソーシングなど個々の項目においても、職員定数の削減効果があるものについては、各々の項目の実質的效果額を明確にするため、それぞれ人件費を含む効果額を計上している。
- ・ なお、職員定数の減にかかる人件費削減効果については、効果額を平年度ベースで表すため、本章では平均人件費（一人当たり@926 万円（平成 15 年度ベース））で算出している。

(2) 投資的経費

- ・ 投資的事業は、事業期間が複数年度にまたがるのが通常であり、事業費も進捗状況により年度間で大きく変動し、単一年度間の比較による効果額の算出ができないため、効果額欄は「-」表示としている。

(3) その他

- ・ 外郭団体に関連する項目のうち、固定資産税の減免の廃止など、その内容が他の執行方針の取組と重なるものについては、外郭団体の経営改善とそれぞれの改革改善項目に重複計上している。

改 革 改 善 項 目

経営再建プログラムに示す執行方針別の取組について、その取組の視点と主要な項目の概要を示す。

1 人件費の抑制を図る。

執行方針

再建期間中に、行政規模の類似した都市を参考に職員定数を削減する。
 集中取組期間中は、職員の新規採用は行わない。
 責任の度合いと実績に応じた人事・給与制度を実現するとともに、勤務条件等の適正化を進める。
 事務の必要性、処理方法を根本的に見直し、職員の超過勤務を縮減する。

【取組の視点】

(1) 職員定数の削減

民間市場等において提供可能なサービスは民間や外郭団体等に委ねるとともに、今日的な視点から施設のあり方を見直すなど、公的関与の必要性や行政の守備範囲の明確化を図ることによって、少なくとも900人の定数削減を行う。

(2) 給与水準の適正化

国の公務員制度改革を勘案し、責任の度合いと実績に応じた人事・給与制度を実現していくとともに、勤務条件等については、国基準を基本とし、動向等を見定めながら適正化を進める。

【主要な項目】

項 目	取 組 概 要
職員定数の削減	<p>【取組内容】 事務事業の見直し、執行体制の効率化、業務の民間委託、公共施設の統廃合等の取組を行うとともに、希望退職を募り、管理職層を含めて5年間で少なくとも900人の定数削減を行う。</p> <p>【実施時期】 平成15～19年度</p> <p>【効果額】 平成15年度 20億93百万円 平成16年度 40億38百万円 平成17年度 57億97百万円 平成18年度 69億8百万円 平成19年度 83億34百万円</p>

項 目	取 組 概 要		
給与、勤務条件等の見直し	昇給制度の見直し	【取組内容】 58歳昇給停止措置の実施に引き続き、経過措置を設け55歳まで昇給停止年齢を引き下げる。(平成16年度実施)	【実施時期と効果額】 平成15年度 2億80百万円 平成16年度 9億25百万円 平成17年度 10億68百万円 平成18年度 12億73百万円 平成19年度 14億53百万円
	各種手当の見直し	【取組内容】 (1) 住居手当(平成16年度実施) (2) 特殊勤務手当(平成15年度実施) (3) 管理職手当(平成16年度実施) (4) 通勤手当(平成14年10月実施済) (5) 超過勤務手当(継続) (6) 退職手当(平成16年度実施) (7) その他	
	再任用制度の見直し	【取組内容】 人件費の抑制を図るため、再任用制度の運用を見直す。(平成15～19年度)	
	責任の度合いと実績に応じた人事・給与制度の実現	【取組内容】 平成18年度の国家公務員制度改革の動向を勘案し、制度改革に向け検討していく。	
福利厚生制度の見直し	【取組内容】 尼崎市職員共済組合、尼崎市職員健康保険組合を廃止し、兵庫県市町村職員共済組合へ移行することによって事業主負担の軽減を図る。		【実施時期】 平成15年度 【効果額】 平成15年度 46百万円 平成16年度 3億64百万円 平成17年度 3億44百万円 平成18年度 3億31百万円 平成19年度 3億14百万円

2 外郭団体の経営改善、統廃合を進める。

執行方針

外郭団体の業績を評価し、自立的な経営改善を促進する。
外郭団体の使命を明確にし、存在意義の薄れている団体の統廃合を行う。

【取組の視点】

外郭団体は、各々の分野で行政を補完・代替・支援する機能を果たすため、実質的に市が中心となって設立した経過があるが、市そのものが危機的な財政難に陥り、財政再建団体への転落も危惧される中で、民間で提供されているサービス、代行できる業務は、民間移管・委託化を進め、効率化を図っており、外郭団体への事業委託も民間との比較考量の結果として考えなければならない。

一方、これまで民間の参入が制限されてきた公の施設の管理業務についても、今後民間にも開放される方針が国から示されるなど、外郭団体を取り巻く状況はより厳しくなっている。

このような中、高コスト体質にある外郭団体が民間に伍して存続していくためには、自ら経営内容を改善し自立することが求められる。

このため、各外郭団体に対しても大幅な経営改善を基本とした取組を求めていくが、改善の取組を進めてもなお、経営の改善が困難と判断される団体については、事業縮小や団体の統廃合を含めた判断と取組を求めていく。

なお、団体の設立経過等を踏まえつつも、今日的視点から点検評価し、存在意義の薄れている団体や業務の類似性から集中化による効果が見込める団体については、速やかに統廃合に向けた調整を進めていく。

【主要な項目】

項 目	取 組 概 要
経営改善	<p>【取組内容】</p> <p>(1) 経営改善目標額の設定 各外郭団体のモデル給与等と民間サービス業の給与水準を比較し、高コスト体質の傾向が認められる団体については、その水準を超える部分を経営改善目標額として設定し、年次的に補助金・委託料の削減を図る。</p> <p>(2) 利用料金制の導入の検討 外郭団体に管理運営を委託している公の施設のうち、主に余暇事業等を実施している施設については、利用料金制の導入を検討する。</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 15 年度 1 億 31 百万円 平成 16 年度 2 億 52 百万円 平成 17 年度以降 3 億 56 百万円</p>

項 目	取 組 概 要	
新たな統廃合	<p>【取組内容】</p> <p>(1) 廃止する団体 尼崎市施設管理協会を平成 15 年度末に廃止する。 (廃止理由) 新再任用制度の導入により、OB 職員の能力を活用し、公の施設の効率的な運営を図るという設立目的を達成し、その役割を終えているため。</p> <p>(2) 他の団体の取り扱い 上記以外の団体については、当面経営改善の取組を求めていくが、取組を進めてもなお、経営の改善が困難と判断される団体については、再建プログラムの期間中に、事業縮小や団体の統廃合を検討する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度末</p> <p>【効果額】 平成 15 年度 38 百万円 平成 16 年度 1 億 62 百万円 平成 17 年度以降 1 億 3 百万円</p>

3 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る。

執行方針

6 行政区ごとや近隣区域に設置してきた公共施設の抜本的な見直しを行う。
 都市計画決定から年次が経過し、必要性などが低下した計画の廃止・変更を行い、不要となる財産の処分・活用を進める。
 民間や他の団体等と競合する施設の廃止や運営形態の見直しを行う。
 老朽化している施設については、将来にわたっての必要性を十分に精査し、存廃を判断する。
 その他公共施設全般にわたって、今日及び将来的視点から必要性等を精査する。

【取組の視点】

本市は、高度経済成長期、都市としての発展過程で、急激な人口の増加や行政需要に伴い、多くの公共施設を設置してきた。

しかし産業構造の転換と人口の減少、更には近年の社会経済環境の変化による慢性的な収支不足など、本市の行財政をとりまく状況は大きく変化した。

こうした中で、危機的な財政状況を克服し、現在の体力に見合った行政規模に見直していくためには、きめ細かに配置された公共施設についてもサービスの質とコストの最適を求める中で、その配置や運営方法を抜本的に見直し、それに伴って職員定数の削減や固定経費の圧縮、更には公有財産の有効活用を図ることにより、新たな税源の涵養にも努めていく。

【主要な項目】

項目	取組概要	
福祉事務所の統合	【取組内容】 6 行政区に配置している福祉事務所や保健センターについては、統合・集約しスケールメリットを活かすとともに事務処理の効率化などを図る。 配置や市民サービス面については、なお検討を進める。	【実施時期】 平成 16 年度以降
保健センターの統合		
地域振興課の機能強化	【取組内容】 地域振興課を地域コミュニティ、協働のまちづくりの拠点として位置付け、求められる機能や施設等について、広く市民意見を求めながら各地区毎に具体案を検討する。	【効果額】 平成 16 年度 17 億 80 百万円 平成 17 年度 2 億 46 百万円
支所市民課、出張所の統合	【取組内容】 各支所に設置している市民課や出張所は、交通の利便性の高い地域に統合・集約する。	

項 目	取 組 概 要	
共同利用施設管理運営の見直し	【取組内容】 航空機騒音の対象外となった17館について、地域コミュニティの醸成を図るため、普通財産として連協等へ無償貸付を行い、連協等による自主的な管理運営を行う。	【実施時期】 平成16年度 【効果額】 10百万円
市立幼稚園の見直し	【取組内容】 私立幼稚園が市内園児の相当数の幼児教育を担っている中で、園児1人当たりの公費負担の格差が開いており、また、私立幼稚園の定員にも余力があることから、市立幼稚園の見直しについての検討を行う。 平成15年度中に検討を行い、方向性を決定する。	【実施時期】 【効果額】
青少年センター機能の見直し	【取組内容】 青少年センターの機能を、移転整備も含めて見直し、不要となる跡地を売却する。	【実施時期】 平成18年度 【効果額】 8億18百万円
公園配置の見直し	【取組内容】 早くから、市街化された本市には十分にスペースのある公園の確保が難しく、現在となっては十分に活用されていない公園もみられる。これまでの配置の考え方について、人口の分布や必要性などを検証し、より魅力的で利用しやすい公園整備のあり方を検討する。	【実施時期】 平成16年度 【効果額】 平成16年度 22百万円 平成17～19年度 1億円
小・中学校の適正規模・適正配置による学校跡地の活用	【取組内容】 学校統合による跡地は売却を基本とするが、公共施設の再配置用地としての利用も含め、全市的なまちづくりの観点から、有効活用を図る。	【実施時期】 平成16年度 【効果額】 平成16年度 12億62百万円 平成18年度 74億31百万円 平成19年度 54億88百万円
市立全日制高等学校の見直し	【取組内容】 市立高等学校教育審議会答申(平成15年7月予定)をもとに、県との調整を図る中で、高等学校の改革を押し進める。	【実施時期】 【効果額】
市立定時制高等学校の見直し	【取組内容】 県立高校教育改革の計画と調整していく中で、適正化に向けて協議を進める。	【実施時期】 【効果額】

4 財源の確保を図る。

執行方針

市税等の滞納整理に向けた全庁的な取組の強化と条件整備を図り、税収等の確保・拡大を図る。
 使用料及び手数料の適正化を図る。
 収益事業収入の確保に向けた各種取組を進める。
 交付税の総額確保や適債事業の拡大等財源の拡充について要望する。
 税の減免廃止と新税の創設に向け検討を進める。

【取組の視点】

著しく乖離した収支の均衡を図るためには、歳出面の抑制だけでなく、歳入の確保に向けた最大限の取組が必要であり、地方公共団体が地域において自主的かつ自立的な総合行政を行っていく上でも欠くことができない視点である。

このため、歳入の根幹をなす市税等の収納率向上に向けた全庁あげての取組や受益者負担の適正化の観点から使用料、手数料等の見直しを行うほか、その他収益事業収入など自主財源の確保に向けた取組を進める。

また、税の減免についても今日的なあり方を問い直し、制度の見直しを行う。

【主要な項目】

項 目	取 組 概 要
4 種滞納整理の取組	<p>【取組内容】 4 種（市税、国民健康保険料、保育料及び住宅家賃）の重複滞納事案について、4 種滞納金の所管課と連携しながら、全庁組織 188 課の職員により、一体的な滞納整理を実施する。</p> <p>【実施時期】 平成 14 年 8 月 ~ 17 年 3 月</p>
本庁舎来庁者用駐車場の有料化	<p>【取組内容】 本庁舎来庁者用駐車場の利用者から使用料を徴収する。</p> <p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 5 百万円</p>
クリーンセンター使用料減免の見直し	<p>【取組内容】 ごみの自己処理責任の明確化や費用負担の公平性の確保等の観点から、公共施設、市場、商店街等のごみ処理使用料の減免措置を見直す。</p> <p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 15 年度 13 百万円 平成 16 年度 63 百万円 平成 17 年度 63 百万円 平成 18 年度以降 1 億 13 百万円</p>

項 目	取 組 概 要	
斎場使用料の改定	【取組内容】 平成 16 年 4 月からの新斎場の供用開始に合わせて、受益者負担の適正化の観点から、現在の斎場使用料の改定を行う。 効果額は、現行の使用料算定ルールに基づく。	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】 14 百万円
保育料の改定	【取組内容】 新たな市基準保育料体系について、平成 15 年度に検討する。	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】 99 百万円
住民基本台帳閲覧手数料の見直し	【取組内容】 住民基本台帳の一部の写しの閲覧にかかる手数料を見直し、現行 1 冊 300 円から 1 件 300 円とする。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 平成 15 年度 18 百万円 平成 16 年度以降 24 百万円
印鑑登録証交付手数料の徴収	【取組内容】 受益者負担の適正化を図るため、印鑑登録証交付（再交付も含む）の際、手数料 200 円を徴収する。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 平成 15 年度 1 百万円 平成 16 年度以降 4 百万円
児童ホームの有料化	【取組内容】 受益者負担の適正化を図るため、児童ホーム入所にかかる経費については保護者負担の導入を図る。 また、児童ホーム事業の充実を図るため、長期休業期間中等の開所時間の延長を行う。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 85 百万円
収益事業収入の確保	【取組内容】 「21 世紀競艇プラン検討会」の提言を踏まえ、ファンサービスの充実を図り、売上の維持、確保に努めるとともに、開催経費の節減を図る。	【実施時期】 平成 15 年度
固定資産税等賦課徴収業務における減免の廃止	【取組内容】 新築住宅に係る都市計画税の減免制度（家屋 2 分の 1 減免）を廃止する。 社会保険医に対する固定資産税・都市計画税の減免制度（診療の用に供する家屋 2 分の 1 減免）を廃止する。 社会保険医に対する固定資産税の減免制度（診療の用に供する償却資産 10 分の 3 減免）を廃止する。 柔道整復師に対する固定資産税・都市計画税の減免制度（施術の用に供する家屋 10 分の 3 減免）を廃止する。 公共性を有する公益法人に対する固定資産税・都市計画税の減免制度（土地・家屋全額減免）を廃止する。	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】 平成 16 年度 1 億 47 百万円 平成 17 年度 2 億 2 百万円 平成 18 年度 2 億 57 百万円 平成 19 年度 3 億 2 百万円

5 事務事業をゼロベースで再構築する。

執行方針

民間において提供されているサービス、代行できる業務は、公的関与の必要性、市場原理の視点から見直し、民間移管・委託を進め、効率化を図る。
需要の伸びが著しい社会保障関連経費の抑制に向け、自立促進等の対策を講じる。
国・県の基準を上回る施策、市単独個人給付事業、各種補助金等は、その必要性を精査し、再構築を行う。
一律給付的な事業は、所得や自立度、健康度などの尺度で再評価する。
国、県の補助金の有無に関わらず、市の経営再建の取組を優先するため、既定事業の休止、計画の変更等の見直しを行う。

【取組の視点】

(1) アウトソーシングの推進

行政が市民に提供する公共サービスであっても、その提供主体がすべて行政である必要はなく、民間の専門的な知識・ノウハウを活用することにより、経済性・効率性等が図れ、市民サービスの質が維持あるいは向上できるものについては、積極的にサービス提供主体を民間に委託（又は移管）する。

対象事業の選定にあたっては、今後、本市が地方分権時代に対応した政策自治体への質的転換を図るため、法令等により本市がサービスの提供主体でなければならないものを除き、現業、非現業を問わず、全ての業務を検討対象とした。

なお、アウトソーシングの推進に際しては、単に経費節減の視点で進めるのではなく、市行政範囲の再編成の好機として捉えるとともに、市民の地域活動や諸団体・事業体の活動の活性化を図る機会として、地域における雇用の創出や起業化につながるような視点からも取組を進める。

（実施基準）

経済性	民間の知識・技術の活用によりコスト削減等ができる。
サービス向上	専門家による迅速、的確な対応により同等又は今まで以上のサービスが提供できる。
適法性	違法でない。
行政責任	公平性・公正性の確保及び適正な管理監督が可能である。
市場性	導入後、業務への参入を妨げるような独占の状態とならない。

【主要な項目】

民間移管・委託の推進

項 目	取 組 概 要	
家庭ごみ収集体制及び委託比率の見直し	【取組内容】 今後のリサイクル社会の動向や市民ニーズに合致した適切な分別システム及び収集回数の見直しに伴う効率的な収集体制、委託比率の見直しを図る。	【実施時期】 平成 17 年度 【効果額】 97 百万円
クリーンセンターごみ処理施設維持管理事業の見直し（H17～）	【取組内容】 平成 17 年度稼働予定の新焼却炉について、効率的な運転管理体制を確立する。	【実施時期】 平成 17 年度 【効果額】 1 億円 11 百万円
まつば園及びみのり園のアウトソーシング	【取組内容】 民間等への移管又は委託を視野に入れ、平成 15 年度中に実施に向けた検討を行う。	【実施時期】 平成 18 年度以降 【効果額】 78 百万円 (建設費等を除く)
保育所の環境改善及び民間移管	【取組内容】 保育環境の改善、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、保育所運営の効率化の視点から、民間活力の導入も図るなかで、民間法人主体による公立保育所（プレハブ5ヶ所）の建替えを進めるとともに、移管を行う。 建替え費用の一部を負担する新たな補助制度を構築する。 <平成 16 年度> 猪名寺保育所 <平成 17 年度> 武庫北保育所 <平成 18～19 年度> 武庫西保育所 東園田保育所 常光寺保育所	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】 平成 16 年度 70 百万円 平成 17 年度 1 億 18 百万円 平成 18 年度 2 億 53 百万円 平成 19 年度 3 億 15 百万円
あこや学園のアウトソーシング	【取組内容】 民間等への移管又は委託を視野に入れ、平成 15 年度中に実施に向けた検討を行う。	【実施時期】 平成 17 年度以降 【効果額】 73 百万円 (施設整備費等を除く)
検診事業のアウトソーシング	【取組内容】 現在、巡回市民検診の一部業務を（財）尼崎健康・医療事業財団に委託しているが、委託範囲の拡大を行い、より効率的に実施する。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 4 百万円

項 目	取 組 概 要	
防疫所業務のアウトソーシング	<p>【取組内容】 平成 8 年度から委託している定期薬剤散布に加え、定期薬剤散布に係る発生源調査、苦情に伴う臨時薬剤散布及び駆除指導、二類感染症以下の患者の搬送・消毒などの業務を新たに民間等へ委託する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 25 百万円</p>
斎場維持管理事業のアウトソーシング	<p>【取組内容】 効率的な運営体制を確立するため、火葬業務、受付業務の民間委託を行う。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 14 百万円</p>
住民票発行業務(郵送業務)のアウトソーシング	<p>【取組内容】 郵送業務のうち文書の收受・開封・発送など委託可能な部分について、事務処理の迅速化、効率化を図るため民間委託する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 12 百万円</p>
下水施設管理事業のアウトソーシング	<p>【取組内容】 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため、民間委託化の検討を行う。</p>	<p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 平成 16 年度 29 百万円 平成 17 年度 29 百万円 平成 18 年度以降 40 百万円</p>
公民館分館のアウトソーシング	<p>【取組内容】 協働の取組を進めるため、地域団体等へ年次的に移管を行う。 なお、平成 15 年度は、民間へ管理委託を行い、委託により得られた効果額については、施設の改修に充てるなど、地域移管への条件整備を行う。(対象 14 館)</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 15 年度 53 百万円 平成 16 年度 64 百万円 平成 17 年度 94 百万円 平成 18 年度以降 1 億 31 百万円</p>
図書館管理運営事業のアウトソーシング	<p>【取組内容】 管理経費の削減を図るため、管理運営業務の一部に民間活力を導入する。 平成 15 年度中に、委託業務内容、委託先業者等について調査・検討し、平成 16 年度より委託する。</p>	<p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 23 百万円</p>

項 目	取 組 概 要	
小学校給食調理業務の見直し	<p>【取組内容】 業務の経済性・効率性の観点から民間委託を視野に入れ、平成 15 年度中に検討を行う。 効果額は、現行の改善見直しによる額である。</p>	<p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 72 百万円</p>
青少年いこいの家管理運営事業のアウトソーシング	<p>【取組内容】 施設の管理運営を効率的に実施するため、NPO法人等に委託する。 平成 15 年度中に下水道直放化等の施設整備を行い、平成 16 年度より委託する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 16 年度 25 百万円</p>

【取組の視点】

(2) これからの福祉行政のあり方とセーフティネットの見直し

国における社会保障制度改革が進められるなか、今後の福祉施策についてはサービスの質や量の充実とともに、将来のニーズや社会状況の変化にも対応できるよう、柔軟性のある効率的で効果的な施策の構築とその推進が求められている。また、個人のレベルにおいては、福祉サービスの利用方法がこれまでの措置制度から契約制度へと転換され、利用者負担についても、無料又は低額負担から有料又は応能応益負担へと変化するなど、一人ひとりの自立意識を基本として、利用者としての権利と自らの選択責任が問われる時代となっている。

このような状況の下、自らの努力だけでは自立した生活を維持できない場合にそれを支えていく仕組みを整えていくことが重要な課題となるが、この仕組みは行政のみならず、市民や地域、事業者など社会の構成員がそれぞれの役割を担い、責任を果たしていかなければならない。

こうした考え方を基本として、今回の経営再建の取組において、これまでの本市の福祉行政におけるセーフティネットの見直しを行うこととする。

(セーフティネットの見直し)

要介護者や障害者、低所得者など、いわゆる要支援者を支える仕組みとしては、生活保護など国制度を基本としたセーフティネットが機能しており、これらの制度については、国が法などによって基準を定め、財源負担等については国・県・市がそれぞれの責任と役割を担っている。

また、こうした基本の制度に加え、市においては要支援者に対する国・県基準を上回る追加的施策（上乘せ・横だし）を実施しており、それぞれ対象者の状況に応じた目的に沿って、これまで一定の成果をあげてきた。

こうした市独自の追加的施策の中には、高度経済成長期に不十分であった国・県制度を補完する目的で設置され現在に至っているが、現在、国・県制度が充実してきたため、市独自の追加的施策は「不十分な制度の補完」から、「市独自の付加的な高次元のサービス」といった位置付けに変化しつつあるものがある。このため、「市独自の付加的な高次元のサービス」については、当該事務事業の必要性や納税者等市民の理解・納得のあり方によってその水準を必要に応じて見直していくことが求められる。

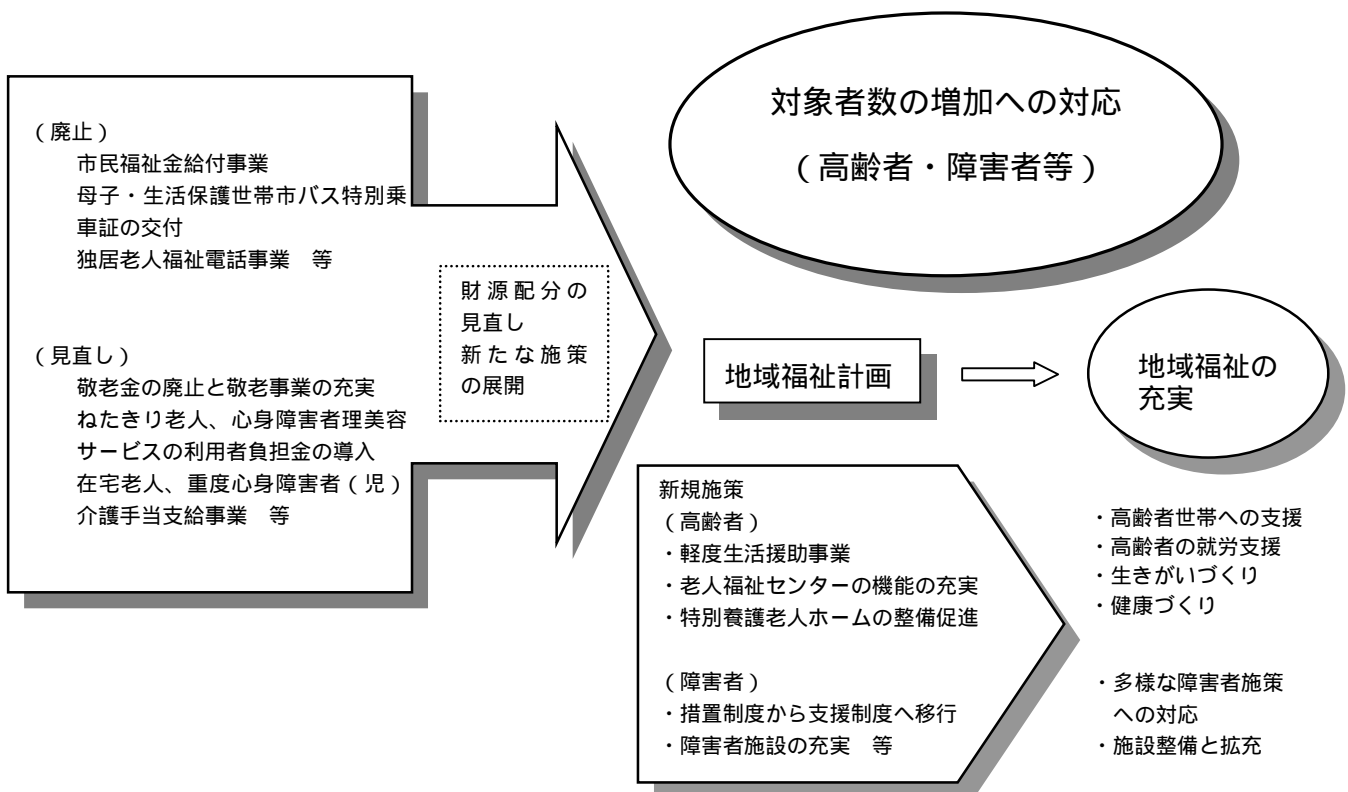
現在、要支援者の数は個々の相違はあるものの年々増加傾向にあり、対象者の増加に比例して予算額の増加傾向が明らかになっている。一方、景気の長期低迷が続く中、本市の財政状況

は悪化の一途を辿っており、現状の市独自のサービスを含めた施策展開を継続していった場合、限られた財源のもとでは、行政の責任において行うべき要支援者に対する施策までが実施困難な状況に陥りかねない状況となっている。すなわち、これまでの給付等の水準から比較すれば、要支援者 1 人あたりの財政投入額は減少することとなるが、将来に向けて持続可能なセーフティネットを堅持し、行政の責任を果たしていくためには、これまで実施してきた施策を見直し、対象者支援の優先範囲を選択し財源を集中するなど、抜本的な事業の再構築が求められている。

したがって、今後は行政の責任において行わなければならない最低のライン（セーフティネット）を、国の定めた給付等の基準（水準）を原則として、市民の命や安全に関わる「生活の基本をささえる事業」および「日常の基本生活に必要な事業」を確保することを最優先とする。

さらに、「市独自の付加的な高次元のサービス」については、近年の社会動向の変化に伴うニーズの多様化や、納税者の理解・納得が得られる施策・事業とするために、これまでの所得再配分的な給付施策を見直し、地域社会の多様な主体により「要支援者を支えるシステムの構築」に向けた施策への転換を図っていくこととする。

セーフティネットの見直し



【主要な項目】

国・県基準を上回る施策、市単独個人給付事業、各種補助金の見直し

項 目	取 組 概 要	
納税組合奨励金の廃止	<p>【取組内容】 制度実施 50 年を経過し、口座振替制度の普及などにより納期内納付が進展しているため、納税組合奨励金を廃止する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 16 年度 5 百万円</p>
資源集団回収運動奨励金交付事業の見直し	<p>【取組内容】 登録団体数、回収量実績も増加傾向にある中、事業の継続的な実施を図るため、団体奨励金単価を 5 円 / kg から 3 円 / kg に変更する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 15 年度 20 百万円 平成 16 年度以降 27 百万円</p>
重度心身障害者（児）介護手当の所得制限の導入	<p>【取組内容】 県の動向（施策の廃止等）を踏まえて同様の対応を行う。（効果額は、所得制限額を県基準に合わせた場合）</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 7 百万円</p>
心身障害者理容・美容無料出張事業の利用者負担金の導入	<p>【取組内容】 応益負担の観点から、理美容出張サービスに係る経費から出張費を除いた金額は、利用者負担とする。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 11 百万円</p>
心身障害者（児）医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>【取組内容】 所得制限額について、平成 15 年度に検討する。</p>	<p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 平成 16 年度 50 百万円 平成 17 年度以降 75 百万円</p>
心身障害者等市バス特別乗車証交付対象者の見直し	<p>【取組内容】 障害者（精神障害者含む）、原子爆弾被爆者に対してのみ交付対象とし、母子・生活保護世帯に対する市バス特別乗車証の交付は廃止する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 53 百万円</p>
身体障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し	<p>【取組内容】 施設利用に係る負担金について、平成 15 年度に検討する。</p>	<p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 平成 16 年度 11 百万円 平成 17 年度以降 22 百万円</p>

項 目	取 組 概 要	
知的障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し	【取組内容】 施設利用に係る負担金について、平成 15 年度に検討する。	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】 平成 16 年度 1 百万円 平成 17 年度以降 2 百万円
独居老人福祉電話事業の廃止	【取組内容】 電話機の名義を利用者に変更し、廃止する。 なお、現利用者への名義変更手数料は市負担とする。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 平成 15 年度 4 百万円 平成 16 年度以降 9 百万円
在宅老人介護手当支給事業の見直し	【取組内容】 県の動向（施策の廃止等）を踏まえて同様の対応を行う。（効果額は、所得制限額を県基準に合わせた場合）	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 2 百万円
ねたきり老人理美容サービスの利用者負担金の導入	【取組内容】 応益負担の観点から、理美容出張サービスに係る経費から出張費を除いた金額は、利用者負担とする。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 3 百万円
老人医療費助成事業の所得制限の見直し	【取組内容】 所得制限額について、平成 15 年度に検討する。	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】 平成 16 年度 1 億 77 百万円 平成 17 年度以降 2 億 66 百万円
敬老事業の敬老記念品の見直し	【取組内容】 地域敬老事業のうち、節目に配付している記念品の単価を見直す。 ・ 77 歳 0 円 5,000 円相当 ・ 80 歳 500 円相当 廃止 ・ 88 歳 1,200 円相当 1 万円相当 ・ 99 歳・101 歳以上 1 万円相当 2 万円相当 ・ 100 歳・最高齢者 2 万円相当 5 万円相当 なお、一律に配付している記念品は廃止するが、演芸大会等の敬老事業は継続する。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 平成 15 年度 32 百万円 平成 16 年度以降 20 百万円
敬老金支給事業の廃止	【取組内容】 敬老記念品の支給に一元化することで、敬老の意を表する主旨を継続させることができるため、廃止する。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 51 百万円

項 目	取 組 概 要	
市民福祉金給付事業の廃止	<p>【取組内容】 公的年金制度が充実してきたことにより、廃止する。 ・平成 15 年度 1/2 に減額 ・平成 16 年度 廃止</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 15 年度 4 億 38 百万円 平成 16 年度以降 8 億 76 百万円</p>
母子家庭等医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>【取組内容】 所得制限額について、平成 15 年度に検討する。</p>	<p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 平成 16 年度 18 百万円 平成 17 年度以降 27 百万円</p>
児童福祉施設入所心身障害児徴収補助金の廃止	<p>【取組内容】 施設利用に係る補助金について、平成 15 年度に検討する。</p>	<p>【実施時期】 平成 16 年度</p> <p>【効果額】 平成 16 年度 5 百万円 平成 17 年度 11 百万円 平成 18 年度以降 12 百万円</p>
法人保育所補助金(一般児加算)の削減と再構築	<p>【取組内容】 法人保育所の運営支援等のため行ってきた補助金のあり方を見直す。平成 15～16 年度は、現行補助単価を 3 割削減し、平成 16 年度末で現行制度を廃止する。 また、新たな運営支援制度を再構築し、平成 17 年度から実施する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 77 百万円</p>
市民検診事業の対象年齢等の見直しと肝炎ウイルス対策の実施	<p>【取組内容】 国基準を基本として、35 歳から 39 歳までの対象年齢の上乗せを廃止するとともに、自己負担金等を見直しを行う。(ただし、35 歳から 39 歳の希望者については、別途、自己負担を徴収し、保健所で実施。) また、新たに肝炎ウイルス対策を実施する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 5 百万円</p>
胃がん・大腸がん検診事業の対象年齢の見直し	<p>【取組内容】 国基準を基本として、35 歳から 39 歳までの対象年齢の上乗せを廃止する。(ただし、35 歳から 39 歳の希望者については、別途、自己負担を徴収し、保健所で実施。)</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 2 百万円</p>
気管支ぜん息り患児童医療費助成事業の廃止	<p>【取組内容】 医療費負担において、他の疾患り患児童との間に不均衡が生じていることから、平成 15 年度から新規・更新の受付を廃止する。</p>	<p>【実施時期】 平成 15 年度</p> <p>【効果額】 平成 15 年度 7 百万円 平成 16 年度以降 15 百万円</p>

項 目	取 組 概 要	
国民健康保険料自主減免制度の見直し	【取組内容】 低所得者に対する保険料の減免制度として、国の法定軽減制度（7割、5割、2割）が実施されていることから、本市独自の減免制度（3割、2割）を廃止する。	【実施時期】 平成16年度 【効果額】 1億24百万円
納付組合奨励金（国保）の廃止	【取組内容】 制度実施40年以上を経過し、口座振替制度の定着、組合・組合員数の減少など制度を取り巻く環境は変化しており、当初の事業目的を達成したと考えられるため、制度を廃止する。	【実施時期】 平成15年度 【効果額】 2百万円
都市美形成助成事業の休止	【取組内容】 再建期間中は、都市美形成地域内等の建築行為に対する助成事業を休止する。	【実施時期】 平成15年度 【効果額】 平成15年度 2百万円 平成16年度以降 5百万円
耐火建築物促進助成事業の休止	【取組内容】 再建期間中は、防火地域（五合橋線、山手幹線等の沿道）内での耐火建築物の建築に対する助成事業を休止する。	【実施時期】 平成15年度 【効果額】 3百万円
要保護・準要保護児童生徒就学奨励費の支給内容等の見直し	【取組内容】 所得基準を含めて、国及び近隣他都市なみに見直す。ただし、課外クラブ活動費は継続する。	【実施時期】 平成15年度 【効果額】 20百万円
修学援助金交付金の縮小	【取組内容】 交付対象である大学・短大部分を廃止し、併せて認定基準等の改善を図る。	【実施時期】 平成16年度 【効果額】 平成16年度 7百万円 平成17年度 14百万円 平成18年度 21百万円 平成19年度 28百万円
私立幼稚園就園奨励補助金の支給区分の見直し	【取組内容】 所得制限のない支給基準（Fランク）を廃止する。	【実施時期】 平成15年度 【効果額】 17百万円

【取組の視点】

(3) その他事務事業の見直し

その他の事務事業についても継続を前提とせず、ゼロベースからの再構築を基本として見直しを行う。

なお、投資的事業については、以下の考え方に基づき休止、重点化、延伸などにより事業の抑制を図る。

(投資的事業の考え方)

長期的な景気低迷などにより、本市の財政は極めて厳しい状況に置かれているが、一方では、まちの魅力の創出に向け、中長期的視点に立った取組を進めることは、税源の涵養や都市計画の観点からも欠かせないものとなっている。

このため、当面の財政危機克服に取り組む一方、将来のまちづくり、発展を見据え、まちの価値を高める事業等にも一定の経営資源を投入していく。

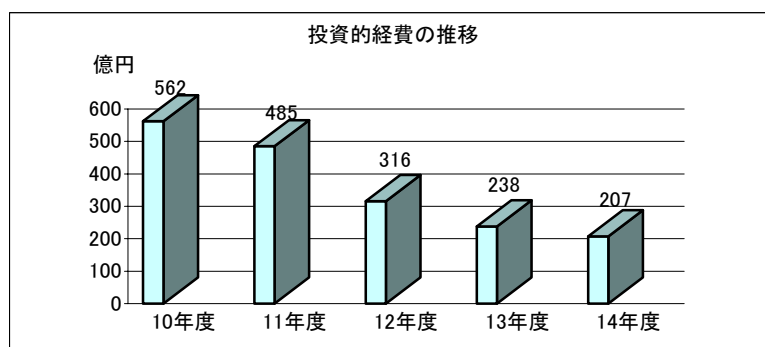
緑遊新都心や臨海西部拠点などの開発事業は、本市の大きな課題である都市の再整備や、都市魅力の創出と交流を拡大する重要な事業であり、また、長期にわたる取組を要することから、再建期間中においても継続的な取組を行っていくこととする。

しかしながら、現下の厳しい財政状況を踏まえ、再建期間中は投資的事業全般にわたり、事業の休止や見直し、重点化、延伸などにより事業費の圧縮を行うとともに、投資にあたっては一般財源歳出を極力抑え、起債など財源の有効活用と負担の平準化を図りながら、一層の抑制を基調として進めていく。

投資的経費の推移

(単位：億円)

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
投資的経費	562	485	316	238	207



【主要な項目】

その他事務事業の見直し

項 目	取 組 概 要	
生活保護事業の適正化	<p>【取組内容】</p> <p>生活保護事業の適正化を図るための人的措置を行う。 また、頻回受診者管理システムを導入し、嘱託医、主治医の協力のもと、医療扶助の適正化を図る。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>平成 15 年度 81 百万円 平成 16 年度 47 百万円 平成 17 年度 1 億 74 百万円 平成 18 年度 3 億 2 百万円 平成 19 年度 4 億 29 百万円</p>
不燃化促進助成事業の休止	<p>【取組内容】</p> <p>不燃化促進区域（国道 2 号沿道）内での耐火建築物の建築に対する助成事業を平成 16 年度（平成 15 年度申請分）から再建期間中休止する。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 16 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>8 百万円</p>
市報あまがさき（特集版）ガイドマップあまがさき、PRシートの見直し	<p>【取組内容】</p> <p>ガイドマップあまがさきを廃止し、窓口案内と地図を掲載したものを市報あまがさき（特集版）の付録として配布する。付録は市外向けPRシートとともに転入者用インフォメーションとして利用する。なお、市報あまがさき（特集版）の発行回数を年 3 回から 2 回にする。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>12 百万円</p>
電子計算機に係る情報処理基盤の更新	<p>【取組内容】</p> <p>ホストコンピュータ関連機器の更新を年次的に行い、経費の縮減を図る中で、コンピュータシステム全体の信頼性・安定性を向上させていく。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>平成 15 年度 37 百万円 平成 16 年度 49 百万円 平成 17 年度 1 億 15 百万円 平成 18 年度以降 1 億 24 百万円</p>
郵便物のバーコード化対応	<p>【取組内容】</p> <p>一括送付千通を超える郵便物について、郵便番号のバーコード印書等のシステム改修を行い、郵便料金の縮減を図る。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 14 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>平成 15 年度 16 百万円 平成 16・19 年度 21 百万円 平成 17・18 年度 24 百万円</p>

項 目	取 組 概 要	
市民まつりの見直し	【取組内容】 市民相互の交流と連帯を深める全市的なイベントである市民まつりについて、事業の見直しにより、経費の節減を図る。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 6 百万円
国民健康保険事業費会計繰出金（財政健全化分）の見直し	【取組内容】 保険料を阪神間並水準に維持することを基本とするなかで、国民健康保険事業費会計の健全性も考慮し、必要な調整を行う。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 6 億円
下水道事業会計補助金の一部見直し	【取組内容】 公衆浴場汚水負担金低減化に伴う負担金としての一般会計からの補助金を廃止する。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 45 百万円
学校医数の見直し	【取組内容】 業務内容に応じた学校医体制とするため、校医数を見直す。	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】 46 百万円
中学校食堂モデル事業の終了	【取組内容】 モデル事業（3校）として実施してきたが、財政状況等から拡大実施はできないと判断したため、モデル事業を終了する。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 6 百万円
学校開放運営事業の見直しと受益者負担の導入	【取組内容】 施設開放や利用料徴収も含めた学校施設全体の効果的・効率的な管理手法等を検討する。 平成 15 年度中に検討結果をまとめ、平成 16 年度から実施する。	【実施時期】 平成 16 年度 【効果額】
児童育成環境整備事業の拡充に伴う児童館の廃止	【取組内容】 現在、全小学校で実施している「土曜こどもクラブ事業」を年次的に毎放課後に拡大して実施し、身近で安全な遊び場、異年齢の交流の場を全小学校に確保することにより、さらなる児童の健全育成を図る。実施に伴い 12 児童館を年次的に廃止し、その跡地については、他の公共施設への転用及び売却等を行い、市有財産の有効活用を図る。	【実施時期】 平成 15 年度 【効果額】 平成 15 年度 70 百万円 平成 16 年度 2 億 13 百万円 平成 17 年度 28 百万円 平成 18 年度以降 90 百万円

(投資的事業関係)

項 目	取 組 概 要	
あまがさき緑遊新都心整備事業	<p>【取組内容】 この地域での投資効果を見込むなかで、起債や都市基盤整備公団の立替制度など財源の有効活用と財政負担の平準化を図りながら、再建期間中の一般財源の投入を極力抑え、継続的に取組を進めていく。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>【効果額】</p>
臨海西部拠点開発事業	<p>【取組内容】 扇町・末広地区の道路整備の進捗を図るとともに、臨海西部土地区画整理事業については、21世紀の森事業導入に伴う事業計画の変更を踏まえ、財源の確実な手立てを行いながら、当面優先すべき道路整備等に絞り事業を実施していく。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>【効果額】</p>
南塚口地区居住環境整備事業の休止	<p>【取組内容】 平成15年度以降当分の間、事業を休止する。</p>	<p>【実施時期】 平成15年度</p> <p>【効果額】</p>
築地地区震災復興事業	<p>【取組内容】 震災復興の位置付けを踏まえ、最優先の事業として平成16年度末の事業終息を目指す。なお、事業費については、極力抑制に努める。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>【効果額】</p>
戸ノ内住宅地区改良事業	<p>【取組内容】 重点地区を定めるなど事業費の抑制を図りつつ継続的な取組を進める。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>【効果額】</p>
戸ノ内地区密集住宅市街地整備促進事業	<p>【取組内容】 地域の状況を踏まえ、当初の事業計画を見直し事業費の抑制に努める。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>【効果額】</p>

6 負債の抑制に向けた取組を進める。

執行方針

既存の開発事業を見直し、計画の変更などを行うことによって、負債の拡大を抑制する。
新たな土地の取得は極力抑制する。
土地開発公社など外郭団体の負債処理に努める。

【取組の視点】

- (1) 土地開発公社健全化計画の着実な実施を図る。
- (2) 開発事業については、抑制を基調とした取組を基本とするとともに、投資的事業全般について事業量調整を行う中で、新たな起債の抑制に努める。

【主要な項目】

項 目	取 組 概 要		
土地開発公社健全化計画の取組	<table border="1"><tr><td>【取組内容】 総務省の公社経営健全化対策の指定に沿って、簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、各事業の進捗を図ることにより、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。</td><td>【計画時期】 平成 13～17 年度 【簿価圧縮額】 293 億 66 百万円</td></tr></table>	【取組内容】 総務省の公社経営健全化対策の指定に沿って、簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、各事業の進捗を図ることにより、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。	【計画時期】 平成 13～17 年度 【簿価圧縮額】 293 億 66 百万円
【取組内容】 総務省の公社経営健全化対策の指定に沿って、簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、各事業の進捗を図ることにより、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。	【計画時期】 平成 13～17 年度 【簿価圧縮額】 293 億 66 百万円		

7 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める。

執行方針

事務事業評価システムを運用し、行政運営のなかに PDCA サイクルを定着化させる。また、的確に地域課題を把握するためのマーケティング手法を整備し、顧客・成果志向、市場原理の活用、権限委譲などニュー・パブリック・マネジメントの考え方に基づく行政経営システムを確立する。
入札制度・契約制度の改革を行う。
尼崎の将来の発展に向けた具体的な政策の評価手法を確立し、人口の定着化や新産業の創出など、まちの魅力と価値を高める各種施策を戦略的に展開できる体制・制度づくりの取組を進める。

【取組の視点】

現在の尼崎市は財政再建団体への転落が懸念されるなど危機的な財政状況にあり、その対応が緊急の課題となっているが、その一方で市民参画機運の盛り上がりやグローバル化の進展など、社会経済環境は大きく変化し、その対応が求められている。このため単に財政の健全化を図るだけではなく、時代の変化に適切に対応するための新しい行政運営システムを構築する必要がある。

こうしたことから、財政健全化と成果志向による行政経営を進めるため「行政経営システムの再構築と透明性の確保」に早急に取り組むとともに、市民や事業者との連携による、より良いまちづくりに向けた「協働の仕組みづくり」を進め、中長期的には市民が利便性や快適性など多様な付加価値を実感し、自己実現が図れるまちを目指す。

1 行政経営システムの再構築と透明性の確保

(1) 新たな行政経営システムの確立と発展

近年の行政課題は益々多様化・高度化し、柔軟かつ迅速な意思決定と業務運営が求められることから、成果志向に基づく事務事業の選択と集中を定着化させ、各局室の主体的な改革改善の取組を促すため、行政資源の弾力的な運用方策を確立する必要がある。

このため、新たな行政経営システムを、事務事業評価システムを中心として確立し、継続的に事務事業の再構築を進めるとともに、政策評価（新規事業評価）導入の取組も進める。

また、上記の行政経営システム運用の一環として外部評価を導入し、透明性・客観性を高めるとともに、全庁的な改革改善実践運動を展開する。

(2) 透明性の確保

入札制度・契約制度の改革については、これまで透明性、公平性などの観点から、一定の改善

を図ってきた。今後とも、透明性の確保、公正な競争の確保、適正な施工の確保、不正行為の排除を基本の柱として、改善に取り組んでいく。

2 協働の仕組みづくり

(1) 尼崎の新たな発展を目指す具体的方策づくり

尼崎市における将来のまちづくりのあり方を展望するとともに、市民と行政のパートナーシップの確立と、規制緩和等による地域活性化に向けた具体的方策を明らかにする。

(2) 市民と行政のパートナーシップの確立

市民と行政の情報共有の推進

市民と行政の情報の共有は、両者のパートナーシップの前提となるものであり、行政経営改革を進める上で極めて重要な取組と位置付けられる。このため、行政から市民への情報提供や市民と行政の対話・ワークショップの場の設置などについて、本プログラムの公表にあわせて可能なものから順次実施していく。

市民のまちづくりへの参画促進

今後のまちづくりの担い手として、NPOやボランティアは益々重要な役割を担うと考えられ、尼崎市においてもこうした人材や組織の育成が今後強く求められるようになる。このため、これら個人や組織の活動の機会を提供し、あわせて組織の育成支援に取り組むことによって、まちづくりの担い手を育成し、市民の参画を促進することを目指す。

(3) 規制緩和等による地域の活性化

まちの活性化のためには民間セクターの活発な活動は欠かすことができず、行政として規制緩和（市場原理の活用）を通じた民間活力の導入によって、民業を支援誘導し成長を促すことが求められる。そのため、国に対して「ものづくり高度化特区」の要望を行ったところであるが、今後も本市の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出を図り、まちの価値を高めるため、構造改革特区の検討を進める。

また、産業構造の変化を踏まえ、これまでの商業・工業といった分類にとらわれない新しい産業施策を企画・立案し、21世紀型産業を誘致・創業・育成するための体制を新たに整備し、地域経済の活性化に取り組んでいく。

【主要な項目】

項 目	取 組 概 要	
新たな行政経営システムの確立と発展	<p>【取組内容】</p> <p>新たな行政経営システムの確立のため、事務事業評価を中心として次の取組を進める。</p> <p>行政資源の弾力的な運用態勢の確立</p> <p>政策評価（新規事業評価）の導入（仮称）施策評価委員会の設置</p> <p>全庁的改革改善実践運動の展開</p> <p>取組成果の人事評価への反映</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>2 百万円</p>
経営推進会議に係る資料等の公開	<p>【取組内容】</p> <p>経営推進会議の開催日、付議案件をホームページに掲載する。また、経営推進会議に係る資料の公文書公開については、原則公開とする。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 14 年度</p>
市民のまちづくりの参加の促進	<p>【取組内容】</p> <p>今後のまちづくりの担い手として、NPOやボランティア活動の場の提供や支援を行うために、行政の仕組みづくりと体制整備を検討する。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>1 百万円</p>
パブリックコメントの実施	<p>【取組内容】</p> <p>行政計画等の立案過程において、趣旨、目的、背景等を公表し、これについて市民から広く意見を求める。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p>
行政水準の比較公表	<p>【取組内容】</p> <p>毎年度実施される「公共施設状況調」等をもとに、主要な行政水準について類似都市などと比較・分析を行い、その結果を財政状況の比較と併せ、ホームページに掲載する。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 14 年度</p>
ネット・モニターアンケート制度の実施	<p>【取組内容】</p> <p>インターネットによるモニターを公募し、市政の課題等について、アンケート調査を実施する。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p>
ホームページ資料室の充実	<p>【取組内容】</p> <p>本市が作成する行政資料について可能な限りホームページの資料室に掲載する。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p>
契約締結業務の見直し	<p>【取組内容】</p> <p>電子入札制度について、平成 18 年度導入に向けた検討を行うほか、透明性、公平性などの観点から改善に向けた取組を行う。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 14 年度</p>
尼崎の新しい発展を目指す具体的方策の検討	<p>【取組内容】</p> <p>当面、財政再建団体への転落阻止を最優先としつつも、尼崎の発展に向け、将来を見据えたなかで新しい価値を生むまちづくりへの道筋を示すビジョンづくりに着手する。</p> <p>また、このビジョンのもとに、主要な施策の成果目標を明確化する新しい実施計画の策定を行う。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>平成 16 年度</p>

項 目	取 組 概 要	
ものづくり高度化特区等構造改革特区の検討・提案	<p>【取組内容】</p> <p>本市の産業を活性化するため「ものづくり高度化特区」を国に提案したところであるが、国が示した特区推進プログラムを踏まえ、本市の特性に応じた特区計画の検討を進める。</p>	<p>【実施時期】</p>
新規産業施策を企画・立案し、推進する体制の整備	<p>【取組内容】</p> <p>産業構造の変化を踏まえ、これまでの商業・工業といった分類にとらわれない新しい産業施策を企画・立案し、21世紀型産業を誘致・創業・育成するための体制を新たに整備し、地域経済の活性化に取り組んでいく。</p>	<p>【実施時期】</p> <p>平成 15 年度</p> <p>【効果額】</p> <p>10 百万円</p>

経営改革の推進にあたって

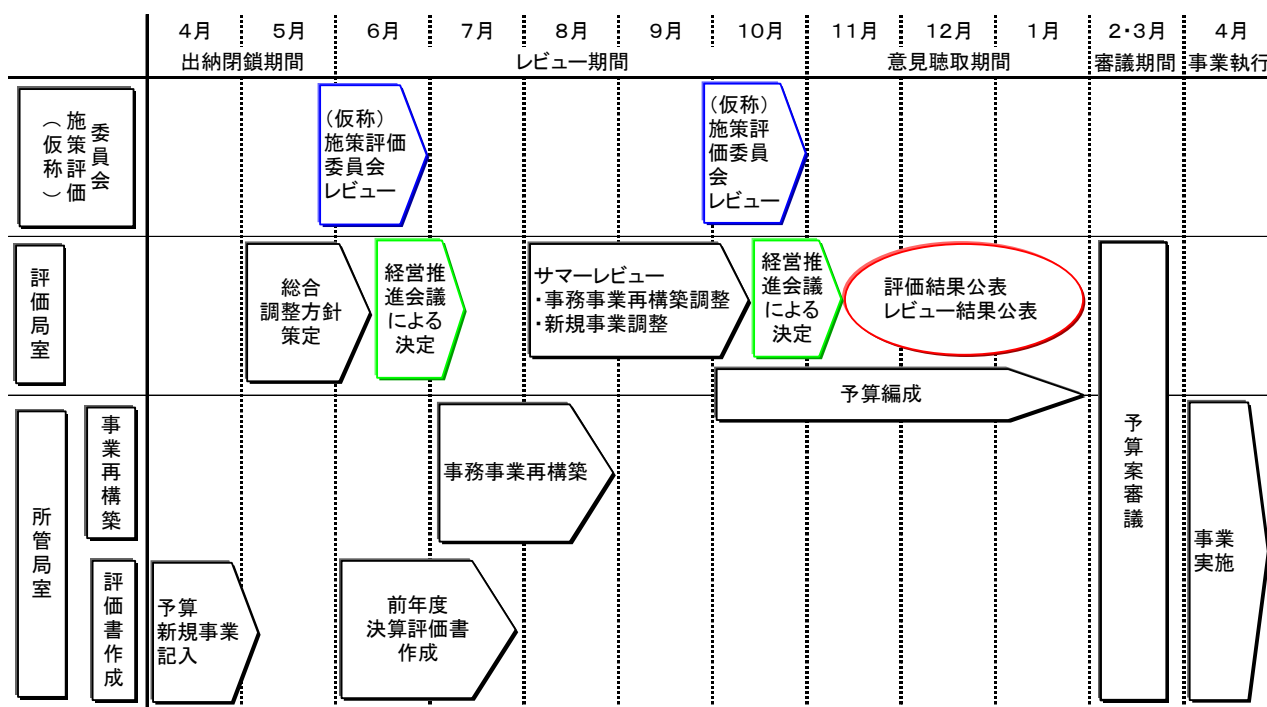
1 新たな行政経営システムの確立

現下の都市課題への対応や将来のまちづくりを見据え、より優先性の高い施策へ経営資源の重点化を図るため、事業の再構築をより一層進め、プログラム全体のフォローアップを図っていかなければならない。

このため、新たな行政経営システムにより、成果志向による行政資源の弾力的な運用が行える態勢を確立していく。この新たな行政経営システムは、サマーレビューを中心とした事務事業再構築の流れにより構築する。

こうした取組をより円滑に行うため、サマーレビューの運営の基本を、査定、調整が中心の方式から、各局室の主体的な自己改善の取組を支援・強化する方向に転換する。また、(仮称)施策評価委員会による施策レベルでの事務事業評価と事務事業再構築をレビュー(点検)し、その内容を公表することにより、透明性を高める。

さらに、インセンティブ(目標達成のための刺激)のため、管理職に対する目標管理制度と業績給の連動を検討する。



2 ローリング方式によるプログラム管理

改革改善項目については、毎年度のサマーレビューの取組を通じて適正な進行管理に努めるとともに、収支見通しの時点修正に応じ、次年度以降の改革改善項目について所要の調整を図ることとする。特に、平成17年度以降の改革改善項目については、公共施設の再配置など構造改善に資する抜本的な取組を実施しなければならず、現時点での未調整課題の解決を図りながら、実効性のある取組をめざす。

3 職員提案に対する取組

職員からの改革・改善に係る提案については、効果が見込まれる提案は積極的に施策化することを基本に調整を図った結果、具体的取組項目として実施していくものは次のとおりとなっている。なお、平成15年度以降については、引き続き職員提案制度を実施するとともに、各職場における業務改善を中心とした全庁的な実践運動を展開していく。

【職員提案による取組例】

- ・住民満足度調査の実施
- ・市外・国際電話のインターネット電話の利用検討
- ・公共施設（公園等）のゴミ箱の撤去
- ・ホームページ資料室の充実 など

4 市民への説明と透明性の確保

経営再建プログラムについては、市報やホームページ、パンフレットによる広報をはじめ、地域等への説明会をこれまで以上に開催し、積極的な情報提供に努めるとともに、パブリックコメントにより、広く市民等からの意見を受け、提出された意見等と市としての意見を公表する中で、次年度予算案に反映し、取組を具体化していく。

また、こうした取組を進めるにあたっては、政策形成段階から市民との情報の共有化を促進し、市民意見を把握、反映できる仕組みを新たに組み込んでいく。

5 国・県への要望

地方分権が進展する中、国・県・市の役割分担が明確になされ、地方公共団体が地域住民のニーズに応じて自主的、自律的かつ効率的な行財政運営が行えるよう、地方交付税のあり方や税源移譲を含む税配分の適正化、諸制度の規制緩和などについて、適宜、国・県への要望を行

っていく。

特に、財政再建団体への転落を阻止し、財政危機を克服するための方途として、次の項目については、特段の要望活動を積極的に行っていく。

普通交付税の算定方法の見直し（生活保護等）

震災復興の特例措置の拡充（既発債の償還期間の延長）

地方債制度の運用緩和（財政健全化債の一般財源化、適債事業の拡充、借換債の拡充等）

執行方針別改革改善項目一覽表

- 改革改善項目の記載方法 -

1 共通事項

(1) 項目掲載順序

- ・執行方針ごとに組織順で掲載

(2) 単位

- ・効果額については、百万円（百万円未満は四捨五入）単位で表示
ただし、効果額が算定しがたいものについては、「0」で表示
- ・事業費については、百万円（百万円未満は切り捨て）単位で表示
ただし、事業費が百万円未満のものについては、千円単位で表示

(3) 算定方法

- ・原則として、平成 15 年度事業費をベースに算定

(4) 表記

- ・効果額欄中計については、5 カ年の累計効果額を記載

(5) その他

- ・16 年度以降の効果額については、現時点において確定したものではなく、概算額として試算したものであり、今後の検討結果等によって変更する場合もある。
- ・経営改革項目については、既に継続して取り組んでいる項目や平成 14 年度から取組を開始している項目も掲載している場合がある。
- ・事業概要については、平成 14 年度の内容を記載している。

2 個別事項

(1) 人件費

- ・職員定数削減効果については、「1 人件費の抑制を図る」で、その総額を明らかにするため、一括して計上している。
- ・また、アウトソーシングなど個々の項目においても、職員定数の削減効果があるものについては、各々の項目の実質的效果額を明確にするため、それぞれ人件費を含む効果額を計上している。
- ・なお、各項目における職員定数の減にかかる人件費削減効果については、効果額を平年度ベースで表すため、平均人件費(一人当たり@926 万円(平成 15 年度ベース))で算出している。

注記: 収支見通しにおける職員定数削減に伴う効果額は、収支の試算において、退職予定者は新規採用に置き換えられているため、新採単価(一人当たり@402 万円(平成 15 年度ベース))となる。

(2) 投資的経費

- ・投資的事業は、事業期間が複数年度にまたがるのが通常であり、事業費も進捗状況により年度間で大きく変動するため、単一年度間の比較による効果額の算出ができないため、効果額欄は「-」表示としている。

(3) その他

- ・外郭団体に関連する項目のうち、固定資産税の減免の廃止など、その内容が他の執行方針の取組と重なるものについては、外郭団体の経営改善とそれぞれの経営改革項目に重複計上している。
- ・各執行方針ごとの合計欄における「収支改善額」は、収支見通しにおける実質的な改善額（P 18-(2)-ア「改革改善による改善予定額」に対応する額）

執行方針別改革改善項目一覧表

1 改革改善項目総括表

平成15年度から19年度の5か年において実施する改革改善項目（一部15年度に検討を行う項目を含む）の執行方針別及び取組区分別の件数と効果額は次のとおりとなっている。

(1) 執行方針別取組件数・効果額

効果額単位：百万円

	人件費の抑制を図る	外郭団体の経営改善、統廃合を進める	公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る	財源の確保を図る	事務事業をゼロベースで再構築する	負債の抑制に向けた取組を進める	新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める	計
件数	10	2	15	19	224	1	20	291
全体に対する割合	3.4%	0.7%	5.2%	6.5%	77.0%	0.3%	6.9%	100%
効果額	19,693	2,681	17,316	2,658	11,395	0	-14	53,729
全体に対する割合	36.7%	5.0%	32.2%	4.9%	21.2%	0%	0%	100%

効果額については、改革改善一覧表の各執行方針別合計欄における収支改善額。

(2) 区分別取組件数・効果額

効果額単位：百万円

	業務改善	転換	縮小	継続	休止	廃止	計
件数	156	28	33	8	12	54	291
全体に対する割合	53.6%	9.6%	11.3%	2.7%	4.1%	18.6%	100%
効果額	22,929	19,922	3,055	0	222	7,601	53,729
全体に対する割合	42.7%	37.1%	5.7%	0%	0.4%	14.1%	100%

業務改善の欄は、その他の項目を含めた数値。

効果額については、改革改善一覧表の各執行方針別合計欄における収支改善額を各区分別に集計した額。

2 改革改善項目一覧表

(1) 人件費の抑制を図る

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
1	業務改善	職員定数の削減	1 対象 全職員 2 意図 職員定数の適正化を図ることにより人件費を抑制する。 3 手段 事務事業の見直し、業務の民間委託化、執行体制の効率化 4 事業費 一般会計一般職 3,918人 43,360百万円	1 改善内容 事務事業の見直し、執行体制の効率化、業務の民間委託、公共施設の統廃合等の取組を行うとともに、希望退職を募り、管理職層を含めて5年間で少なくとも900人の定数削減を行う。 2 改善理由 類似都市を参考に職員定数の適正化を図るため。 3 実施時期 平成15年度から順次実施する。	2,093	27,170
2	業務改善	昇給制度の見直し	1 対象 全職員 2 意図 公務遂行能率の実態に即した昇給制度に是正する。 3 手段 経過措置(～H15)を設け58歳昇給停止を実施 4 効果額 19百万円	1 改善内容 58歳昇給停止措置に引き続き、経過措置を設け55歳まで昇給停止年齢を引き下げる。 2 改善理由 国に準じた昇給制度の導入を図るため。 3 実施時期 平成16年度から経過措置を設けて、平成20年度に本格実施する。	280	4,999
3	業務改善	再任用制度の見直し	1 対象 定年等退職者 2 意図 年金制度改革に合わせて再任用を行う。 3 手段 再任用条例に基づく運用 4 事業費 392百万円 決算見込額	1 改善内容 OB嘱託員制度の活用等、再任用制度の運用の方法を見直す。 2 改善理由 人件費抑制の一環として取り組むため。 3 実施時期 平成15～19年度		
4	業務改善	住居手当の見直し	1 対象 全職員 2 意図 職員の住宅事情等を考慮し、居住の区分に応じ一定の手当を支給する。 3 手段 住居手当支給に関する規則に基づき支給 4 事業費 738百万円	1 改善内容 住居手当の支給対象者の範囲を改める。 2 改善理由 国の状況等を踏まえ、見直しを図るため。 3 実施時期 平成16年度		
5	業務改善	特殊勤務手当の見直し	1 対象 特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない業務に従事する職員 2 意図 勤務の特殊性に応じて支給することによって給与上の配慮を行う。 3 手段 特殊勤務手当支給に関する規則に基づき支給 4 事業費 289百万円	1 改善内容 開庁手当等、業務の特殊性の観点から、支給の必要性を見直す。 2 改善理由 国基準を基本とし、他都市との均衡を踏まえる中で、制度を見直し適正化を図るため。 3 実施時期 平成15年度 なお、開庁手当については勤務時間の見直しと併せて平成16年度の見直しを別途とする。		

2 改革改善項目一覧表

(1) 人件費の抑制を図る

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
6	業務改善	管理職手当の見直し	1 対象 係長以上の職員 2 意図 管理又は監督の地位にある職員の職務の特殊性に基き、管理職手当を支給する。 3 手段 管理職手当の支給に関する規則に基づき支給 4 事業費 865百万円	1 改善内容 制度の見直しも含め、手当額全体の約20%程度の削減に努める。 2 改善理由 人件費抑制の一環として取り組むため。 3 実施時期 平成16年度		
7	業務改善	通勤手当の見直し	1 対象 全職員 2 意図 通勤に係る実費負担分を手当として支給する。 3 手段 通勤手当支給に関する規則に基づき支給 4 事業費 398百万円	1 改善内容 交通機関利用に係る手当について、長期定期券価額等を基礎に算定した額とする。 2 改善理由 6箇月定期等の長期定期券の価額等を基礎に算定した額を手当額とすることにより、一層の経費節減を図るため。 3 実施時期 平成14年10月実施済		
8	業務改善	退職手当の減額	1 対象 定年等退職者 2 意図 現在、国家公務員の退職手当制度に準じて退職手当を支給している。 3 手段 退職手当支給条例に基づき支給 4 事業費 5,436百万円	1 改善内容 国の退職手当制度の見直しの動向に準じて改正を行う。 2 改善理由 現在、国において、退職手当の適正化(約5%)に向けた取組が進められており、国に準じた見直しを図る。 3 実施時期 平成16年度		
9	業務改善	超過勤務手当の縮減	1 対象 全職員 2 意図 超過勤務の縮減に努める。 3 手段 事業の廃止・縮減、執行管理の徹底、定時退庁の推進、36協定の締結、振替及び代休制度の促進など。 4 事業費 544百万円	1 改善内容 命令権者の執行管理の徹底、効率的な事業運営・事務執行を図り、超過勤務の縮減に努める。 2 改善理由 効率的な業務執行や人件費の抑制を図るとともに、職員の健康管理にも努めるため。 3 実施時期 継続して平成15年度以降も取り組む。		
10	業務改善	福利厚生制度の見直し	1 対象 組合員及び被保険者 2 意図 相互救済を図ることによって、職員の生活安定と福祉の向上に寄与する。 3 手段 市独自で健康保険事業、共済事業を実施 4 事業費 共済費 5,591百万円(一般会計)	1 改善内容 尼崎市職員共済組合及び尼崎市職員健康保険組合を解散し、兵庫県市町村職員共済組合に加入する。 2 改善理由 兵庫県市町村職員共済組合への加入に伴い、事業主負担等の縮減を図るため。 3 実施時期 平成15年度	46	1,399

執行方針1 効果額合計					2,419	33,568
-------------	--	--	--	--	-------	--------

収支改善額					1,338	19,693
-------	--	--	--	--	-------	--------

2 改革改善項目一覧表

(2) 外郭団体の経営改善、統廃合を進める

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
1	業務改善	外郭団体経営改善	<p>外郭団体への補助金・委託料の削減</p> <p>1 対象 外郭団体に対する補助金・委託料</p> <p>2 意図・手段 行政を補完・代替・支援する機能を果たしている外郭団体について、補助金・委託料を支給する。</p> <p>3 事業費 6,487百万円</p>	<p>1 改善内容</p> <p>①経営改善目標額の設定 外郭団体の高コスト体質の是正を図るため、各外郭団体のモデル給与等と民間サービス業の給与水準を比較し、その水準を越える部分を経営目標改善額に設定し、年次的にその達成を図る。</p> <p>②利用料金制の導入の検討 外郭団体に管理運営を委託している公の施設のうち、主に余暇事業を実施している施設について、利用料金制の導入について検討する。なお、利用料金制の導入により外郭団体の自主的な経営努力を発揮しやすく、使用料収入の増加等の努力を勧奨する中で、現行委託料の一定割合の見直しを行い、上記の経営改善目標額に加える。</p> <p>2 改善理由 各外郭団体が適正なコストで運営できる仕組みを構築することにより、委託料・補助金の見直しを図る。</p> <p>3 実施時期 ①平成15年度からの3か年間で基本に目標数値への段階的到達に向けて指導・調整する。 ②平成15年度検討</p>	131	1,451
2	廃止	外郭団体統廃合	<p>1 対象 (財)尼崎市施設管理協会</p> <p>2 設立経過・年月日 市の財政健全化の一環として、市内公共施設の委託化を図るとともに、退職者の再雇用の場を確保することにより、市高齢職員の退職を促進することを趣旨として昭和53年4月に発足した。</p> <p>3 目的 市退職者の能力・経験を活用し、公の施設等の管理運営を通じて市民サービスの一層の向上を図り、もって住民福祉の増進に寄与することを目的としている。</p>	<p>1 改善内容 (財)尼崎市施設管理協会を廃止する。</p> <p>2 廃止理由 新再任用制度の導入により、OB職員の能力を活用し、公の施設の効率的な運営を図るという設立目的を達成し、その役割を終えているため、施設管理協会を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度末</p> <p>(既定による統廃合) ①あまがさき未来協会と尼崎市産業振興協会との統廃合 ②(財)尼崎市防災普及協会の廃止</p>	841	1,324
執行方針2 効果額合計					972	2,775
収支改善額					953	2,681

2 改革改善項目一覧表

(3) 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
1	転換	福祉事務所の統合	1 対象 福祉事務所	1 改善内容 6行政区に配置している福祉事務所は統合・集約するものとする。 2 改善理由 統合によるスケールメリットを活かすとともに、事務処理の効率化、市民サービスの効果的な提供を図る。 3 実施時期 平成16年度以降	0	2,026
2	転換	保健センターの統合	1 対象 保健センター	1 改善内容 6行政区に配置している保健センターは統合・集約するものとする。 2 改善理由 統合によるスケールメリットを活かすとともに、事務処理の効率化、市民サービスの効果的な提供を図る。 3 実施時期 平成16年度以降	0	0
3	転換	地域振興課の機能強化	1 対象 地域振興課	1 改善内容 各支所に配置している地域振興課を協働のまちづくりと地域コミュニティの創造拠点として機能強化を図る。 2 改善理由 協働のまちづくりと地域コミュニティの創造を強化するため、市民の利便性と、より一層のコミュニティの向上の観点から、そのあり方、配置を改善する。 3 実施時期 平成15年度は、市民の意見も聴きながら検討し、平成16年度以降での新たな体制づくりを目指す。	0	0
4	転換	支所市民課、出張所の統合	1 対象 支所市民課、出張所	1 改善内容 支所市民課や出張所で供給されている市民サービス機能を、阪急、JR、阪神沿線の利便性の高い場所に集約する。 2 改善理由 集約によるスケールメリットを図るとともに、市民にとって利便性の高い鉄道主要ターミナルに配置することにより市民サービスの効果的な提供を図る。 3 実施時期 平成16年度以降	0	0
5	転換	共同利用施設管理運営の見直し	1 対象 航空機騒音により著しく生活を阻害されている地域住民 2 意図 航空機騒音の障害の緩和に資するために、学習及び休養の場を提供する。 3 手段 社会福祉協議会等に施設の管理を委託し、光熱水費等の維持経費を市が負担している。 4 事業費(一般財源) 15百万円(15百万円)	1 改善内容 共同利用施設のうち航空機騒音対策の対象外となった17館について、普通財産として地域住民(社会福祉連絡協議会等)に無償で貸し付けることにより、費用負担の見直し(光熱水費等は地域負担)を行うとともに、これまで原則認められなかった使用料の徴収を認めるなど、地域住民による自主的な管理運営を行う。 2 改善理由 他の集会所との費用負担面での均衡と地域住民による自主的な運営を図るため。 3 実施時期 平成16年度	0	40

2 改革改善項目一覧表

(3) 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
6	転換	廃園幼稚園の活用	1 対象 地域住民 2 意図 廃園幼稚園3園(成徳、上坂部、園田北)について、本格的な再利用方法が決まるまでの間、地域住民の集会・学習のための施設として暫定利用を行い、有効活用を図る。 3 手段 地元の連協に無償で貸し付け、維持管理経費を市が負担している。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 成徳、上坂部については、継続し地元の連協に貸し付けるが、平成16年度から他の市立福祉会館と同様に維持管理経費は地元負担とし、20万円を越える修繕のみ市が負担する。また、園田北については、猪名寺保育所に転用し、平成16年度から民間移管を行う。 2 改善理由 他の集会施設との費用負担面での均衡と地域住民による自主的な運営を図るとともに、施設の有効活用を図るため。 3 実施時期 平成16年度	0	4
7	業務改善	市立幼稚園の見直し	1 対象 就学前児童 2 意図 幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。 3 手段 18園 4 事業費(一般財源) 1,159百万円(942百万円)	1 改善内容 市立幼稚園のあり方等について検討を行う。 2 改善理由 私立幼稚園が市内園児の相当数の幼児教育を担っている中で、園児1人当たりの公費負担の格差が開いており、また、私立幼稚園の定員にも余力があることから、市立幼稚園の見直しについての検討を行う。 3 実施時期 平成15年度に検討を行い、方向性を決定する。 (検討内容) ・市立幼稚園のあり方(3年保育を含めて) ・保育料の検討 ・その他幼稚園教育に関する事項	0	0
8	縮小	市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅の集約化と跡地売却)	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、維持補修業務等を行う。 4 事業費 —	1 改善内容 市営住宅の建替に合わせて住宅の集約を図り、老朽市営住宅の廃止、跡地の有効活用を行う。 空家住み替えによる住宅の統廃合等については、現行の公営住宅法等のもとでは困難であるが、引き続きその実現に向けて検討を行う。	0	0
9	転換	青少年センター機能の見直し	1 対象 青少年センター	1 改善内容 青少年センターの機能を移転整備も含めて見直し、不要となる跡地を売却する。 2 改善理由 売却による経済波及効果を期待する。 3 実施時期 平成18年度	0	818
10	廃止	職員研修所の移転と跡地売却	1 対象 市職員 2 意図 昭和50年から職員の資質向上を図る場として職員研修所を開設し、職場研修や自主研修などにも利用することにより、人材育成と公務能率の向上に寄与する。 3 手段 平成13年2月に改定した人材育成計画に基づき、基本研修、専門研修、一般研修の体系で研修所研修を実施。 4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)	1 改善内容 平成15年度に職員研修所を市政情報センターへ移転し、跡地を売却する。なお、研修については、公共施設等の会議室を活用し、実施していく。 2 改善理由 公共施設の効率的運用を図るため。 3 実施時期 平成15年度	105	125

2 改革改善項目一覧表

(3) 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
11	転換	公園配置の見直し	1 対象 市内に設置されている公園(子ども広場等も含む。) 2 現状 公園(住区基幹公園)の設置基準 街区公園 誘致距離 250m 面積 2500㎡ 近隣公園 誘致距離 500m 面積20000㎡ 地区公園 誘致距離1000m 面積40000㎡ (幹線道路によって誘致圏は分断される。)	1 改善内容 公共施設の統廃合等により発生する大規模敷地に公園を配置し、その周辺の小規模な公園を廃止するなど、これまでの公園の規模、配置等について見直し、一定規模のまとまりのある市民に親しまれる公園とする。 2 改善理由 ある程度の規模をもった良好な公園には周辺環境を改善するといった効果が期待できる。一定規模の公園とすることにより、多様な利用方法も期待でき、新たなコミュニティの醸成や非常時の防災拠点としての機能も期待できる。 3 実施時期 平成15年度 見直しの検討	0	122
12	転換	南武庫之荘地区土地分譲事業の見直し	1 対象 南武庫之荘住宅地区改良事業地区内及び周辺地区の分譲事業の未処分地等。 2 意図 平成5年度をもって終息した南武庫之荘住宅地区改良事業について、旧分譲事業の未処分地等を売却することにより、関係権利者の自立と地区の住環境等の向上を促進する。 3 手段 未処分地の維持管理及び売却。	1 改善内容 分譲事業地で未処分の土地について一般向けの売却等を検討、協議し、有効活用を図る。 2 改善理由 市有財産の有効活用を図る。 3 実施時期 平成14年度 検討、協議 平成15年度 売却等	257	257
13	転換	小・中学校の適正規模・適正配置による学校跡地の活用	1 対象 小・中学校の適正規模・適正配置による学校跡地	1 改善内容 小・中学校の適正規模・適正配置による学校の跡地については売却を基本とするが、公共施設の再配置用地としての利用も含め、全市的なまちづくりの観点から有効活用について検討する。 2 改善理由 公共施設の再配置を促し、まちの活性化を図るとともに、経済波及効果を期待する。 3 実施時期 平成16年度以降	0	14,181
14	業務改善	市立全日制高等学校の見直し	1 対象 尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学校 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市単独で実施 4 事業費(一般財源) 3,415百万円(3,095百万円)	1 改善内容 市立高等学校教育審議会答申(平成15年7月予定)をもとに、県と調整を図る中で、高等学校の改革を推し進める。 2 改善理由 適正規模の推進 3 実施時期 -	0	0
15	業務改善	市立定時制高等学校の見直し	1 対象 尼崎工業高等学校、城内高等学校 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市事業負担(教職員は県費負担) 4 事業費(一般財源) 353百万円(353百万円)	1 改善内容 県立高等学校教育改革の計画と調整していく中で、適正化に向けて協議を進める。 2 改善理由 適正規模の推進 3 実施時期 -	0	0

執行方針3 効果額合計					362	17,573
収支改善額					105	17,316

2 改革改善項目一覧表

(4) 財源の確保を図る

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
1	新規	新たな債権管理システムの検討	<p>1 対象 市税、住宅家賃、国民健康保険料、保育料、震災復興に係る貸付金等の滞納者</p> <p>2 意図 市民間の公平性の確保、市政への信頼性の向上を目指す。</p> <p>3 手段 全庁的に債権管理を適正に行えるシステムを構築する中で検討する。</p> <p>4 事業費(一般財源) —</p>	<p>1 改善内容 全庁的な組織として、債権管理条例の制定、債権管理のマニュアルづくり、債権管理の組織づくりなどを検討する組織を設置し、その中で市民税等完納の資格要件化、収納窓口の充実策、広報活動の強化などを検討していく。</p> <p>2 改善理由 債権管理を適正に行い、必要な歳入を確保することは、財政状況の如何にかかわらず、市民間の公平性の確保、市政への信頼性の向上を目指す上で不可欠であるため。</p> <p>3 実施時期 平成14年度中に検討、概要をまとめ、条例制定等の有効性が判断できれば、速やかに導入する。</p>	0	0
2	業務改善	4種滞納整理の取組	<p>1 対象 4種(市税、国民健康保険料、保育料及び住宅家賃)の重複滞納者</p> <p>2 意図 収納率の向上及び滞納額の縮減</p> <p>3 手段 4種滞納金の所管課と連携しながら、全庁組織188課の職員により一体的な滞納整理を実施する。</p> <p>4 事業費(一般財源) —</p>	<p>1 改善内容 進捗管理を徹底し、より効率的・効果的な滞納整理を行う。</p> <p>2 改善理由 収納率の向上と滞納額の縮減により、市税等の自主財源の確保を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成15・16年度</p>	0	0
3	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(家賃徴収率の向上)	<p>1 対象 市営住宅</p> <p>2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。</p> <p>3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、滞納者等対策業務等を行う。</p> <p>4 平成14年度家賃収入 3,311百万円</p>	<p>1 改善内容 ①長期悪質滞納世帯に対して、取組みの強化を図る。 ②支払い意思のない世帯に対して、明け渡しを求めていく。</p> <p>2 改善理由 滞納整理に取組むことにより財源の確保を図る。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	16	90
4	新規	本庁舎来庁者用駐車場の有料化	<p>1 対象 本庁舎来庁者</p> <p>2 意図 来庁者への便宜を図るとともに、周辺道路の違法駐車防止に寄与する。</p> <p>3 手段 105台分の駐車場(無料)を確保している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 12百万円(12百万円)</p>	<p>1 改善内容 本庁舎来庁者用駐車場の利用者から使用料を徴収する。駐車場に係る管理経費の削減を検討する。</p> <p>2 改善理由 公有財産の有効活用を図るとともに、駐車場の適正な利用を促進するため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度中を目途に遅くとも平成16年度から実施</p>	0	20
5	業務改善	クリーンセンター使用料減免の見直し	<p>1 対象 (減免規程) ①尼崎市立クリーンセンター条例第7条 天災その他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料を減免することができる。 ②同施行規則第5条第3項 条例第7条に規定する特別の理由は、使用料を納付すべきものが次の各号の一に該当する場合とする。 ・生活保護法によって保護を受けている者 ・公益を目的とする事業を営業者 ・その他市長が使用料を減免する必要があると認められた者</p> <p>2 意図 公共施設や市場商店街等からのごみについては、公共性が高いなどの理由から処理費用の減免措置が実施されている。</p> <p>3 手段 減免措置</p> <p>4 平成14年度使用料 217百万円</p>	<p>1 改善内容 ごみの自己処理責任の明確化や費用負担の公平性の確保等の観点から、クリーンセンター条例施行規則及び運用基準における減免規定について見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 事業系ごみ処理の適正化及びリサイクル等の推進。</p> <p>3 実施時期 平成15年度(公共施設等) 平成16年度(市場、商店街)</p>	13	365

2 改革改善項目一覧表

(4) 財源の確保を図る

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
6	業務改善	斎場使用料の改定	1 対象 市民 2 意図 斎場の利用に対して、適正な受益者負担を徴収する。 3 手段 ①火葬 ・大人1体につき 4,700円 ・小人(年齢10歳未満の者)1体につき 2,300円 ・死産児1体につき 1,100円 ・胞衣、産汚物等1個につき1,100円 ②葬儀式場 ・1時間30分まで 3,000円 ・延長2時間まで1時間につき 750円 4 平成14年度斎場使用料 20百万円	1 改善内容 新斎場完成後、供用開始に合わせて斎場使用料の改定を行う。 2 改善理由 受益者負担の適正化の観点から、現在の斎場使用料の改定を行う。 3 実施時期 平成16年度 ※効果額については、光熱水費等の経費見込みを基に、現行の使用料算定ルールを用いて現時点で算出したものである。 平成16年度以降の使用料については今後検討する。	0	56
7	業務改善	保育料の改定	1 対象 保育に欠ける就学前児童。 2 意図 受益者負担として、保護者の所得階層に応じ、毎月一定の保育料を徴収する。 3 手段 所得階層に応じた保育料を毎年設定するとともに、減免制度を設けるなど、受益者負担の適正化を図る。 4 平成14年度保育料 1,319百万円	1 検討内容 新たな市基準保育料体系の検討を行うに際して、有識者と市民で組織する検討会議を設置し、保育料を中心に子育て支援に関する経費と負担のあり方について提言を受ける。 その後、本提言を基本として、本市が目指すべき保育料体系を策定する。 2 実施時期 平成16年度	0	396
8	業務改善	住民基本台帳閲覧手数料の見直し	1 対象 市民等 2 意図 申請に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧サービスを実施している。 3 手段 本庁市民課で取り扱っており1冊300円の手数料を徴収している。 ※平成13年度決算見込額 ・閲覧件数 4,041冊 ・閲覧手数料 1,212千円	1 改善内容 住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料を見直し、現行1冊300円から1件300円とする。 2 改善理由 阪神間の他都市では、1件又は1世帯といった単位で手数料を徴収しており、均衡を欠いているため。 3 実施時期 平成15年度	18	114
9	業務改善	印鑑登録証交付手数料の徴収	1 対象 市民 2 意図 印鑑登録申請を受け付け印鑑登録証を交付する。 3 手段 本庁市民課、各支所市民課、各出張所で取り扱っており手数料は無料である。	1 改善内容 印鑑登録証の交付(再交付も含む)の際、手数料として200円を徴収する。 2 改善理由 印鑑登録は他の届出等と同様、手数料を徴していないが、印鑑登録証を交付する際に受益者負担の考え方から費用負担を求めめるため。 3 実施時期 平成15年度	1	17
10	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収)	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、保守管理業務等を行う。 4 事業費 —	1 改善内容 ①財政事情等を踏まえ、平成3年度の駐車場設置方針を見直す。 ②実態調査等を踏まえ、整備手法、使用料、徴収方法等について、平成14年度中に基本方針を策定する。 ③基本方針に基き、地元自治会等と協議。 2 改善理由 使用料を徴収していない団地が存在しており、受益と負担の原則や公平性・公正性の観点から使用料を徴収し、財源の確保を図る。 3 実施時期 平成14年度中に基本方針を策定。 ※効果額については、参考として、行政財産の目的外使用料をもとに算出している。 なお、整備費等は含めていない。	0	453

2 改革改善項目一覧表

(4) 財源の確保を図る

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
11	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(付属駐車場の利用率の向上)	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、保守管理業務等を行う。 4 事業費 —	1 改善内容 利用率の低い付属駐車場において、現状の1戸1台から1戸複数台の駐車場使用許可について検討を行う。 2 改善理由 市営住宅に設置した駐車場の平均利用率は62%(最高100%、最低10.2%)となっており、利用率の低い付属駐車場の活用を図り、新たな収益を確保する。 3 実施時期 平成14年度	0	0
12	業務改善	建築物等関係事務手数料の改定	1 対象 市民、事業者 2 意図 特定の者のためにする事務について、受益者負担の原則から手数料を徴収する。 3 手段 地方自治法改正により、手数料徴収が可能となった建築基準法にかかる事務、及び、建築基準法改正に伴い新たに生じる許認可に関する事務について手数料を徴収する。 4 事業費 —	1 改善内容 地方自治法改正により、手数料徴収が可能となった建築基準法にかかる事務、及び、建築基準法改正に伴い新たに生じる許認可に関する事務について手数料を徴収する。 2 改善理由 地方自治法227条の規定により、地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについて、受益者負担の原則から手数料を徴収する。 3 実施時期 平成15年度	1	5
13	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(修繕費用の適正な徴収)	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、維持補修業務等を行う。 4 事業費 —	1 改善内容 市営住宅返還時の修繕費用のうち入居者負担分については敷金の範囲内としているが、敷金の範囲を越えるような修繕費用のかかる物件に対して、実態に即した実費弁償金の徴収方法等の調査、研究を行う。 2 改善理由 入居者の責に帰すべき事由による場合など、適正な負担を求めることにより、公平性を確保する。 3 実施時期 平成15年度から調査研究を行う。	0	0
14	業務改善	児童ホームの有料化	1 対象 小学校1年生から3年生の児童 2 意図 保護者が昼間不在の留守家庭児童に対し、遊びと生活の指導を行い、児童の健全育成を図る。 3 手段 45小学校内の児童ホームに指導員を配置し指導を行っている。 4 事業費(一般財源) 353百万円(289百万円)	1 改善内容 児童ホーム入所にかかる経費について保護者負担を導入するとともに、開所時間の延長を行う。 ①保護者負担の基本額(月額)は1万円とする ・階層区分は5階層とする ・第2子以降は各階層の半額とする A階層 生活保護世帯 0円 B階層 市民税非課税世帯 2,500円 C階層 市民税所得割10万未満 5,000円 D階層 " 10万以上20万未満 7,500円 E階層 " 20万以上 10,000円 ②開所時間の延長 長期休業期間中等、午前8時30分から午後5時まで開所する。 ・現行 午前9時から午後5時まで ・変更後 午前8時30分から午後5時まで 2 改善理由 ①受益者負担の適正化を図る。 ②児童ホーム事業の充実を図る。 3 実施時期 平成15年度	85	425
15	業務改善	競艇場ファン送迎用バスの見直し	1 対象 競艇場来場者 2 意図 ファン送迎用バスの運行により収益の確保を図る。 3 手段 交通局と随意契約によりJR立花駅と阪急塚口駅から送迎バスを運行している。 4 事業費(一般財源) 97百万円(97百万円)	1 改善内容 ファン送迎用バスの単価を見直す。 2 改善理由 サービス水準を確保しながら、開催経費の節減を図るため。 3 実施時期 平成15年度	10	50

2 改革改善項目一覧表

(4) 財源の確保を図る

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
16	転換	競艇場ファン駐車場整備の検討	1 対象 競艇場来場者 2 意図 車による来場者に対応する。 3 手段 競艇場周辺に15箇所846台の来場者用公営駐車場を設置している。	1 改善内容 競艇場に近接する土地への新たな駐車場の整備について、市営住宅等の動向も踏まえ、経費面や施設内容等について検討を行う。 2 改善理由 地域の生活環境の向上とファンの利便性の確保には、点在する駐車場の集約と一定台数の確保が必要不可欠であるため。 3 実施時期 平成15年度 検討	0	0
17	廃止	固定資産税等賦課徴収業務における減免の廃止	1 対象 納税者 2 意図 公益のための政策税制 3 手段 市税の全部又は一部の減免 4 平成14年度減免額 344百万円	1 改善内容 ①新築住宅に係る都市計画税の減免制度(家屋2分の1減免 3階以上の中高層耐火新築住宅は5年度分、その他の新築住宅は3年度分)の廃止 ②社会保険医に対する固定資産税・都市計画税の減免制度(診療の用に供する家屋2分の1減免)の廃止(5か年の経過措置を設ける) ③社会保険医に対する固定資産税の減免制度(診療の用に供する償却資産10分の3減免)の廃止 ④柔道整復師に対する固定資産税・都市計画税の減免制度(施術の用に供する家屋10分の3減免)の廃止 ⑤公共性を有する公益法人に対する固定資産税・都市計画税の減免制度(土地・家屋全額減免)の廃止 2 改善理由 ①新築住宅に対する都市計画税の減免は、良質な住宅確保を目的に地方税法の規定による固定資産税の減額措置と併せて実施しているところであるが、現下の財政状況を考えた場合、見直す必要があると考えられるため。[近隣都市では大阪市と神戸市(見直し予定)のみである] ②～④社会保険医等に対する減免は、市民健康向上策への寄与を目的に減免を行っているが、現下の財政状況を考えた場合、見直す必要があると考えられるため。 ⑤事業活動の公共性に着目して減免を行っているが、現下の財政状況を考えた場合、見直す必要があると考えられるため。 3 実施時期 平成16年度	0	908
18	業務改善	差押不動産の早期換価	1 対象 滞納者 2 意図 厳正な徴収の実現 3 手段 不動産の公売 4 事業費(一般財源) —	1 改善内容 換価可能な不動産の差押え及び公売を前提とした計画的折衝 2 改善理由 滞納繰越額の縮減 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(4) 財源の確保を図る

単位:百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
19	業務改善	男女共同参画課託児サービスの有料化	1 対象 センター主催の事業(啓発セミナーや資格取得講座)に参加する女性 2 意図 センター主催事業への参加促進を図る。 3 手段 保育士の嘱託員と登録ボランティアによる無料の託児サービスを実施している。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 平成15年度から託児サービスの有料化を図る。また、平成16年度からはセンター管理運営のアウトソーシングに伴い、公共的団体に託児業務を委託し、センター主催事業以外にセンターで学習・活動しているグループの託児についても受け入れができるよう検討する。 2 改善理由 受益者負担の適正化と託児サービスの効率化を図るため。 3 実施時期 平成15年度 託児サービスの有料化 平成16年度 公共的団体への託児業務の委託化	0	0

執行方針4 効果額合計					144	2,899
収支改善額					153	2,658

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
1	業務改善	コンピュータ運用業務のアウトソーシング	1 対象 市職員、市民、事業者 2 意図 汎用電子計算システムを活用して、事務処理の効率化、経費節減を図り、行政の情報化と行政サービスの向上に寄与する。 3 手段 人材の確保、職員定数の抑制とともに的確かつ効率的な業務の維持管理を行うため運用の外部化を進めている。 4 事業費(一般財源) 302百万円(302百万円)	1 改善内容 年金システムなどのコンピュータ運用業務体制の見直しを引き続き行う。 2 改善理由 効率的かつ安定的な業務運営を図るとともに、職員の役割を情報処理から情報管理へとシフトさせていくため。 3 実施時期 平成14年度	10	70
2	業務改善	情報化推進体制の見直し	1 対象 市職員 2 意図 事務処理の効率化、経費節減を図り、行政の情報化と行政サービスの向上に寄与する。 3 手段 簡素で効率的な推進体制により情報化を推進する。 4 事業費(一般財源) 58百万円(58百万円)	1 改善内容 情報化推進体制の見直しを行う。 2 改善理由 情報化推進体制の見直しにより、効率的かつ着実な情報化の推進を図るため。 3 実施時期 平成15年度から検討	0	0
3	業務改善	文書收受発送業務の見直し	1 対象 庁外からの郵便物、庁内間交換文書、庁外あての郵便物 2 意図 郵便物、交換文書の効率的な收受・発送 3 手段 收受業務では、庁外から市役所あての郵便物を一括收受し、配付箱を通じて担当課へ配付。発送業務では、庁内で受け付けた郵便物のうち、大量のものは、尼崎・尼崎北郵便局へ業者委託により直接搬送、それ以外は庁内郵便局へ持参。本庁と各出先機関相互の庁内間での文書交換は、平成10年度よりメールカー制度から巡回郵便制度へ移行済み。 4 事業費(一般財源) 34百万円(34百万円)	1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。 2 改善理由 現行業務の基準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	14
4	業務改善	地域研究史料館事業のアウトソーシング	1 対象 市民・研究者・事業者、各地の図書館・史料保存機関など 2 意図 市民・研究者に尼崎地域の歴史に関する研究発表の場を提供し、その成果を逐一明らかにすることによって、地域の歴史・文化に対する理解を助け、市民等との協働により地域資産の保存・活用を図る。 3 手段 新市史の編集・発行。研究紀要『地域史研究』に尼崎及び歴史的関連地域に関する歴史論文、回想、聞き取り、史料紹介を掲載し、市民・研究者などに頒布、市内外の関係機関に配付。市民等からの寄贈・寄託のほか、購入、史料館刊行物との交換により収集し、専用の保存用具によって保存措置。 4 事業費(一般財源) 56百万円(56百万円)	1 改善内容 ボランティアや研究機関との連携を充実拡大するなかで地域研究史料館の組織体制を見直すとともに、中長期的には独立行政法人化などのアウトソーシングを検討する。 2 改善理由 協働の視点に立ったボランティアや大学などの研究機関との連携は、一種のアウトソーシングになっており、これを拡大することにより組織体制を見直すことができるため。 3 実施時期 平成15年度	7	35

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
5	業務改善	職員研修事業のアウトソーシング	1 対象 市職員 2 意図 人材育成計画に基づいた研修体系の下に、計画的かつ職員の主体性を尊重した職員研修を推進することにより、時代が求める組織の人づくりを目指す。 3 手段 職場研修、研修所研修、自主研修を実施する。研修所研修は、基本研修、専門研修、一般研修の体系で実施する。 4 事業費(一般財源) 72百万円(72百万円)	1 改善内容 ①研修所研修のうち職員研修所が実施する研修の阪神間他都市との共同開催 ②研修所研修のうち職員研修所が実施する研修のアウトソーシング ③研修所研修すべてのアウトソーシング(事務手続きを含む)の3つの改善案の中から、より効率的、効果的な研修のあり方を検討し、平成16年度から実施する。 2 改善理由 人材育成計画の推進を基本として、今後の新たな行政課題に的確に対応し、次代を担い得る資質の高い人材の養成を図るための有効な方策を検討すべきであるため。 3 実施時期 平成15年度 検討 平成16年度 実施	0	0
6	業務改善	税務証明発行業務の見直し	1 対象 納税者 2 意図 行政サービス(一部法的義務) 3 手段 職員による税務証明の発行 4 事業費(一般財源) 81百万円(81百万円)	1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。 2 改善理由 現行業務の基準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度	9	45
7	業務改善	公害パトロール業務の見直し	1 対象 公害パトロール業務等 2 意図 工場パトロール等の実施により、環境保全の推進を図る。 3 手段 公害パトロール車2台 4 事業費(一般財源) 19百万円(19百万円)	1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度から年次的に実施	6	58
8	業務改善	本庁との事務連絡業務等の見直し(美化環境局)	1 対象 本庁との事務連絡業務等 2 意図 本庁との事務連絡等 3 手段 事務連絡車1台 4 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円)	1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度	6	30
9	業務改善	場内清掃・洗濯等業務の見直し	1 対象 美化事業部庁舎等 ①庁舎等 鉄骨鉄筋コンクリート3階建庁舎、車庫、車両整備工場及び洗濯工場 ②敷地面積 25,337.15㎡ 2 意図 庁舎の清潔の保持及び労働安全衛生の確保を図る。 3 手段 場内清掃業務、洗濯業務等 4 事業費(一般財源) 55百万円(55百万円)	1 改善内容 正規職員から嘱託員への切り替えにより、経費の削減を行う。また洗濯業務については、外注化を検討する。 2 改善理由 経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成16年度から年次的に実施	0	77

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
10	業務改善	公衆便所清掃管理業務の見直し	1 対象 公衆・公園便所(市内182ヶ所)の清掃業務にかかる人員体制の見直し。 2 意図 公衆便所の清潔の保持や衛生管理を図る。 3 手段 8班体制により、毎日、清掃する。 4 事業費(一般財源) 143百万円(143百万円)	1 改善内容 正規職員から嘱託員への切り替えなどにより、経費の削減を行う。 2 改善理由 現行のサービス内容を維持しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度から年次的に実施	17	139
11	業務改善	家庭ごみ収集業務の見直し	1 対象 家庭ごみ収集体制 2 意図 家庭から排出されるごみの安定的な収集による市民サービスの確保 3 手段 じんかい収集車50台による5種分別収集 4 事業費(一般財源) 1, 576百万円(1, 576百万円)	1 改善内容 家庭ごみ収集における作業基準等を見直すことにより、平成13年度から平成15年度の3カ年で、車両8台、人員34人の削減を実施し、官民格差の解消を図る。 2 改善理由 現行のサービス内容を維持しながら、より経済性・効率性を図るため。 3 実施時期 平成13～15年度	98	490
12	業務改善	家庭ごみ収集体制及び委託比率の見直し	1 対象 家庭ごみ収集体制 2 意図 平成17年度の新焼却炉稼動にあわせ、今後のリサイクル社会の動向や市民ニーズに合致した適切な分別システム及び収集回数を見直しに伴う効率的な収集体制、委託比率の見直しを図る。 3 手段 ごみ収集業務 4 事業費(一般財源) 2, 442百万円(2, 442百万円)	1 改善内容 分別区分の見直し、それに対応した収集体制及び委託比率の見直し 2 改善理由 社会動向や市民ニーズに合致した適切な分別システム等に伴う効率的な収集体制を構築するため。 3 実施時期 平成17年度	0	291
13	業務改善	クリーンセンターごみ処理施設維持管理事業の見直し(H14～H16)	1 対象 第1工場・第3工場運転管理体制 2 意図 焼却施設の適正管理 3 手段 ①第1工場 ・第1機械炉 150t/日 ・第2機械炉1号炉 175t/日 ・第2機械炉2号炉 150t/日 ②第3工場 150t/日×2基 4 事業費(一般財源) 348百万円(348百万円)	1 改善内容 焼却施設の運転管理体制について見直しを行い、平成14年度から平成16年度の3カ年で、16人の定数削減を行う。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成14～16年度	57	489

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
14	業務改善	クリーンセンターごみ処理施設維持管理事業の見直し(H17~)	<p>1 対象 新第2工場の運転管理体制(建替え対象:現在の第1工場第1機械炉・第3工場)</p> <p>2 意図 焼却施設の適正管理</p> <p>3 手段 ①第1工場 第1機械炉 150t/日 ②第3工場 150t/日×2基</p> <p>4 事業費(一般財源) 406百万円(406百万円)</p>	<p>1 改善内容 平成17年度稼働予定の新第2工場(第1機械炉及び第3工場の建替え)について、効率的な運転管理体制を確立する。</p> <p>2 改善理由 焼却施設の効率的な運転管理体制を確立するため。</p> <p>3 実施時期 平成17年度</p>	0	333
15	業務改善	みのり園のアウトソーシング	<p>1 対象 中・軽度の知的障害者(15歳以上30歳未満)</p> <p>2 意図 中・軽度の知的障害者に対し、自活に必要な指導及び訓練を行い、個々の有する能力を伸長させ、また、社会適応能力を向上させることにより円滑に社会復帰を図る。</p> <p>3 手段 中・軽度の知的障害者が日常生活を送る上で必要となる生活指導や職業訓練等を行う。</p> <p>①生活訓練 ②職業訓練 4 その他 ①通所者 定員 35人 ②規模等 ・敷地 1,079.35㎡ ・建物 688.48㎡(鉄筋コンクリート2階建) ・オープン 昭和52年9月13日</p> <p>5 事業費(一般財源) 73百万円(72百万円)</p>	<p>1 改善内容 民間等への移管又は委託を視野に入れた検討を進めていく。</p> <p>2 改善理由 効率的な運営が可能となる。</p> <p>3 実施時期 平成15年度中に、実施にむけた検討を行う。</p>	0	-50
16	業務改善	まつば園のアウトソーシング	<p>1 対象 18歳以上の知的障害者</p> <p>2 意図 重度の知的障害者を日々、保護者のもとから通所させて日常生活等の指導訓練を行う。</p> <p>3 手段 重度知的障害者が日常生活を送る上で必要となる生活指導及び作業訓練等を行う。</p> <p>①生活指導 ②作業訓練 4 その他 ①通所者 定員 45人 ②規模等 ・敷地 661.15㎡ ・建物 669.77㎡(鉄筋コンクリート2階建) ・オープン 昭和58年5月1日</p> <p>5 事業費(一般財源) 134百万円(97百万円)</p>	<p>1 改善内容 民間等への移管又は委託を視野に入れた検討を進めていく。</p> <p>2 改善理由 効率的な運営が可能となる。</p> <p>3 実施時期 平成15年度中に、実施にむけた検討を行う。</p>	0	-89

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
17	業務改善	保育所の環境改善及び民間移管	<p>1 対象 保育に欠ける就学前児童。</p> <p>2 意図 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、保護者が安心して子育てと仕事の両立を図れる環境づくりを推進する。</p> <p>3 手段 ①保育事業の円滑な実施推進、障害児保育、延長保育等の実施 ②保育材料の購入と給食の実施 ③公立保育所の維持管理 35か所(プレハブ15か所、鉄筋20か所) ④児童定員 2,850人 ⑤児童入所者数 2,681人(H14.9.1現在) 0歳(36人) 1歳(327人) 2歳(460人) 3歳(612人) 4歳(636人) 5歳(610人) ⑥保育時間 午前7時30分から午後6時30分(11時間保育)、午後7時までの延長保育有り(別料金)</p> <p>4 事業費(一般財源) 5,125百万円(3,575百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①民間法人主体による公立保育所(プレハブ5か所)の建替えを進めるとともに、移管を行う。 ②建替え費用の一部を負担する新たな補助制度を構築する。</p> <p>2 改善理由 保育環境の改善、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、保育所運営の効率化の視点から、民間活力の導入も図るなかでプレハブ保育所の建替えを進める。</p> <p>3 実施時期 平成16年度から年次的に実施</p> <p><平成16年度> 猪名寺保育所(廃園幼稚園[園田北]活用) <平成17年度> 武庫北保育所(県警西昆陽待機宿舍跡) <平成18~19年度> 武庫西保育所 東園田保育所 常光寺保育所</p>	0	756
18	業務改善	あこや学園のアウトソーシング	<p>1 対象 就学前の知的障害児</p> <p>2 意図 就学前の知的障害児を通園させ、保護するとともに、社会性を伸ばし、生活習慣を会得するための療育を行う。</p> <p>3 手段 発達の遅れのある1歳6か月以上から就学までの幼児の療育施設として通園バスで送迎し、家庭との連携を密にしながらかラス別、個別療育や保護者学習会等を通して園児の全面的な成長、発達を促す。</p> <p>4 その他 ①通所者 定員 50人 ②規模等 ・敷地 2,551.38㎡ ・建物 726.18㎡ ・オープン 昭和38年5月25日</p> <p>5 事業費(一般財源) 202百万円(93百万円)</p>	<p>1 改善内容 民間等への移管又は委託を視野に入れた検討を進めていく。あわせて、市内移転についても検討する。</p> <p>2 改善理由 効率的な運営が可能となる。</p> <p>3 実施時期 平成15年度中に、実施にむけた検討を行う。</p>	0	186
19	業務改善	検診事業のアウトソーシング	<p>1 対象 35歳以上の市民</p> <p>2 意図 脳卒中、心臓病等の生活習慣病を早期発見し、健康についての認識と自覚の高揚を図るため、成人保健対策の一環として市民検診を実施する。</p> <p>3 手段 市民の受診機会、利便性を考慮し、保健所と市内医療機関、(財)尼崎健康・医療事業財団への委託の方法により、基本健康診査(問診、身体計測、血圧測定、検尿、理学的検査、肝機能検査、腎機能検査、中性脂肪、血糖、総コレステロール、HDLコレステロール等)、壮年人間ドック(胸部X線、胃X線)を実施。</p> <p>4 事業費(一般財源) 119百万円(78百万円)</p>	<p>1 改善内容 現行の委託内容に、地元との調整・実施会場の確保、撮影胸部フィルムの読影等を新たに加える。</p> <p>2 改善理由 現在、巡回市民検診の一部業務を(財)尼崎健康・医療事業財団に委託しているが、委託範囲の拡大を行い、より効率的に実施する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	4	20

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
20	業務改善	防疫所業務のアウトソーシング	1 対象 市民 2 意図 ①蚊等の発生源に薬剤を散布し、感染症の予防並びに生活環境の改善を図る。 ②感染症の発生時に、消毒や患者の搬送などを行い、感染の拡大防止を図る。 3 手段 ①市内の発生源となる水路、河川等に定期的に薬剤を散布し、不快害虫の駆除を行う。 ②感染症の発生時には、必要に応じて患者の搬送や、住居等の消毒などを行う。 4 事業費(一般財源) 86百万円(85百万円)	1 改善内容 ①平成8年度から委託している定期薬剤散布に加え、定期薬剤散布に係る発生源調査、苦情に伴う臨時薬剤散布及び駆除指導、二類感染症以下の患者の搬送・消毒、そ族駆除薬剤の配布などの業務を新たに民間等へ委託する。 ②一類感染症発生時に備えての装備等を充実する。 2 改善理由 薬剤散布業務等の委託拡大を行い効率化を図るとともに、感染症対策について、装備等の充実を行う。 3 実施時期 平成15年度	25	125
21	業務改善	斎場維持管理事業のアウトソーシング	1 対象 市民 2 意図 人生の終焉の場にふさわしい雰囲気の中で、火葬業務等を行う。 3 手段 斎場の維持管理(火葬業務、受付業務、施設維持管理業務他) 4 事業費(一般財源) 98百万円(77百万円)	1 改善内容 効率的な運営体制を確立するため、火葬業務、受付業務の民間委託を行う。 2 改善理由 民間委託による効率的な運営体制の確立。 3 実施時期 平成15年度	14	70
22	業務改善	女性・勤労婦人センター管理運営業務及び男女共同参画課業務のアウトソーシング	1 対象 市民等 2 意図 女性の自立及び社会参加の促進並びに女性労働者の福祉に関する事業と女性グループ等の活動の場の提供を行うことにより、一人ひとりを大切に、個性・主体性を重視するまちづくりをめざす。 3 手段 一部外部委託しているほか、正規職員7人及び嘱託員1人で実施している。 4 事業費(一般財源) 102百万円(93百万円)	1 改善内容 女性・勤労婦人センターの管理業務(施設の利用受付・許可、使用料の徴収等)をはじめ、啓発、就業支援、情報提供などの事業(男女共同参画課所管事務事業のうち、職員が直接に実施しなければならないものを除く)を、法人格を持った公共的団体に委託する。 なお、定数及び委託料については平成15年度の検討内容により再調整する。 2 改善理由 事務事業の効果的で効率的な執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度 検討 平成16年度 実施	0	20
23	業務改善	住民票発行業務(郵送業務)のアウトソーシング	1 対象 郵送により住民票の写し等の交付を請求する者 2 意図 本庁市民課で住民票の写し等を交付する。 3 手段 職員11人(正規職員7人、再任用2人、嘱託員2人)で実施している。 4 事業費(一般財源) 82百万円(82百万円)	1 改善内容 住民票の郵送業務における文書の收受、開封、発送等の定型業務のうち委託が可能な部分については、委託化を図る。 2 改善理由 郵送による住民票の写し等の請求は年次的に増加傾向にあり、事務処理の迅速化、効率化を図る必要があるため。 3 実施時期 平成15年度	12	60
24	業務改善	文化振興体制の見直し	1 対象 市民 2 意図 本市の文化振興を図る。 3 手段 市ちかまつ文化振興課及び総合文化センターで各種事業を実施している。 4 事業費(一般財源) 883百万円(572百万円)	1 改善内容 現在、市が実施している文化振興事業については、原則として総合文化センターに事業委託する。 2 改善理由 総合文化センターは、市民の文化の向上に寄与することを目的としており、その専門的な知識とノウハウの活用により、効果的で効率的な事務の執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	16	68

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
25	業務改善	産業情報データベース事業の見直し	1 対象 製造事業者 2 意図 製造事業者の製品、技術、設備などの情報をインターネットで公開することにより、取引の拡大を支援する。 3 手段 (財)尼崎市産業振興協会に事業委託する。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 産業振興協会の自主事業とし、経費を節減する。 2 改善理由 市と産業振興協会との役割分担を明確にし効果的で効率的な事務の執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
26	業務改善	IT人材育成事業の見直し	1 対象 中小企業・商店経営者及び従事員 2 意図 情報技術の進展、消費者ニーズの多様化等に対応するためのセミナー・実務研修の開催により、経営者の意識改革及び従業員の技術・能力の向上を図る。 3 手段 (財)尼崎市産業振興協会に事業委託する。 4 事業費(一般財源) 780千円(780千円)	1 改善内容 産業振興協会が中小企業におけるIT人材育成のため受講料を徴収して実施する自主事業に対して支援する。 2 改善理由 市と産業振興協会との役割分担を明確にし効果的で効率的な事務の執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
27	業務改善	中央卸売市場早期取引監視等業務の見直し	1 対象 中央卸売市場内の業者 2 意図 早朝のせり取引監視業務実施による正常な取引の確保 3 手段 正規職員1人(ローテーションで対応)及び嘱託員2人で実施 4 事業費(一般財源) 16百万円(16百万円)	1 改善内容 業務体制を見直す。 2 改善理由 日常業務における円滑な連絡調整及び事務の効率化・省力化を図るため。 3 実施時期 平成15年度	5	25
28	業務改善	中小企業勤労者福祉共済事業(福利事業の見直し)	1 対象 中小企業に勤務する従業員 2 意図 中小企業勤労者福祉共済事業を実施することにより、従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図る。 3 手段 給付事業、貸付あっ旋事業、福利事業を実施する。 4 事業費(一般財源) 219百万円(63百万円)	1 改善内容 勤労者福祉共済事業のうち福利事業を(財)尼崎市勤労者福祉協会に移管する。 2 改善理由 時間外・休日の利用が可能となること、及び、国庫補助が見込まれることなど、事業の効果的で効率的な執行が図れるため。 3 実施時期 平成15年度	5	53
29	業務改善	道路等維持管理事業のアウトソーシング	1 対象 ①市内道路延長約800Kmに係る、道路舗装や緊急の陥没補修及び側溝補修や清掃 ②道路付属施設である安全柵等の補修 ③道路排水の取付管及び排水樹の新設・補修。 ④水路等の補修 2 意図 適正な道路・水路維持管理により、市民生活の保全を図る。 3 手段 4人1組、4班体制で実施している。 4 事業費(一般財源) 154百万円(154百万円)	1 改善内容 平成15年度中にアウトソーシングの実施に向け、検討を行う。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度 検討 ※今後の検討結果によって効果額等については変更することもある。	0	28

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
30	業務改善	公園等維持管理事業のアウトソーシング	<p>1 対象 市内一円の公園等(都市公園、子ども広場、緑地緑道、街路樹 合計846箇所)の清掃、除草、かんすい、樹木剪定等の保護育成、巡回点検、遊具の補修を行う。</p> <p>2 意図 適正な公園維持管理により、市民生活の保全を図る。</p> <p>3 手段 4人1組、4班体制で実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 154百万円(154百万円)</p>	<p>1 改善内容 平成15年度中にアウトソーシングの実施に向け、検討を行う。</p> <p>2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度 検討 ※今後の検討結果によって効果額等については変更することもある。</p>	0	28
31	業務改善	道路管理(明示)業務の見直し	<p>1 対象 市内にある土地の土地所有者</p> <p>2 意図 官民境界明示調査業務</p> <p>3 手段 3人3班体制で実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 87百万円(87百万円)</p>	<p>1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。</p> <p>2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	16	80
32	業務改善	放置自転車対策事業の見直し	<p>1 対象 市民及び事業者</p> <p>2 意図 放置禁止・抑制区域内での自転車の撤去により、市民生活安全の保持と良好な都市環境の保全を図る。</p> <p>3 手段 平成14年度から、既成の撤去班に加え新たに一班を加えることにより撤去の強化を図っている。</p> <p>4 事業費(一般財源) 43百万円(43百万円)</p>	<p>1 改善内容 既成班の職員編成について見直しを図る。</p> <p>2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年度</p>	0	38
33	業務改善	交通安全教育事業のアウトソーシング	<p>1 対象 地域幼児クラブ(うさちゃんクラブ)8クラブ、幼児クラブ16クラブ、高齢者クラブ(かめさんクラブ)11クラブ</p> <p>2 意図 警察等の関係機関と連携しながら、交通弱者と言われる幼児・園児・小学生及び高齢者を対象に交通安全教育を組織的に統括して地域・団体に対して交通安全思想の啓発を図る。</p> <p>3 手段 5人体制(指導員4人、運転手1人)によるビデオ、人形劇、紙芝居、講話、街頭歩行訓練、自転車訓練等</p> <p>4 事業費(一般財源) 48百万円(48百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①委託化に向けた再検討の実施 ②現行の執行体制の見直し</p> <p>2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	7	35

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
34	業務改善	下水施設管理事業(東部処理区)のアウトソーシング	1 対象 東部第1浄化センター、東部第2浄化センター(雨水ポンプ場)、中在家中継ポンプ場の維持・運転操作業務 2 意図 下水施設管理事業の適正管理 3 手段 東部第1浄化センター 民間委託22人、東部第2浄化センター 直営10人、環境整備事業公社9人による維持・運転操作業務 4 事業費(一般財源) 168百万円(44百万円)	1 改善内容 ①浄化センター等管理の民間委託化を図る。 ②ポンプ場等を遠隔監視・制御し、運転操作業務の省力化・無人化を図る。 ③日常保守点検及び降雨対応時等に必要最低人員を中核施設に集約配置し、経費削減を図る。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成16年度	0	116
35	業務改善	東部第1浄化センター施設管理業務のアウトソーシング	1 対象 東部第1浄化センター施設管理 2 意図 下水施設管理事業の適正管理 3 手段 現行13人による運転管理等を行っている。 4 事業費(一般財源) 125百万円(32百万円)	1 改善内容 東部第1浄化センターの施設管理に係る各種業務を可能な限り包括的に民間事業者へ委託し、民間事業者の有する技術能力等を活用し、維持管理費等の縮減を図る。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度	6	80
36	業務改善	下水施設管理事業(武庫川処理区)のアウトソーシング	1 対象 栗山中継ポンプ場、尾浜中継ポンプ場、富松中継ポンプ場、大庄中継ポンプ場、東難波雨水ポンプ場の維持・運転操作業務 2 意図 下水施設管理事業の適正管理 3 手段 栗山中継ポンプ場 直営10人、尾浜中継ポンプ場 公社9人、富松中継ポンプ場 直営4人、大庄中継ポンプ場 環境整備事業公社9人、東難波雨水ポンプ場(環境整備事業公社委託)による維持・運転操作業務 4 事業費(一般財源) 69百万円(18百万円)	1 改善内容 ①各ポンプ場の直営管理一元化を図る。 ②大庄中継ポンプ場は、施設規模、地域性、整備コスト等より公社委託し管理する。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成18年度	0	22
37	業務改善	市営住宅維持管理業務のアウトソーシング	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、募集業務、保守管理業務、維持補修業務等を行う。 4 事業費 —	1 改善内容 委託可能で経費効果が見込める業務について検討し、可能なものから実施する。 2 改善理由 効率的な事業運営を図る。 3 実施時期 平成15年度	0	0
38	業務改善	校務員業務の見直し	1 対象 小・中・高・養護学校 2 意図 学校の環境整備、その他の用務を行い、学校運営の充実を図る。 3 手段(各校の配置人数) 各校2人 その他 全日制高等学校(3人) 尼崎工業高等学校(1人) 4 事業費(一般財源) 883百万円(883百万円)	1 改善内容 業務執行体制の見直しを図る。 2 改善理由 現行業務の基準を確保しながら、より経済性、効率性を図る。 3 実施時期 平成15年度	20	100

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
39	縮小	公民館分館のアウトソーシング	<p>1 対象 全市民</p> <p>2 意図 生涯学習の拠点施設として、教育・文化等に関する各種事業を実施するとともに学習等の場の提供を行い、住民の教養の向上、健康の増進等を図り、文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>3 手段 ①市内公民館27館(地区館6館、分館21館)において各種講座を開催 ②大小ホール、学習室等の貸し出し ③図書の貸し出し ④自主学习グループの育成など</p> <p>4 事業費(一般財源) 797百万円(796百万円)</p>	<p>1 改善内容 分館21館のうち14館について、年次的に、現在の直営による維持管理から地域団体等による管理に移行する。 (なお、同和関連7館については、同和対策審議会答申の「新総合センター構想」の推移を見ながら対応するものとする。) (平成15年度) ①14分館の維持管理業務を民間に委託する。 ②移管について地域団体等と調整を行う。 (平成16・17年度) 一定の条件整備のもと、地域団体等への移管を行う。 受ける団体等がなく移管できない分館については、17年度末で廃止を原則とする。</p> <p>2 改善理由 管理経費の削減を図るとともに公共施設の有効利用を図る。</p> <p>3 実施時期 平成15年度から年次的に実施する。</p>	53	473
40	業務改善	図書館管理運営事業のアウトソーシング	<p>1 対象 市内在住者、在勤在学者・阪神6市1町在住者</p> <p>2 意図 市民の生涯学習に対するニーズや生活課題の解決を図るため図書館において資料、情報の提供を行う。</p> <p>3 手段 ①図書の貸出し、返却(配架)業務 ②図書の選定、発注、検収、入力、装丁、書庫入れ、修理等 ③児童サービス(児童向けお話し会及びビデオ上映会の開催) ④障害者サービス(点字図書、朗読カセットの貸し出し、対面朗読) ⑤調べ学習等各種調査研究に対する相談業務 ⑥阪神間公立図書館相互協力事務等 ⑦読書週間行事などの事業や広報(機関紙の発行)業務</p> <p>4 事業費(一般財源) 404百万円(403百万円)</p>	<p>1 改善内容 図書館の管理運営業務に民間活力を導入する。 (委託業務内容) 受付カウンター・配架・貸出カード発行、予約の受付・レファレンス・読書案内・閲覧室の受付等</p> <p>2 改善理由 管理経費の削減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成16年度</p>	0	92
41	業務改善	田能資料館管理運営事業の見直し	<p>1 対象 全市民</p> <p>2 意図 田能遺跡から出土した考古資料を公開することにより、文化財や郷土文化に対する関心を高め、教育、学術及び文化の振興を図る。</p> <p>3 手段 ①出土品や復元住居を公開する。 ②特別展の開催 ③古代のくらし体験学習会(館の運営) 正規職員1人(館長)、嘱託員3人の計4人により行っている。</p> <p>4 事業費(一般財源) 24百万円(24百万円)</p>	<p>1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。</p> <p>2 改善理由 管理経費の削減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成16年度</p>	0	24

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
42	業務改善	小学校給食調理業務の見直し	1 対象 小学校45校、養護学校1校 2 意図 心身の健全な発達及び食生活の改善 3 手段 自校・単独・直営方式 4 事業費(一般財源) 1,383百万円(1,383百万円)	1 改善内容 業務の経済性、効率性の観点から、民間委託も一つの視野に入れた検討を進めていく。 2 改善理由 経費削減を図る。 3 実施時期 平成15年度に検討結果を出す。 ※効果額は、現行の改善見直しによる額である。	72	360
43	転換	生涯スポーツレクリエーション事業の見直し	1 対象 全市民 2 意図 自発的にスポーツやレクリエーション活動に親しむ機会と場を提供しスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興を通じて健康づくりやコミュニケーションづくりへの関心を高める。 3 手段 ①市内公園12か所でのスポーツ巡回指導 ②月例事業(サイクリング・ハイキング・ジョギング・フォークダンス・民踊) ③スポーツ用品の貸し出し 4 事業費(一般財源) 32百万円(32百万円)	1 改善内容 ①現在、職員で実施しているスポーツ巡回指導を地域での自主的な実施体制に年次的に移行する。 (平成16年度4件 17年度8件) 正規職員「1人減」(平成17年度より) ②ふれあいニュースポーツ事業の実施 ①の年次計画にあわせて、地域において定期的・計画的にニュースポーツ(グラウンドゴルフ等)の指導・啓発事業を実施する。 2 改善理由 ①地域での自主的な取組を促進する。 ②ニュースポーツ人口の拡大を図る。 3 実施時期 平成16年度・17年度の2カ年で実施	0	27
44	業務改善	社会体育事業の見直し	1 対象 全市民 2 意図 生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の普及・促進を図り、それらを通じて人とふれあうことや連帯感を深めながら豊かな地域社会を形成する。 3 手段 ①スポーツ顕彰事業 ②地区体育館等管理運営事業 ③市民スポーツ大会開催事業 ④ヘルストレーニング指導事業 ⑤生涯スポーツレクリエーション事業 ⑥学校開放事業 ⑦スポーツリーダー講習会事業 ⑧「スポーツのまち尼崎」推進事業 4 事業費(一般財源) 43百万円(43百万円)	1 改善内容 ①現在、市で実施しているスポーツ振興施策について、可能なものはスポーツ振興事業団への移管・委託を行う。 (平成15年度より検討・調整を図る。) ②「スポーツのまち尼崎」に向けた競技力向上事業を廃止する。 2 改善理由 ①市とスポーツ振興事業団との役割分担を明確にし、効果的・効率的な事業執行を図る。 ②スポーツ振興事業団との類似事業の整理を行う。 3 実施時期 平成15年度	1	5
45	業務改善	青少年いこいの家管理運営事業のアウトソーシング	1 対象 青少年団体・市民等 2 意図 豊かな自然の中での野外活動体験や宿泊生活を通じて、青少年の健全育成を図る。 3 手段 自然に恵まれた野外活動施設で自然とのふれあいや野外活動を体験する。 4 事業費(一般財源) 43百万円(42百万円)	1 改善内容 施設の管理運営をNPO法人等に委託する。 (平成15年度中に下水道直放化等の施設整備を行い、平成16年度より委託する。) 2 改善理由 野外活動の専門家であるNPO法人等に委託することにより、効果的・効率的な施設運営を図る。 3 実施時期 平成15年度	-23	77
46	業務改善	青少年センター管理運営事業(こども科学ホール)のアウトソーシング	1 対象 青少年等 2 意図 青少年の科学への興味や関心を高め、豊かな創造性を育む。 3 手段 こども科学ホールを管理運営する。 展示機器39点(宇宙のコーナー、技術のコーナー、光の実験室、郷土のコーナー) 嘱託員2人により管理運営を行っている。 4 事業費(一般財源) 10百万円(10百万円)	1 改善内容 こども科学ホールの管理業務を民間に委託する。 嘱託員「2人減」 2 改善理由 管理経費の削減を図る。 3 実施時期 平成15年度	3	15

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
47	業務改善	「美方高原自然の家」管理運営事業(「とちのき村」野外活動事業含む)の見直し	1 対象 青少年等 2 意図 豊かな自然の中での野外活動及び宿泊生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然に親しむためのレクリエーション活動の場を提供し、自然への理解を深める。 3 手段 ①体験できる場の提供 ②自然体験ができる事業を実施(冒険教室、なごり雪ハイキング、スキー・スノーボード講座など) 4 事業費(一般財源) 163百万円(149百万円)	1 改善内容 ①市からの派遣職員を嘱託員とする。 ②野外活動事業について、参加者負担金の見直しを行う。 バス借上料の2分の1を参加費に加算する。 2 改善理由 ①管理経費の削減を図る。 ②受益者負担の適正化を図る。 3 実施時期 平成15年度(ただし、嘱託員への転換については平成16年度から)	0	24
48	業務改善	選挙事務の見直しと投票所数の検討	選挙事務 (衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、市議会議員、市長、農業委員会委員、海区漁業調整委員会委員の各選挙に係る事務) 1 対象 各選挙ごとの市内有権者 2 意図 公職選挙法、農業委員会等に関する法律又は漁業法に基づく各選挙を適正に執行する。 3 手段 各選挙ごとに投票、開票事務を実施する。(公職選挙法に基づく選挙については、投票所90カ所、不在者投票所2カ所、開票所2カ所。) 4 事業費(一般財源) 240百万円(222百万円)	1 改善内容 ①投票事務における臨時職員の比率(平成14年度の市長選挙時25%程度)を更に高めていくこととし、再建期間中に概ね50%程度の臨時職員率を目指す。 ②投票所の数については、施設の統廃合等に合わせ見直しを検討していく。 2 改善理由 選挙事務の適正執行を確保しながら、より経済的、効率的な事務執行を図る。 3 実施時期 平成15年度の選挙から目標数値への段階的到達を実施する。	0	5
49	業務改善	生活保護事業の適正化	1 対象 生活保護法に基づく要保護者 2 意図 生活困窮者に対しひとしく最低限度の生活を保障する。 3 手段 生活困窮のため、最低生活を維持できない者に対して、生活保護法で定められた扶助を行う。 4 事業費(扶助費)(一般財源) 20,303百万円(4,611百万円)	1 改善内容 ①生活保護の適正化を図るための人的措置を行う。 ②頻回受診者管理システムを導入し、嘱託医、主治医の協力のもと、医療扶助の適正化を図る。 2 改善理由 ①適正な保護を維持する上で人的配置が必要である。 ②頻回受診者に対して、より積極的に療養指示及び適正受診指導を行う。 3 実施時期 平成15年度	-81	871
50	廃止	退職者互助会補助金の廃止	1 対象 退職者互助会 2 意図 尼崎市退職者互助会の事業運営の補助 3 手段 補助金の支給 4 事業費(一般財源) 168千円(168千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 互助会で会費も徴収しており、補助金なしでも自主運営は可能であるため。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
51	縮小	大学院派遣研修生調査研究費補助金の見直し	1 対象 市職員 2 意図 多様化する行政課題に対応できる高度の総合的・実践的な法的専門知識をもった人材や政策形成能力など高度の専門知識と実践的技能をもった人材を育成する。 3 手段 神戸大学大学院法学研究科社会人コースに派遣する職員の調査研究費を助成する。 4 事業費(一般財源) 200千円(200千円)	1 改善内容 神戸大学大学院派遣職員個人に対する補助金としてではなく、職員研修所予算の消耗品費(図書購入費)に10万円計上し、必要に応じて執行し、職員に貸与することとする。 2 改善理由 大学院において調査研究するにあたって、必要な図書類の購入に限定したため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
52	廃止	納税組合奨励金の廃止	1 対象 納税組合 2 意図 納税意欲の向上と市税の容易かつ確実な納付 3 手段 納税組合に対し納税奨励金を交付する。 4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 制度実施後50年を経過し、口座振替制度の普及などにより納期内納付が進展しているため。 3 実施時期 平成15年度納付実績分から廃止	0	20
53	業務改善	資源集団回収運動奨励金交付事業の見直し	1 対象 ①営利を目的としない市民団体で、事前に市に登録した団体 ②平成13年度実績 ・交付団体550 ・登録団体592 ・回収量12,094t ・団体奨励金 60,470千円 2 意図 地域コミュニティの活性化やごみ減量化及び再資源化への有効活用を図る。 3 手段 奨励金の交付 4 事業費(一般財源) 61百万円(61百万円)	1 改善内容 団体奨励金単価を5円/kgから3円/kgに変更する。 2 改善理由 登録団体数、回収量実績も増加傾向にある中、事業の継続的な実施を図るため。 3 実施時期 平成15年度	20	128
54	縮小	重度心身障害者(児)介護手当の所得制限の導入	1 対象 市内に居住している65歳未満の身体障害者手帳1・2級又は重度の知的障害の者で、引き続き6ヵ月以上臥床し、日常生活において常に介護を要する者又はこれと同程度の者を介護する者 2 意図 重度心身障害者(児)の介護者に対して手当を支給することにより、介護者又は障害者の負担を軽減するとともに障害者の福祉の増進を図る。 3 手段 支給認定者に対して、月10,000円を支給する。 年額 120,000円 4 事業費(一般財源) 120百万円(63百万円)	1 改善内容 県の動向(施策の廃止等)を踏まえて、同様の対応を行う。(効果額は、所得制限額を県基準に合わせた場合) 2 改善理由 支援費制度の導入により、居宅介護に要する費用負担の月額に上限が設定されるなどにより、応能負担の考えが整理されたこと及び類似制度との整合性を図る観点から、県基準に見直す。 3 実施時期 平成15年度	7	35

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
55	業務改善	在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業内容の検討	<p>1 対象 市内居住者の在宅重度心身障害者(身障1・2級、知的の重度)、たじかの園児及び重度知的障害者のうち介護手当受給者の被介護者</p> <p>2 意図 保護者が疾病、事故又は出産等の事情で重度心身障害児及び知的障害者の介護をすることができないときに、一時的に介護人を確保して家庭を援護するとともに心身障害児及び知的障害者の福祉の向上を図る。</p> <p>3 手段 年間15日以内(特に必要があると認めるものは20日まで延長可)で当該児童等の保護者から推薦された者を介護人として派遣し、その介護人へ謝礼として日額7,000円(4時間以内 3,500円)を支給する。自己負担金なし</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 緊急一時保護者事業に合わせ、利用者負担を導入する。</p> <p>2 改善理由 ショートステイの整備状況から、補完的制度として、同事業は緊急一時保護者事業とともに必要である。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0
56	業務改善	心身障害者理容・美容無料出張事業の利用者負担金の導入	<p>1 対象 介護手当受給対象者(身障1・2級、知的重度の者)</p> <p>2 意図 重度心身障害者に対し健康管理及び保健衛生の向上のため、理・美容を無料で出張サービスすることにより、重度心身障害者の慰安・激励と福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段 理・美容の出張サービスを行う。 対象者に年4回分の利用サービス券を送付 内容は、整髪・洗髪 実施方法は、尼崎市環境衛生協会に委託</p> <p>4 事業費(一般財源) 12百万円(12百万円)</p>	<p>1 改善内容 理美容出張サービスに係る経費から出張費を除いた金額は、利用者負担とする。</p> <p>2 改善理由 応益負担の観点から、理美容料金については自己負担とする。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	11	55
57	廃止	小学生福祉施設体験学習の廃止	<p>1 対象 市内在住の小学校4年生40人</p> <p>2 意図 福祉施設体験学習を実施することにより、障害者に対する正しい理解と認識を図る。</p> <p>3 手段 市報に掲載して参加者を募り、社会福祉施設を訪問し、施設で行う活動(陶芸・紙すき等)を体験し、利用者との交流を図る。 回数:年1回</p> <p>4 事業費(一般財源) 132千円(132千円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 学校教育での人権教育で啓発がなされている。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0
58	縮小	心身障害者(児)医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>1 対象 医療保険加入者で身体障害者手帳1～3級・知的障害重度・中度(IQ50以下)の者 社保本人も対象</p> <p>2 意図 心身障害者に対し、医療を受ける際に要する一部負担金を助成することにより、その負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段 ・保険診療医療費のうち、対象者が負担すべき額を助成する。 ・老人保健法による医療を受診した際に支払う一部負担金相当額を助成する。 所得制限 なし</p> <p>4 事業費(一般財源) 1,327百万円(904百万円)</p>	<p>1 検討内容 所得制限額について、平成15年度に検討する。</p> <p>2 実施時期 平成16年度</p>	0	275

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
59	縮小	入院生活福祉給付金給付事業対象者の見直し	<p>1 対象 心身障害者・乳幼児・母子家庭等医療の各受給者</p> <p>2 意図 対象者が入院した場合に負担する入院時食事療養費標準負担額相当額を入院生活福祉給付金として給付することにより、精神的、経済的等の負担を軽減し、これらの者の生活等の支援を図る。</p> <p>3 手段 入院時食事療養費標準負担額相当額を入院生活福祉給付金として支給する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 126百万円(75百万円)</p>	<p>1 検討内容 心身障害者(児)医療費・母子家庭等医療費助成の対象者に合わせる。</p> <p>2 実施時期 平成16年度</p>	0	26
60	縮小	心身障害者等市バス特別乗車証交付対象者の見直し	<p>1 対象 市内に1年以上居住する下記の者 ①身体障害者(身体障害者手帳1～4級) ②知的障害者(療育手帳A・B1・B2) ③母子世帯のうち1人(母子家庭医療費の対象者) ④生活保護世帯のうち1人 ⑤原子爆弾被爆者(健康手帳所持者) ⑥精神障害者(保健福祉手帳1～3級)</p> <p>2 意図 市バス特別乗車証の交付により、心身障害者等の日常生活の行動範囲の拡大と積極的な社会参加の促進を図る。</p> <p>3 手段 心身障害者等の該当者の申請に基づき、各福祉事務所から市バス特別乗車証(全線無料乗車証)を交付する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 145百万円(145百万円)</p>	<p>1 改善内容 母子・生活保護世帯に対する市バス特別乗車証の交付を廃止する。</p> <p>2 改善理由 市バス特別乗車証の交付目的は、主に、日常生活の行動範囲の拡大を図ることから、障害者(精神障害者を含む)、原子爆弾被爆者に対してのみ交付対象とする。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	53	265
61	業務改善	重度身体障害者リフト付自動車派遣事業の委託	<p>1 対象 市バス特別乗車証、福祉タクシーチケット及び高齢者移送サービスチケットの交付を受けていない者で車椅子等によらなければ移動困難な者</p> <p>2 意図 市バスに乗ることが困難な在宅の重度身体障害者に対して、リフト付自動車を派遣することにより、日常生活の行動範囲の拡大と積極的な社会参加の促進を図る。</p> <p>3 手段 ①利用目的: 医療機関、公的機関、施設への入退等 ②利用回数: 1人年間片道利用で48回 ③実施方法: 尼崎交通事業振興(株)に委託</p> <p>4 事業費(一般財源) 11百万円(9百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①車両については、リース方式を活用し、更新を行う。 ②民間事業者の活用について検討していく。</p> <p>2 改善理由 ①車両が12年目にきている。 ②現実には利用者の希望する日時に必ずしも利用できず、ニーズに応えきれっていない問題を抱えている。 ③必要最小限の財源で最大の効果をあげる必要がある。</p> <p>3 実施時期 平成15年度 検討 平成16年度 改善実施</p>	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
62	休止	社会福祉法人「尼崎稲葉園」 社会福祉法人「尼崎武庫川園(カトリアの園・松の園)」 運営補助金の休止	1 対象 「尼崎稲葉園」(重度身体障害者授産施設)・「尼崎武庫川園・カトリアの園」(重度身体障害者授産施設)・「尼崎武庫川園・松の園」(知的障害者授産施設) 2 意図 運営補助金を助成する。 ①尼崎稲葉園 50,000×定員50人 2,500千円 ②尼崎武庫川園・カトリアの園 50,000×定員50人 2,500千円 ③尼崎武庫川園・松の園 50,000×定員45人 2,250千円 4 事業費(一般財源) 7百万円(7百万円)	1 改善内容 ①平成15年度 休止 ②平成16年度以降については支援費の確定による法人の運営状況を勘案したうえで判断する。 2 改善理由 平成15年度開始予定の支援費制度への移行を契機として、国基準を基本とするが、施設運営上その影響が不明確である。 平成15年度は支援費のみなし単価を踏まえたうえで判断し、補助金の支給は休止するが、平成15年度中に支援費の確定額が決定されるので、その段階で平成16年度以降の助成のあり方について検討する。 3 実施時期 平成15年度	7	7
63	業務改善	身体障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し	1 対象 施設を利用する身体障害者とその扶養義務者 2 意図 身体障害者更生施設等の利用者に対して、更生に必要な指導及び訓練などを支援する。 3 事業費(一般財源) 569百万円(262百万円)	1 検討内容 施設利用に係る負担金について、平成15年度に検討する。 2 実施時期 平成16年度	0	77
64	業務改善	日常生活用具給付品目の見直し	1 対象 在宅の重度身体障害者 2 意図 在宅の重度身体障害者の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。 3 手段 在宅の重度身体障害者に対し、浴槽、便器等日常生活用具を給付又は貸与する。 (自己負担)税額の階層に応じ、自己負担あり(種類)浴槽、湯沸器、便器(手すり)、特殊寝台、盲人用テープレコーダー等 ・県補助 44品目 ・市単独分 音量拡大電話機、骨伝導式電話機、可視式着信表示機、上肢障害者用電話機 4 事業費(一般財源) 20百万円(10百万円)	1 改善内容 県の補助対象となっていない音量拡大電話機など4品目を見直し、褥創防止のエアマットの1品目に転化する。 2 改善理由 ①エアマットについては、褥創防止に高い効果があり、介護保険制度上の福祉用具品目にありながら、障害者施策上の日常生活用具品目がないため ②携帯電話などにより、市が独自に給付対象としている品目について、一般的に代替できるものが普及したこともあり、よりニーズに即したものを給付することが適当であるため 3 実施時期 平成15年度	-5	-25
65	業務改善	知的障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し	1 対象 施設を利用する知的障害者とその扶養義務者 2 意図 知的障害者更生施設等の利用者に対して、自活に必要な指導及び訓練などを支援する。 3 事業費(一般財源) 1,769百万円(849百万円)	1 検討内容 施設利用に係る負担金について、平成15年度に検討する。 2 実施時期 平成16年度	0	7

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
66	業務改善	敬老事業の敬老記念品の見直し	<p>1 対象 70歳以上の高齢者</p> <p>2 意図 長寿を祝い、かつ多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、てごたえのある豊かな長寿社会の形成を図る。</p> <p>3 手段 敬老事業として、80歳・88歳・99歳以上の高齢者に記念品を、また、社会福祉協議会に委託して、70歳以上の高齢者を対象に記念品を配付するとともに、各地域で講演会、演芸大会等を開催する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 65百万円(65百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①地域敬老事業のうち、70歳以上に一律に配付している記念品を廃止する。 ②節目に配付している記念品の単価を見直す。 77歳 0円から5,000円相当 80歳 500円相当から廃止 88歳 1,200円相当から1万円相当 99歳・101歳以上 1万円相当から2万円相当 100歳・最高齢者 2万円相当から5万円相当 他の事業は継続する。</p> <p>2 改善理由 70歳以上の高齢者への記念品の一律配付や敬老金支給事業を廃止するが、敬老の意を表する主旨を継続させることができるため</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	-32	-112
67	廃止	独居老人福祉電話事業の廃止	<p>1 対象 65歳以上の低所得者(所得税非課税)の独居老人で、現に居宅に電話機が設置されていない者</p> <p>2 意図 ひとりぐらしの高齢者の孤独の解消、安否確認、各種の相談業務を行い、福祉の向上に寄与する。</p> <p>3 手段 申請者に無料で電話機を設置し、基本料を市が負担する。(本人は通話料負担) また、月1回程度、老人福祉センターから安否確認の電話を行う。 実施については、(財)尼崎市高齢者生きがい促進協会に委託 平成12年度から、新規受付は行っていない。</p> <p>4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)</p>	<p>1 改善内容 電話機の名義を利用者に変更し、廃止する。 なお、現利用者への名義変更手数料は市負担とする。</p> <p>2 改善理由 ①平成12年度から、新規受付は行っておらず、年々設置台数は減少しており、事業終息を方向づけている。 ②独居老人の安全確保策として、緊急通報システムなどの制度が整備されている。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	4	40
68	業務改善	老人クラブ活動補助金の国・県補助制度への転換	<p>1 対象 単位老人クラブ、老人クラブ連合会</p> <p>2 意図 高齢者の知識・経験を生かした生きがいと健康づくりのためなどの多様な社会活動に対して支援することにより、てごたえのある豊かな長寿社会の形成を図る。</p> <p>3 手段 活動補助金を交付する。 (補助金内容) 単位クラブ活動補助 3,880×クラブ数×12月 ふれあい運動 5,000×クラブ数×12月 連合会活動補助 194,000+(72×クラブ員数) 特別事業 972,000 特別事業(市単独分) 3,700×クラブ数</p> <p>4 事業費(一般財源) 47百万円(16百万円)</p>	<p>1 改善内容 現在、国・県補助対象外となっている特別事業について、国・県補助制度の対象事業(事業費の3分の2補助)となる「老人クラブによる健康づくり活動支援事業」に転換していく。</p> <p>2 改善理由 財源の確保を図り、かつ、地域活動の低下とならないようにする必要がある。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	1	5

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
69	縮小	在宅老人介護手当支給事業の見直し	<p>1 対象</p> <p>①65歳以上の者で、居宅において6ヵ月以上常時臥床の状態にあり、常時介護を必要とする者</p> <p>②65歳以上の者で、居宅において痴呆の状態にあり、常時介護を必要とする者</p> <p>③重度身体障害者介護手当を受給していない者</p> <p>ただし、上記対象者が過去1年間の介護保険のサービス未利用者に限る。</p> <p>2 意図</p> <p>介護者又は在宅の高齢者の精神的、経済的負担を軽減し、もって在宅の高齢者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>3 手段</p> <p>支給認定者に対して、月10,000円を支給する。</p> <p>年額 120,000円(ただし、家族介護慰労金に該当する場合は20,000円) 所得制限 なし</p> <p>4 事業費(一般財源)</p> <p>24百万円(13百万円)</p>	<p>1 改善内容</p> <p>県の動向(施策の廃止等)を踏まえて、同様の対応を行う。</p> <p>(効果額は、所得制限額を県基準に合わせた場合)</p> <p>2 改善理由</p> <p>介護保険制度が定着化し、その目的が達成されたため</p> <p>3 実施時期</p> <p>平成15年度</p>	2	10
70	業務改善	ねたきり老人理美容サービスの利用者負担金の導入	<p>1 対象</p> <p>在宅生活を営む65歳以上のねたきり高齢者で介護保険の要介護4・5に認定された者</p> <p>2 意図</p> <p>要介護高齢者を抱える世帯に理美容サービスを行うことにより、高齢者の在宅生活維持を図る。</p> <p>3 手段</p> <p>理・美容の出張サービスを行う。</p> <p>対象者に年4回分の利用サービス券を送付</p> <p>年4回実施(6、9、12、2月)</p> <p>内容は、整髪・洗髪</p> <p>実施方法は、尼崎市環境衛生協会に委託</p> <p>4 事業費(一般財源)</p> <p>7百万円(5百万円)</p>	<p>1 改善内容</p> <p>理美容出張サービスに係る経費から出張費を除いた金額は、利用者負担とする。</p> <p>2 改善理由</p> <p>応益負担の観点から、理美容料金については自己負担とする。</p> <p>3 実施時期</p> <p>平成15年度</p>	3	15
71	縮小	老人医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>1 対象</p> <p>①県:65～69歳の高齢者(ねたきりの高齢者を除く)</p> <p>・所得制限:有(国民年金法に準ずる)</p> <p>・社会保険本人にも適用</p> <p>②市:65～69歳の高齢者(ねたきりの高齢者を除く)</p> <p>・所得制限額 1,450千円(平成14.7.1～)</p> <p>(所得制限額に扶養控除等の加算を行い、所得から社会保険料等を控除した額)</p> <p>・社会保険本人にも適用</p> <p>2 意図</p> <p>医療費の一部を助成することにより、老人保健の向上に寄与するとともに老人福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段</p> <p>保険診療医療費のうち、受診者が負担すべき額から、老人保健法の規定により算出した一部負担金に相当する額を控除した額を助成する。</p> <p>4 事業費(一般財源)</p> <p>1,681百万円(941百万円)</p>	<p>1 検討内容</p> <p>所得制限額について、平成15年度に検討する。</p> <p>2 実施時期</p> <p>平成16年度</p>	0	975

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
72	転換	高齢者家事援助サービスの廃止 軽度生活援助事業の実施	<p>1 対象 介護保険制度の利用申請を行った結果、「非該当」と判定された高齢者であり、かつ、介護保険法施行前にホームヘルプサービスを利用していた高齢者</p> <p>2 意図 介護保険制度開始後当面の間においては介護サービスの中断を避け、日常生活の急激な変化を生じさせないことにより、当該高齢者の在宅生活の安定的な維持を図る。</p> <p>3 手段 ①サービス提供内容 訪問介護中の家事援助サービス 週4時間をサービス提供の限度とする。 ②サービス提供経費 介護保険制度における訪問介護中家事援助単位の9割相当を委託経費とする。 ③利用者負担 介護保険制度における訪問介護中家事援助単位の1割相当額 ④事業提供者 介護保険法施行前に市が委託契約した社会福祉法人</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 暫定措置として実施しており、当初の事業目的が達成されたため</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p> <p>4 その他 「軽度生活援助事業」について 一人暮らし高齢者への生活支援という観点から「軽度生活援助事業」を別途実施する。</p>	-3	-15
73	廃止	高齢者生活支援デイサービス事業の廃止	<p>1 対象 介護保険制度の利用申請を行った結果、「非該当」と判定された高齢者であり、かつ、介護保険法施行前にデイサービスを利用していた高齢者</p> <p>2 意図 介護保険制度開始後当面の間においては介護サービスの中断を避け、日常生活の急激な変化を生じさせないことにより、当該高齢者の在宅生活の安定的な維持を図る。</p> <p>3 手段 ①サービス提供内容 通所介護サービス 週1回をサービス提供の限度とする。 ②サービス提供経費 介護保険制度における通所介護の要支援単位の9割相当を委託経費とする。 ③利用者負担 介護保険制度における通所介護の要支援単位の1割相当額 ④事業提供者 デイサービスセンターを運営する社会福祉法人</p> <p>4 事業費(一般財源) 843千円(843千円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 ①暫定措置として実施しており、当初の事業目的が達成されたため ②代替策としては、入浴サービスは含まれないが、地域福祉サポート事業が実施されている。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	1	5
74	業務改善	老人福祉センターA型の今後のあり方の検討	<p>1 対象 60歳以上の高齢者</p> <p>2 意図 生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活のうおいを図る。</p> <p>3 手段 施設への通所により、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどに関する事業を実施する。 老人福祉センターの管理運営委託委託先 ①(財)尼崎市高齢者生きがい促進協会 総合老人福祉センター(特A型) 鶴の巣園・千代木園・福喜園・和楽園(A型) ②(社)尼崎市シルバー人材センター 和楽園のワーク部門 ③尼崎市老人福祉センター分館等運営協議会 老人福祉センター分館等</p> <p>4 事業費(一般財源) 319百万円(316百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①現行の老人福祉センターは存続する。 ②多様なニーズの中で、より時代にあった事業・設備・施設等について検討する。</p> <p>2 改善理由 高齢化が進んでいる状況であり、それを踏まえた上で、より時代にあった多様なニーズに応える必要がある。</p> <p>3 実施時期 平成15年度に検討する。</p>	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
75	廃止	敬老金支給事業の廃止	<p>1 対象 市内に居住する77歳、88歳、99歳及び100歳の者</p> <p>2 意図 高齢者に敬老の意を表し、併せてその福祉の増進に寄与する。</p> <p>3 手段 敬老金を9月に支給する。 77歳 1万円・88歳 2万円 99歳又は100歳 3万円</p> <p>4 事業費(一般財源) 51百万円(51百万円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。 敬老事業における敬老記念品の支給に一元化する。(事業転換)</p> <p>2 改善理由 敬老記念品の支給に一元化することで、敬老の意を表する主旨を継続させることができるため</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	51	255
76	廃止	市民福祉金給付事業の廃止	<p>1 対象 市内に引き続き1年以上住所を有し、市が設定する所得制限額以下(遺児を除く)である次の者 ①6歳以上で療育手帳の交付を受けている者 ②6歳以上で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ③6歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている者 ④配偶者のない女子で婚姻をしていない18歳未満の子を扶養している者 ⑤配偶者のない男子で婚姻をしていない18歳未満の子を扶養している者 ⑥父母が死亡し、又は父母の生死が明らかでない18歳未満の者</p> <p>2 意図 社会保障の理念に基づき、市民福祉金を支給することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与する。</p> <p>3 手段 年3回にわけて、市民福祉金を支給する。 支給年額 27,000円~60,000円 平成14年度所得制限額 3,016千円~3,318千円</p> <p>4 事業費(一般財源) 802百万円(802百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①平成15年度 支給額を1/2に減額 ②平成16年度 廃止</p> <p>2 改善理由 公的年金制度が充実してきたことにより廃止する。 ただし、激変緩和策として、平成15年度は支給額を1/2に減額する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度及び平成16年度</p>	438	3,942
77	縮小	日本体育・学校健康センター共済掛金法人保育所設置者補助金の削減	<p>1 対象 市内の法人保育所。</p> <p>2 意図 法人保育所で保育中の児童の負傷等に対して被災児に医療費等の給付を行う日本体育・学校健康センターへの加入を促進する。</p> <p>3 手段 法人保育所が支払った共済掛金から、保護者負担金を除いた額(設置者負担金)を補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 575千円(575千円)</p>	<p>1 改善内容 ①「一般」と「A階層」の共済掛金補助を廃止する。 ②「B階層」については、共済掛金全額を設置者負担金としているため、保護者負担相当額の補助を継続する。</p> <p>2 改善理由 ①設置者の責任で負担すべき内容である。 ②保護者の所得階層区分により施設設置者負担が増加する部分については、負担額の均衡を確保するため補助を継続する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	1	5
78	廃止	法人保育所開設用地取得貸付金に対する利子補給金の廃止	<p>1 対象 社会福祉法人で市内に法人保育所を設置している者又は設置しようとする者で、市の融資あっせん制度で用地取得に要する費用の融資を受けたもの。</p> <p>2 意図 市内において、法人保育所の開設を促進するとともに、円滑な施設運営を図る。</p> <p>3 手段 融資利率から3%を除いた利率の利子補給を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 4千円(4千円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 社会情勢の変化により、存続の必要性が低くなった。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
79	業務改善	ベビーホーム委託料の削減	<p>1 対象 保護者の就労等の理由により、昼間家庭において保育に欠けている、原則として満1歳未満の児童。</p> <p>2 意図 親が安心して働けるよう、年度途中の需要が多い0歳児保育の補完的役割を担う。</p> <p>3 手段 ベビーホーム事業を委託している者(団体)に対し、保育費用から保護者負担額を控除した後の額等を事業委託料として支出する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 74百万円(74百万円)</p>	<p>1 改善内容 ベビーホーム委託料のうち、研修委託料を廃止する。</p> <p>2 改善理由 待機児童の解消策の視点から本事業は継続するが、職員研修については施設設置者の負担で実施されるべき内容である。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	2	10
80	縮小	母子家庭等医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>1 対象 ①県:配偶者のない女子で、18歳未満に属する年度の末日以前の児童を扶養している者とその児童(20歳に達する日の属する月の末日以前の高等学校等在学中の者を含む) ・母子に類似の父子、遺児にも適用 社会保険本人にも適用 ・所得制限は児童扶養手当に準ずる ②市:配偶者のない女子で、18歳未満に属する年度の末日以前の児童を扶養している者とその児童(20歳に達する日の属する年度の末日以前の高等学校等在学中の者を含む) ・県制度と同じく、父子、遺児にも適用 社会保険本人にも適用 ・所得制限は平成元年7月1日に導入 3,700千円(扶養家族0人の場合)</p> <p>2 意図 母子家庭の母、父子家庭の父及びこれらに扶養されている児童並びにこれに準ずる児童に対し、医療費の一部を助成することにより、母子等の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段 保険診療医療費のうち、対象者が負担すべき額を助成する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 481百万円(325百万円)</p>	<p>1 検討内容 所得制限額について、平成15年度に検討する。</p> <p>2 実施時期 平成16年度</p>	0	99
81	廃止	児童福祉施設入所心身障害児徴収補助金の廃止	<p>1 対象 本市に居住する児童で次の施設に措置されている者の扶養義務者 ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設</p> <p>2 意図 児童福祉施設に措置されている心身障害児の扶養義務者が徴収される費用を助成し、負担の軽減を図る。</p> <p>3 手段 児童福祉施設に措置されている心身障害児の扶養義務者が徴収される費用を助成する。</p> <p>①助成額 県規則による徴収金の範囲内で、扶養義務者が実際に納入した額 ②所得制限 なし</p> <p>4 事業費(一般財源) 11百万円(11百万円)</p>	<p>1 検討内容 施設利用に係る補助金について、平成15年度に検討する。</p> <p>2 実施時期 平成16年度</p>	0	40

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
82	転換	法人保育所補助金(一般児加算)の削減と再構築	1 対象 市内の法人保育所。 2 意図 法人保育所に入所している児童の処遇改善及び当該保育所の円滑な運営を図る。 3 手段 0歳児を除く児童一人当たり6,800円/月を補助する。 4 事業費(一般財源) 242百万円(242百万円)	1 改善内容 ①平成15~16年度は、現行補助単価を3割削減し、平成16年度末で現行制度を廃止する。 ②平成16年度中に新たな運営支援制度を再構築し、平成17年度から実施する。 2 改善理由 法人保育所の運営支援等のため行ってきた補助金のあり方を見直す。 3 実施時期 平成15年度単価引下げ (6,800円⇒4,700円) 平成17年度再構築	77	385
83	縮小	公立保育所児童障害等見舞金の金額の見直し	1 対象 市内認可保育所入所児童 2 意図 保育所の管理下における災害の内、日本体育・学校健康センターの補償外となる、顔面等の傷跡、歯牙欠損について、保護者の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、円滑な解決を図る。 3 手段 ①障害見舞金 一定以上の瘢痕等に対し100,000円 ②歯牙見舞金 永久歯の欠損等に対し30,000円~50,000円 ③室料差額見舞金 医師の指示に基づく個室入院等に対し1日3,000円以下、総額30,000円以下を給付 4 事業費(一般財源) 90千円(90千円)	1 改善内容 現在支給金額に差がある見舞金を一律額とする。 2 改善理由 補償的な意味合いを含む、見舞金の区分を廃止し、一律額で統一する。 3 実施時期 平成15年度	0	0
84	廃止	たじかの園使用料助成の廃止	1 対象 市内に居住し、機能訓練が必要な児童で、たじかの園での外来が必要と認められた者 2 意図 たじかの園における機能回復訓練費の自己負担金において、たじかの園措置者とそれ以外の者との格差を解消する。 3 手段 たじかの園において、機能回復訓練を受けることが必要と認められた児童が、訓練を受けた場合に要する費用を助成する。 4 事業費(一般財源) 311千円(311千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 たじかの園の定員に余裕が生じ、待機児童に対する外来が必要でなくなったこと及び他の医療補助制度との整合性を勘案し、本制度を廃止する。 3 実施時期 平成15年度	0	0
85	廃止	被保護児童入進学祝品の廃止	1 対象 小学1年生及び中学1年生の世帯員をもつ生活保護法に基づく要保護者 2 意図 小中学校の入進学祝品の支給により、生活保護家庭の生活の安定を図る。 3 手段 生活保護世帯において、小学1年生、中学1年生に対して、入進学祝品を支給する。 ・小学1年生 ランドセル・中学1年生 通学カバン 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 生活保護法(臨時的一般生活費・入学準備金)で対応しており、見舞金的なものは廃止する。 3 実施時期 平成15年度	2	10

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
86	廃止	通学服・体操服の支給の廃止	<p>1 対象 小学1年生及び中学1年生の世帯員をもつ生活保護法に基づく要保護者</p> <p>2 意図 小中学生の通学服・体操服の支給により、生活保護家庭の生活の安定を図る。</p> <p>3 手段 生活保護世帯において、小学1年生、中学1年生に対して、通学服・体操服を支給する。 (通学服) 夏服 小学1年生、中学1年生 (体操服) 夏服 小学1年生、中学1年生 冬服 小学1年生、中学1年生</p> <p>4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 生活保護法(臨時的一般生活費・入学準備金)で対応しており、見舞金的なものは廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	3	15
87	業務改善	市民検診事業の対象年齢等の見直しと肝炎ウイルス対策の実施	<p>1 対象 ①基本健康診査 35歳以上の市民 ②壮年人間ドック 満40歳、50歳、60歳の誕生日を迎える市民</p> <p>2 意図 健康についての認識と自覚の高揚を図り、市民の健康の増進を図る。</p> <p>3 手段 ①基本健康診査 保健所、市民健康開発センターハーティ21、医療機関で問診、身体計測、血圧測定、検尿、理学的検査、肝機能検査、腎機能検査、中性脂肪、血糖、総コレステロール、HDLコレステロール等を実施。 ②壮年人間ドック 基本健康診査に加え、胸部X線、胃X線を実施。(保健所のみ)</p> <p>4 事業費(一般財源) 231百万円(85百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①対象年齢を35歳以上から40歳以上へ引上げる。(ただし、35歳から39歳の希望者については、別途、自己負担を徴収し、保健所で実施。自己負担金:1,620円。) ②基本健康診査の自己負担金を700円から1,200円に引上げる。 ③医師会等への委託料を国基準に引上げる。 ④肝炎ウイルス検診を新たに実施する。(自己負担金有り)</p> <p>2 改善理由 ①国基準に基づき対象年齢の上乗せを廃止するとともに、自己負担金や医師会等への委託料を見直す。 ②緊急課題である、肝炎ウイルス対策を実施する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	5	25
88	縮小	胃がん・大腸がん検診事業の対象年齢の見直し	<p>1 対象 35歳以上の市民</p> <p>2 意図 健康についての認識と自覚の高揚を図り、市民の健康の増進を図る。</p> <p>3 手段 ①胃がん 保健所、市民健康開発センターハーティ21での間接撮影、医療機関での直接撮影を行う。 ②大腸がん 保健所、保健センター、ハーティ21、医療機関で検体を回収し、ハーティ21で便潜血反応検査を実施。</p> <p>4 事業費(一般財源) 56百万円(56百万円)</p>	<p>1 改善内容 対象年齢を35歳以上から40歳以上へ引上げる。(ただし、35歳から39歳の希望者については、別途、自己負担を徴収し、保健所で実施。自己負担金:胃がん3,340円、大腸がん960円。)</p> <p>2 改善理由 対象年齢の上乗せを廃止し、国基準の40歳以上とする。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	2	10
89	転換	特定疾患見舞金の廃止と難病対策事業の再構築	<p>1 対象 市内に引続き一年以上居住する国、県指定の特定疾病患者。</p> <p>2 意図 難病患者の療養生活上の負担を軽減し、福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段 特定疾病患者1人につき年額1万円を支給。(国指定-45疾病、県指定-6疾病)</p> <p>4 事業費(一般財源) 21百万円(21百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①見舞金を廃止する。 ②難病対策事業の充実及び難病患者等短期入所事業への転換。</p> <p>2 改善理由 画一的な市単独の給付施策を見直し、難病の種別毎の相談会の充実と難病患者等短期入所事業への転換を図る。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	20	100

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
90	廃止	アレルギー血液検査事業の廃止	<p>1 対象 血液検査が必要と思われる1歳から15歳未満の者。</p> <p>2 意図 アレルギー疾患の発症を予防するため、血液検査料等を助成し、早期検査につなげる。</p> <p>3 手段 アレルギー疾患の基本因子であるアレルギー素因の同定を行うための血液検査料等を助成することにより、早期検査を促し、検査結果に対する保健指導を行う。(血液検査料等の保険適用後の自己負担分を助成)</p> <p>4 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 アレルギーに関する知識が広まってきたことから、早期発見等の制度の目的を達成した。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	9	45
91	廃止	気管支ぜん息り患児童医療費助成事業の廃止	<p>1 対象 市内在住の1歳から19歳までの気管支ぜん息りにり患している者(公害病認定患者を除く)。</p> <p>2 意図 気管支ぜん息の早期治療を促し、児童の健全な育成を図るとともに、患者家庭の医療費負担を軽減する。</p> <p>3 手段 医療費の自己負担分のうち通院の場合は1/3、入院の場合は2/3の費用を助成する。(1年更新)</p> <p>4 事業費(一般財源) 23百万円(23百万円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 医療費負担において、他の疾患り患児童との間に不均衡が生じている。</p> <p>3 実施時期 平成15年度(新規・更新受付の廃止) 平成16年度(事業の廃止)</p>	7	67
92	業務改善	第2次救急病院群輪番制運営費補助金の削減	<p>1 対象 市内の第2次救急病院(私立病院21施設)</p> <p>2 意図 休日及び夜間において、入院もしくは通院を要する2次救急患者の医療を確保し、市民の保健・医療の充実を図る。</p> <p>3 手段 病院郡輪番制方式に要する医療機関の運営に対する経費を補助することにより、第2次救急医療体制の確保を図る。</p> <p>4 事業費(一般財源) 19百万円(9百万円)</p>	<p>1 改善内容 当番回数1回当りの補助単価を引下げる。</p> <p>2 改善理由 当番回数1回当りの補助単価を国の補助単価に合わせる。(市単価 88,500円 → 国単価 73,320円)</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	3	15
93	廃止	老人保健施設用地取得利子等補給金の廃止	<p>1 対象 老人保健施設を設置する法人等で社会福祉・医療事業団又は金融機関から、土地取得資金、機械購入資金、長期運転資金の融資を受けたもの及び施設の敷地を借地した者。</p> <p>2 意図 市内における老人保健施設の開設を促進するとともに、円滑な施設運営を図る。</p> <p>3 手段 社会福祉・医療事業団からの借入れ分について、限度額の範囲内で、その利子を5年以内で補給する。また、一般金融機関からの借入れについては、事業団の定めた利子分を、同様の範囲内で、5年以内で補給する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。(現在継続中の施設、又は、既に建設中の施設を除く。)</p> <p>2 改善理由 老人保健施設の設置促進のため制度を設けていたが、当初の促進策としての役割を終えた。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
94	転換	B型肝炎母子感染防止事業の廃止と再構築	1 対象 市民(妊婦) 2 意図 母子感染を起こす恐れのある妊婦を早期に発見し、指導を行うことによりキャリア及び急性肝炎等の発生を予防し、B型肝炎母子感染の撲滅を図る。 3 手段 妊婦健康診査時において、HBs抗原検査、HBe抗原検査を実施。 4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)	1 改善内容 ①廃止する。 ②新たに、保健所において、HIV抗体検査受診者のうち40歳以上の希望者に対して、ウイルス性肝炎のHCV抗体検査、HBs抗原検査を実施。 2 改善理由 ①母子感染対策に関する検査が一般化するなど、当初の目的を達成した。 ②国の指針に基づき、HIV抗体検査受診者に対して、新たにB型及びC型ウイルス性肝炎の感染防止を図る。 3 実施時期 平成15年度	4	20
95	廃止	国民健康保険料自主減免制度の見直し	1 対象 国民健康保険加入者で一定所得以下の低所得世帯 2 意図 国民健康保険料の納付が困難と認める世帯に対し、生活の安定を図る。 3 手段 所得制限により一定所得以下の場合に、保険料の均等割額及び平等割額の合算額の3割又は2割を減免する。 4 事業費(一般財源) 140百万円(140百万円)	1 改善内容 低所得者に対する本市独自の減免制度(3割、2割)を廃止する。 2 改善理由 低所得者に対する保険料の減免制度として、国の法定軽減制度(7割、5割、2割)が実施されているため。 3 実施時期 平成16年度 3割減免・2割減免廃止	0	496
96	廃止	納付組合奨励金(国保)の廃止	1 対象 尼崎市国民健康保険料納付組合連合会 2 意図 国民健康保険料の納付を目的として組織される組合に対し、納付奨励金を交付することにより、納付意欲の向上と保険料の容易かつ確実な納付を図る。 3 手段 件数及び金額等に応じて奨励金を交付する。 4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 制度実施40年以上を経過し、口座振替制度の定着、組合・組合員数の減少など制度を取り巻く環境は変化しており、概ね当初の事業目的を達成したと考えられるため。 3 実施時期 平成15年度	2	10
97	廃止	同和地区技能修得事業補助金の廃止	1 対象 同和地区住民 2 意図 就業機会均等の拡大と就職・転職を促進し生活の安定を図る。 3 手段 免許や資格を取得するための技能修得事業の実施及び補助金を支給する。 4 事業費(一般財源) 10百万円(10百万円)	1 改善内容 平成13年度末をもって廃止したが、普通自動車免許を除く免許については、平成16年度末までに卒業する者について措置対象とする。 2 改善理由 同対策答申の趣旨を踏まえ、個人給付的事業を廃止するとともに、激変緩和の観点から経過措置を講じる必要があるため。	0	15
98	廃止	同和地区専修・各種学校奨励金の廃止	1 対象 同和地区住民 2 意図 就業機会均等の拡大と就職を促進し生活の安定を図る。 3 手段 就職の機会を得るため専修学校、各種学校に就学する者に対して奨励金を支給する。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 平成14年度末をもって廃止し、経過措置として、平成14年度末受給者について、修業年限まで措置対象とする。 2 改善理由 同対策答申の趣旨を踏まえ、個人給付的事業を廃止するとともに、激変緩和の観点から経過措置を講じる必要があるため。	0	4

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
99	転換	尼崎同和対策雇用促進協議会補助金の見直し	1 対象 尼崎同和対策雇用促進協議会 2 意図 同和対策雇用促進協議会を支援することにより、同和関係者の就労対策を促進する。 3 手段 事業運営費を補助する。 4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)	1 改善内容 平成14年度末をもって廃止し、就職困難者を対象とした就職相談業務を新規施策として実施する。 ①相談員:3人 ②場 所:労働福祉会館に(仮称)就職相談室を設置する。 ③期 間:3年のサンセット事業とする。 2 改善理由 厳しい雇用情勢から、不安定就労の課題がまだ残されており、今後は、就労困難な地域住民を対象に、就労につながる相談に努める必要があるため。 3 実施時期 平成15年度	0	18
100	休止	商店街・小売市場エコグリーン創造支援事業補助金の休止	1 対象 商店街、小売市場 2 意図 トレー・牛乳パック・空き缶等の回収ボックスの設置を支援することにより、商店街・小売市場の環境保全に向けた取組を促進する。 3 手段 トレー・牛乳パック・空き缶等の回収ボックスの設置に要する経費の一部を助成する。 4 事業費(一般財源) 720千円(720千円)	1 改善内容 リサイクルルートが確立されるまで、当面休止する。 2 改善理由 牛乳パックを除いてリサイクルルートが確立されていないため。 3 実施時期 平成15年度	1	5
101	休止	商業施設構造改善促進制度補助金の休止	1 対象 商店街、小売市場 2 意図 商業施設の構造改善を支援することにより、商店街・小売市場の近代化、商業集積地の整備を促進する。 3 手段 商店街・市場等が商業施設の整備・改善に要する経費について市の融資を利用した場合に利子補給を行う。 4 事業費(一般財源) 496千円(496千円)	1 改善内容 金融情勢に大きな変化があるまで、当面休止する。 2 改善理由 現在の低金利の金融情勢の中、事業効果が薄れているため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
102	縮小	商店街アーケード等維持管理事業補助金の見直し	1 対象 商店街、小売市場 2 意図 商店街の環境整備促進や地域の快適性、快適な買物空間を提供する。 3 手段 商店街・小売市場が道路占用の許可を受けて設置したアーケード・鈴蘭燈にかかる道路占用料相当額を補助する。 4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)	1 改善内容 平成15年度は補助率を80%とするともに、これまで以上に市場・商店街の活性化にインセンティブを与えるよう、支援策の改善等検討を行い、平成16年度に実施する。 2 改善理由 経費負担の見直しを行うとともに、事業者に対するより効果的な支援策に転換を図るため。 3 実施時期 平成15年度	1	5

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
103	縮小	商業地区まちづくり促進補助金の見直し	<p>1 対象 商店街、小売市場</p> <p>2 意図 まちづくりの視点での商業集積地の活性化方策の研究を支援することにより、商業者の意識改革、組織間の連携強化や環境整備を図り、商業の活性化につなげる。</p> <p>3 手段 商店経営者等で自主的に組織されたグループが取り組むまちづくり活動のための運営費及び「商業地区まちづくり構想」策定経費に対して助成を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 運営費助成は、まちづくり構想策定までの第1期(3年間)までとし、補助率を1/2とする。</p> <p>2 改善理由 費用負担の見直しと団体の自立促進を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度(新規グループからの適用)</p>	0	0
104	業務改善	市民農園整備事業補助金の見直し	<p>1 対象 市民農園の所有者 (平成14年度 15カ所 931区画、19,436m²)</p> <p>2 意図 市民農園の維持・拡大を図る。</p> <p>3 手段 農園新設・更新時の整備費を助成 新設491円/m²、更新559/m²</p> <p>4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)</p>	<p>1 改善内容 市民農園の更新整備に対する補助金を廃止し、制度の見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 受益者負担の適正化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成16年度</p>	0	16
105	休止	都市美形成助成事業の休止	<p>1 対象 都市美形成建築物等、及び都市美形成地域内の建築行為等。</p> <p>2 意図 都市美形成建築物等を維持、保存するため、都市美形成条例に規定する保存計画及び都市美形成基準の実現に要する費用の一部を助成することにより、これら建築物の保存等を確実なものにし都市美形成を図っていく。</p> <p>3 手段 都市美形成条例に基づき、対象行為に係る届出を求め、都市美審議会及び都市デザイン専門委員による指導、助言を行うとともに、経費の1/2、かつ1件あたり300万円を上限として助成を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)</p>	<p>1 改善内容 現在、審査・指導中の物件を除き、再建期間中は経費の助成を休止する。</p> <p>2 改善理由 本助成は所有者の理解と協力のもとで行っており、制度の趣旨、これまでの成果を維持していく必要があることから一定期間経費助成は凍結するが、所有者に対する建築物の維持保存を補うための技術的支援は強化する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	2	22
106	休止	耐火建築物促進助成事業の休止	<p>1 対象 防火地域内(主に五合橋線、山手幹線沿道)に耐火建築物を建築する建築主。</p> <p>2 意図 災害から市民の生命財産を守る避難路と緩衝帯を形成し、沿道の防火機能の維持・強化を図る。</p> <p>3 手段 要綱に基づき耐火建築物を建築する建築主に対して、建築に要する費用の一部助成を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 助成事業を休止する。</p> <p>2 改善理由 防火地域内で一定規模以上の建築物は、建築基準法で耐火建築物とすることが義務付けられており、助成対象者も年間数件にとどまっていることから、当面休止扱いとする。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	3	15

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
107	縮小	すまい・まちづくり促進事業の派遣期間等の見直し	<p>1 対象 地区計画等の策定に取り組む地域団体(まちづくり協議会)のほか、建物の共同化等の計画立案に取り組むグループ。</p> <p>2 意図 住民が自主的に取り組むまちづくり計画や建物の共同化計画の立案作業に対して、経費面や技術的な面での支援を行い、住民主体によるまちづくりの輪を広げ、良好なまちづくりを協働で推進する。</p> <p>3 手段 ①地区計画等の策定に取り組む地域団体に対して活動経費を助成する。 ②地区計画等の策定に取り組む団体、建物の共同化等の計画立案に取り組むグループに対して専門家の派遣により支援する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)</p>	<p>1 改善内容 公共事業と連動する「まちづくり協議会」に対する助成等の期間について、最長6年間に制度を改める。(ただし、現在継続している協議会は従前どおりの取扱いとする)</p> <p>2 改善理由 まちづくり協議会の活動に要する費用助成は尼崎市住環境整備条例に規定されているように、計画段階の支援を行なう事業であり、公共事業と連動しているまちづくり協議会といえども、その主旨に変わりがないことから派遣期間等に上限を設ける。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0
108	転換	地域まちづくり人材育成モデル事業の見直し	<p>1 対象 武庫之荘1丁目～4丁目及びその周辺に居住する市民。</p> <p>2 意図 武庫之荘の持つ独自の歴史文化に着目しながら、良好な住環境を守るとともに、次世代の地域まちづくりリーダーを育成する。</p> <p>3 手段 市と協働できる地域住民をまちづくりプロデューサーとして段階的に養成していくために、協働のまちづくりのモデル化に向けた取り組みを行なう。</p> <p>①景観、文化、居住のテーマ別にスクールを設置、講師を招き基本的な知識を習得する。 ②タウンウォッチングにより問題点などについての実地体験。 ③意見交換会の実施、情報発信などを通じて地元との連携を図り、地域全体で活動を支援することで、その成果を地域のものとして共有できる状況をつくる。</p> <p>4 事業費(一般財源) 600千円(600千円)</p>	<p>1 改善内容 平成15年度で事業を終息し、以降は住民の自主活動に委ねる。なお、平成15年度については、総合まちづくり調査研究事業として対応する。</p> <p>2 改善理由 今後の活動は住民の自主性を尊重し、自主的な活動を育むという観点から、本事業により設立された企画実践グループに委ねていくものとする。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	1	5
109	縮小	杭瀬地区市街地再開発促進事業支援方法の見直し	<p>1 対象 杭瀬本町1丁目及び杭瀬北新町1丁目の一部(約3.3%)</p> <p>2 意図 土地の合理的な高度利用、商業施設の近代化、市街地住宅の供給、建物の不燃共同化等を行い、杭瀬商業核の整備を図ることにより、活発な商業活動並びに商業集積地としての魅力づくりを促進する。</p> <p>3 手段 市街地再開発事業を手法としてまちづくりを進める準備組合等の活動に対して助成を行うとともに、コンサルタントを派遣することにより、実現化に向けた活動を支援する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①市街地再開発促進業務委託(コンサルタント派遣)を見直し、まちづくり協議会開催時にアドバイザーを派遣する。 ②まちづくり協議会活動へ職員を派遣するなど、指導・助言を行う。</p> <p>2 改善理由 市街地再開発事業を取り巻く社会経済情勢の変化等から、先行する地区での再開発事業も非常に厳しい状況であり、市街地再開発事業の事業化の担保性等が明確になるまで、支援方法を見直す。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	1	5
110	廃止	市外盲ろう学校等児童生徒就学奨励補助金の廃止	<p>1 対象 市外盲・ろう学校に通う幼児・児童・生徒の保護者</p> <p>2 意図 市外通学による保護者の経済的負担の軽減</p> <p>3 手段 年額8,000円を支給する。(所得制限なし)</p> <p>4 事業費(一般財源) 184千円(184千円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 市外盲・ろう学校の特殊教育就学奨励費(国の補助制度)があり、本市制度が重複しているものと判断したため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
111	廃止	養護学校宿泊訓練費補助の廃止	1 対象 市立養護学校の児童・生徒の保護者で、特殊教育就学奨励費(国の補助制度)において宿泊訓練の全額支給対象とならない者 2 意図 保護者の経済的負担の軽減 3 手段 ①第1段階(生活保護基準に基づく需要額と世帯収入の割合が1.5倍未満) 国の制度→全額支給 本市の制度→支給なし ②第2段階(1.5倍以上～2.5倍未満) 国の制度→半額支給 本市の制度→半額支給 ③第3段階(2.5倍以上) 国の制度→支給なし 本市の制度→全額支給 4 事業費(一般財源) 175千円(175千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 国の制度に対する上乗せ制度として実施しているものであり、今回、国の基準どおりの取扱いとして整理するため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
112	縮小	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費の支給内容等の見直し	1 対象 市立小・中学校の児童生徒の保護者で、次に該当する者 ①生活保護受給者、②児童扶養手当受給者、③所得が基準額以下、④その他、経済的理由により就学困難な特別事情の場合 2 意図 保護者の経済的負担の軽減 3 手段 学用品費、新入学学用品費、校外活動費、宿泊訓練費、給食費、体育実技費等の扶助 ※市上乗せ・横出し項目 ①小学校 ・校外活動費 2,510円 要保護(国基準:0円) 準要保護(国基準:1,510円) ・宿泊訓練費 7,470円 準要保護(国基準:3,470円) ②中学校 ・校外活動費 2,900円 要保護(国基準:0円) 準要保護(国基準:2,180円) ・宿泊訓練費 1泊2日 9,520円 2泊3日 10,840円 準要保護(国基準:5,840円) ・課外クラブ活動費 3,840円 市単独項目 4 事業費(一般財源) 391百万円(204百万円)	1 改善内容 ①原則、国の補助基準の単価に合わせる。ただし、要保護に対する校外活動費は国の補助基準の対象外であるが、全国的にみても補助実態があることから準要保護の国基準単価分(小学校:1,510円、中学校2,180円)の補助を継続する。 また、課外クラブ活動費についても、クラブ活動を通じた人間形成に有用であると判断したため継続する。 ②所得基準を見直す。 (生保1.5倍→1.4倍) ※障害児を対象とした所得基準は、現行も国基準どおりである。 2 改善理由 ①セーフティネットの考え方にに基づき、経済負担の軽減措置である本制度も原則的に国基準によるものとするため。 ②所得基準については、近隣他都市と比べて緩やかであったために見直す。 ※今回の見直しにより、近隣他都市間の平均的な所得基準となる。 3 実施時期 平成15年度	20	100
113	縮小	修学援助金交付金の縮小	1 対象 高校・大学等に在学する子弟をもつ市内居住者の保護者で次の要件に該当する者 ①生活保護受給者 ②市民税の非課税及び減免 ③国民年金保険料の免除 ④国民健康保険料の減免、徴収猶予 ⑤児童扶養手当受給者 ⑥身体障害者手帳交付を受けている者 ⑦公共職業安定所への求職の申込受理者 ⑧所得が基準額以下(大学、短大は適用なし) 高校・大学等に在学する勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒 2 意図 経済的負担の軽減 3 手段(月額) 大学、短大 6,000円 公立高 5,000円 高専1～3年 5,000円 私立高 6,000円 高専4,5年 6,000円 各種学校 6,000円 4 事業費(一般財源) 131百万円(131百万円)	1 改善内容 ①大学・短大部分を廃止する。 ②認定基準等の改善を図る。 2 改善理由 ①大学・短大部分は、他の奨学制度等の活用が可能であるため廃止する。 ②経済的援助の必要度を改める。 3 実施時期 平成15年度 認定基準等の見直しを検討する。 平成16年度 実施(新規対象から適用)	0	70

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
114	廃止	市立定時制高等学校修学旅行費補助事業の廃止	<p>1 対象 市立定時制高等学校(尼崎工業高、城内高)在学者で、修学旅行に参加する者(3年生時に実施)</p> <p>2 意図 勤労生徒の経済的負担の軽減を図り、修学旅行への参加を促進する。</p> <p>3 手段 1人につき25,000円以内の補助</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 生徒の多様化、勤労生徒の割合が減少するなど社会状況の変化により所期の目的は達したと判断したため。 また、県立高等学校には本事業に相当する助成制度がなく、県立高等学校と均衡を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年度 (平成14年度の新1年生が修学旅行を実施するときから廃止)</p>	0	8
115	縮小	私立幼稚園就園奨励補助金の支給区分の見直し	<p>1 対象 私立幼稚園に在園する尼崎市内在住の満3歳から5歳児の保護者の入園料及び保育料を減免する設置者</p> <p>2 意図 保護者の経済的負担の軽減及び公私間格差の是正</p> <p>3 手段 所得基準別に6段階に区分</p> <p>4 歳児の例(年額、第1子)※カッコ内は内数 Aランク: 154,100円(国基準136,800円) Bランク: 121,500円(" 104,200円) Cランク: 97,200円(" 79,900円) Dランク: 73,400円(" 56,100円) Eランク: 51,700円(" なし) Fランク: 34,400円(" なし) ※市上乗せ横出し部分は、4・5歳児に対するA～Dランクの17,300円加算とE～Fランクのすべてである。3歳児は対象外。</p> <p>4 事業費(一般財源) 419百万円(317百万円)</p>	<p>1 改善内容 所得制限のないFランクを廃止する。 また、私立幼稚園の見直しを検討していく中で、A～Eランクの市単独部分についても見直しを検討していく。</p> <p>2 改善理由 所得に関わりなく補助することは、限られた財源の中で制度として存続させることに問題があるため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	17	85
116	縮小	私立幼稚園障害児教育振興助成金の支給対象の縮小	<p>1 対象 障害児を受け入れている市内の私立幼稚園の設置者</p> <p>2 意図 ①私立幼稚園の障害児教育の振興及び負担軽減 ②保護者の精神的負担の軽減</p> <p>3 手段 県の補助制度対象外である幼児(5月1日以降の入園者及び病弱児)1人につき月額12,000円を助成する。 県制度(年額392,000円) ※本市年額144,000円</p> <p>4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①市単独で補助している病弱児部分を廃止する。 ②県の補助対象となる障害程度であるが、県の認定基準日(5月1日)以降に入園したために申請できなくなった園児に係るものは存続させる。</p> <p>2 改善理由 近隣他都市にはない制度であるが、障害程度が県の認定基準を充たしているため継続実施する。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	3	15
117	業務改善	私立幼稚園教育振興助成金の見直し	<p>1 対象 市内の私立幼稚園の設置者</p> <p>2 意図 私立幼稚園の教育振興</p> <p>3 手段 1園につき1,000千円を限度とする。</p> <p>4 事業費(一般財源) 26百万円(26百万円)</p>	<p>1 改善内容 具体的な助成金メニューへの変更や園児数等に応じた内容に変更する。</p> <p>2 改善理由 助成内容をより明確にすることで、効果検証が可能となる。また、園児数に応じた助成をすることで、受益の公平性の確保を図る。</p> <p>3 実施時期 平成15年度中に検討 平成16年度実施 ※平成15年度の検討の中で、公立幼稚園の見直しに合わせて実施していくものとする。</p>	0	20

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
118	廃止	教育奨励金の廃止	<p>1 対象 同和地区出身者の高校生、短大生、大学生</p> <p>2 意図 修学意欲の旺盛な者の進学を促進し、地域及び社会のための有用な人材を育成する。</p> <p>3 手段(支給内容)</p> <p>①入学支度金 私立大学 @40,000円 私立短大 @30,000円 私立高校 @20,000円</p> <p>②修学資金 大学 @8,000×12月=96,000円 短大 @8,000×12月=96,000円 高校 @8,000×12月=96,000円</p> <p>③修学資金加算金 私立大学 @7,000×12月=84,000円 私立短大 @7,000×12月=84,000円 私立高校 @7,000×12月=84,000円</p> <p>4 事業費(一般財源) 11百万円(11百万円)</p>	<p>1 改善内容 平成14年度新規受給の修業年度までとする。</p> <p>2 改善理由 尼崎市同和对策審議会答申を踏まえて廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成14～18年度</p>	6	50
119	廃止	教育奨励金受給生研究大会参加補助金の廃止	<p>1 対象 教育奨励金を受けている高校生で研究大会に参加する者</p> <p>2 意図 奨学生の部落解放への正しい歴史と理論を学び、社会的立場の自覚と自立向上を図る。</p> <p>3 手段 大会参加に係る経費の一部として(社)尼崎人権啓発促進協会に対して補助する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 400千円(400千円)</p>	<p>1 改善内容 尼崎市教育奨励金の廃止に伴い見直す。ただし、奨励金受給生の減少に応じて縮小していく。</p> <p>※平成14年度予算の対象者数に対する補助額の率を年度進行させていく。</p> <p>2 改善理由 尼崎市同和对策審議会答申を踏まえて廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成15～17年度</p>	0	0
120	廃止	日本体育・学校健康センター共済掛金私立幼稚園設置者補助金の廃止	<p>1 対象 市内の私立幼稚園の設置者</p> <p>2 意図 私立幼稚園の設置者の負担軽減</p> <p>3 手段 共済掛金の設置者負担分(園児1人につき100円)を助成する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 574千円(574千円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 設置者が本来負担すべき性質のものであるため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	1	5
121	廃止	市立定時制高等学校給食費補助の市単独部分の廃止	<p>1 対象 城内高等学校及び尼崎工業高等学校に在学する生徒</p> <p>2 意図 生徒の健康保持及び経済的援助</p> <p>3 手段 1 食当たり99.87円を補助 うち県基準単価76.15円 市単独補助23.72円 ※市単独補助分(年額) @23.72×160回=3,795.2円</p> <p>4 事業費(一般財源) 6百万円(5百万円)</p>	<p>1 改善内容 市単独補助部分を廃止する。</p> <p>2 改善理由 県立定時制高等学校では県基準単価の補助のみであるため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	2	10

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
122	縮小	日本体育・学校健康センター共済掛金の保護者負担の見直し	1 対象 市立学校園の設置者及び保護者 2 意図 学校園の管理下において発生した災害に対する共済制度 3 手段 掛金の相互負担 4 事業費(一般財源) 34百万円(20百万円)	1 改善内容 保護者負担を見直す。 ①小・中学校 変更なし。 ②全日制高校 1, 147円(免除規定あり)→1, 260円(免除規定なし。) ③定時制高校 全額免除→580円(免除規定なし) ④養護学校(小・中) 全額免除→420円(要保護・準要保護免除) ⑤養護学校(高) 全額免除→1, 260円(免除規定なし) ⑥幼稚園 保育料免除者0円→195円(免除規定なし) 2 改善理由 県・近隣他都市との均衡を図るため。 3 実施時期 平成15年度	1	5
123	縮小	学校災害見舞金の縮小	1 対象 学校管理下において発生した事故のうち日本体育・学校保健センター共済給付制度の範囲外となった児童・生徒の保護者 2 意図 保護者等の精神的、医療費負担の軽減及び学校教育活動の円滑化を図るため。 3 手段 ①障害見舞金 100, 000円 ②歯牙見舞金 1本につき50, 000円(欠損補綴の場合) 30, 000円(1/3以上破折の場合) ③室料差額見舞金 医師の指示により個室等に入った場合 1日3, 000円を限度に、30, 000円まで 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 一律金額の見舞金に変更する。(公立保育所も同様に改善する。) 2 改善理由 ①市単独事業である。 ②本来的には廃止対象となるが、保護者等の精神的負担の軽減の意義はあると判断し、当面の間、現行給付の最少額30, 000円を見舞金として残すこととする。 3 実施時期 平成15年度	1	5
124	廃止	学童等災害見舞金の廃止	1 対象 小学校等に在籍する児童・生徒及びこれらに相当する年齢の者 2 意図 青少年活動中の災害は、活動の促進を阻む大きな要因である。 見舞金を給付することにより、青少年の健全育成に資する。 3 手段 傷害等に対して見舞金を交付する。 4 事業費(一般財源) 300千円(300千円)	1 改善内容 見舞金制度を廃止する。 2 改善理由 全額市負担による見舞金制度を廃止する。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)													
					15年度	計												
125	継続	扇町・末広地区道路整備事業	<p>1 対象 臨海部の南西に位置し、扇町水路公有水面埋立地及び関西電力第2発電所跡地地区内の都市計画道路等7路線</p> <p>2 意図 広域アクセス機能を高め、臨海西部地域のポテンシャルの向上を図る。</p> <p>3 手段 市施行による道路整備を行うとともに、県施行による道路整備に対する地元負担金を支出する。</p> <p>4 全体計画</p> <p>①施行概要 市施行 臨海幹線、道意線、東扇町線、末広線、大阪湾岸線側道 県施行 尼崎宝塚線、大阪湾岸線末広ランプ</p> <p>②事業期間 平成13年度～17年度</p> <p>③全体事業費 約32億円 うち市負担 約9億円</p>	<p>1 改善内容 道路用地費及び整備費の一部について、扇町水路公有水面の埋立権者である県企業庁等の負担を得て、市負担額の縮減を図る。</p>	-	-												
126	継続	あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業	<p>1 対象 JR尼崎駅北西地区</p> <p>2 意図 兵庫県東部の広域的拠点となるまちづくりを進めるため、道路、公園等の都市基盤と宅地の一体的整備を行う。</p> <p>3 手段 都市基盤整備公団施行による都市機能更新型の土地区画整理事業を実施する。</p> <p>4 全体計画</p> <p>①施行面積 約22.8ha</p> <p>②施行概要</p> <table border="0"> <tr> <td>都市計画道路</td> <td>5路線</td> <td>2,125m</td> </tr> <tr> <td>区画道路</td> <td>12路線</td> <td>1,438m</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td></td> <td>約1.0ha</td> </tr> </table> <p>③事業期間 平成12年度～21年度</p> <p>④全体事業費 約230億円 うち市負担 約86億円</p>	都市計画道路	5路線	2,125m	区画道路	12路線	1,438m	公園		約1.0ha	<p>1 改善内容</p> <p>①区画整理事業の事業期間中においても、早期に民間開発を促進して税収や雇用の増加など、事業の投資効果を生じさせる。</p> <p>②事業に必要な資金のうち、一般財源分については、都市基盤整備公団の立替制度を活用して財政負担の平準化を図りながら進めていく。</p> <p>③当面の事業については、必要最小限の取組とし、平成15、16年度の事業費を圧縮する。</p>	-	-			
都市計画道路	5路線	2,125m																
区画道路	12路線	1,438m																
公園		約1.0ha																
127	継続	長洲久々知線立体交差等道路整備事業	<p>1 対象 あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業区域周辺</p> <p>2 意図 土地区画整理事業地区内外の交通ネットワークを形成する。</p> <p>3 手段 街路事業等により、道路の立体交差、拡幅整備等を行う。</p> <p>4 全体計画</p> <p>①施行概要</p> <table border="0"> <tr> <td>長洲久々知線 立体交差</td> <td>約330m</td> </tr> <tr> <td>尼崎駅前1号線</td> <td>東:約280m 西:約390m</td> </tr> <tr> <td>尼崎駅前2号線</td> <td>約50m</td> </tr> <tr> <td>尼崎駅前3号線</td> <td>約230m</td> </tr> <tr> <td>長洲久々知線</td> <td>北:約130m</td> </tr> <tr> <td>駅前立体遊歩道</td> <td>約100m</td> </tr> </table> <p>②事業期間 平成13年度～21年度</p> <p>③全体事業費 約150億円</p>	長洲久々知線 立体交差	約330m	尼崎駅前1号線	東:約280m 西:約390m	尼崎駅前2号線	約50m	尼崎駅前3号線	約230m	長洲久々知線	北:約130m	駅前立体遊歩道	約100m	<p>1 改善内容</p> <p>①長洲久々知線立体交差事業については、平成15、16年度の事業費を圧縮し、事業期間の延伸を図る。</p> <p>②その他の都市計画道路については、当面、民間開発の進捗にあわせて、原則として交差点改良を重点とした整備にとどめる。</p>	-	-
長洲久々知線 立体交差	約330m																	
尼崎駅前1号線	東:約280m 西:約390m																	
尼崎駅前2号線	約50m																	
尼崎駅前3号線	約230m																	
長洲久々知線	北:約130m																	
駅前立体遊歩道	約100m																	
128	継続	あまがさき緑遊新都心文化・交流施設等整備調査事業	<p>1 対象 あまがさき緑遊新都心地区内</p> <p>2 意図 都市文化を発展させ、都市のイメージをリードする文化・交流施設や、広域を対象とした公共的サービス施設を整備する。</p> <p>3 手段 県、市、都市基盤整備公団の3者による共同研究を行う。</p>	<p>1 改善内容</p> <p>①財政負担の低減、施設運営の活性化などの観点から、できるだけ民間活力を活用する方法を検討する。</p> <p>②導入施設については、全市的な公共・公益施設の再配置・統廃合の検討も視野に入れて多角的な検討を行う。</p> <p>③具体的内容・方法については、今後検討を行う。</p>	-	-												

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
129	継続	臨海西部土地区画整理事業の事業計画の見直し	<p>1 対象 臨海部の南西に位置し、扇町水路、大阪湾、尼崎宝塚線・大浜線等に囲まれた地域</p> <p>2 意図 臨海西部地域の都市基盤の充実・強化を図ることにより、県市共同で臨海西部拠点開発事業を進め、都市型産業の立地や商業・レクリエーション等の機能を備えた市街地の形成を促進する。</p> <p>3 手段 市施行の土地区画整理事業により、道路、水路、公園等の公共施設の整備及び整地を行う。</p> <p>4 全体計画 ①施行面積 77.6ha ②施行概要 公園緑地(市施行) 2.9ha 都市計画道路 5路線 区画道路 8路線 ③事業期間 平成9年度～15年度 ④全体事業費 約213億円</p>	<p>1 改善内容 ①平成14年3月の「尼崎21世紀の森構想」の策定を受け、次の点について事業計画等を変更する。 ・道路計画等を変更し、総事業費を削減するとともに、財源構成を見直す。 ・事業期間を延伸し、事業費の平準化を図る。 ・市が整備主体となる公園・緑地を、県整備の緑地に吸収し、市事業費の軽減を図る。 ②当面の事業内容を湾岸線以北(尼崎中央緑地を除く)の道路整備など優先すべきものに絞る。</p> <p>2 改善理由 「尼崎21世紀の森構想」に基づき、臨海西部拠点開発地区の土地利用計画を変更(概ね住宅部分を緑地に変更し、県が整備主体となる緑地29haを整備する)するため、事業計画等を見直す。</p> <p>3 実施時期 事業計画等の変更は平成14年度実施</p>	-	-
130	休止	集会所建設費補助金の休止	<p>1 対象 単位福祉協会又は社会福祉連絡協議会</p> <p>2 意図 集会所施設の建設及び改修等工事費の一部を補助することにより地域コミュニティ活動の振興に寄与する。</p> <p>3 手段 ①補助率 1/2 ②補助限度額 ・1件80万円以上の新築又は購入 9,500千円 ・1件50万円以上の改修 5,000千円</p> <p>4 事業費(一般財源) 12百万円(12百万円)</p>	<p>1 改善内容 経営再建期間中は休止する。</p> <p>2 改善理由 新築補助の多くは施設の老朽化による建替えであり、事業休止による一定期間の猶予は可能であるため。</p> <p>3 実施時期 平成15～19年度</p>	12	60
131	休止	南塚口地区居住環境整備事業の休止	<p>1 対象 南塚口町地内 施行面積 82ha</p> <p>2 意図 通過交通を排除し安全な歩行者空間を確保すると共に、「車」優先から「人」優先へ、面的な総合交通体系を整備することにより、居住環境の改善を図る。</p> <p>3 手段 現況道路を拡幅するために、用地買収、水路の埋め戻し等を行い、道路改良工事を実施する。</p> <p>4 全体計画 ①施行面積 82ha ②施行概要 久々知栗山線他13路線 事業延長L=6,700m 幅員=6～12m ③事業期間 昭和50年度～平成16年度 ④全体事業費 約55億円</p>	平成15年度以降、当分の間、事業を休止する。	-	-

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
132	廃止	水洗便所 改造資金 助成金の 廃止	1 対象 未水洗化家屋のうち生活保護を受けている者の家屋(13年度末7戸) 2 意図 水洗化の促進を図る。 3 手段 戸別訪問による促進啓発を行う。 4 事業費(一般財源) 742千円(742千円)	1 改善内容 廃止 2 改善理由 現在戸別訪問により把握している生活保護は義務期間(3年間)も過ぎており、生活困窮だけが未水洗化の要因とは考えにくく、近年、助成金交付実績がなく、廃止の影響が特でないものと考えられるため。 3 実施時期 平成16年度	0	4
133	休止	不燃化促進助成事業の休止	1 対象 国道2号沿道の防火地域内(庄下川~武庫川間の不燃化促進区域)に耐火建築物を建築する建築主。 2 意図 不燃化促進区域の建築物の耐火化及び最低高さ規制を行うことにより、阪神間の広域避難路、搬送路と延焼遮断帯の形成を促進し、都市の防災性向上を図る。 3 手段 要綱に基づき耐火建築物を建築する建築主に対して、国庫補助金を受けて建築に要する費用の一部の助成を行う 4 事業費(一般財源) 16百万円(8百万円)	1 改善内容 平成16年度(平成15年度申請分)から助成事業を休止する。 2 改善理由 不燃化促進の観点から当該制度の意義は認められるが、防火地域内で一定規模以上の建築物は、建築基準法で耐火建築物とすることが義務付けられており、助成対象者も年間数件にとどまっていることから、当面休止扱いとする。 3 実施時期 平成16年度 (平成15年度申請分から対象)	0	32
134	継続	築地地区 震災復興 事業	1 対象 築地地区(築地北浜1丁目ほか) 13.7% 2 意図 震災により、液化化現象が生じ、道路、家屋、ライフラインに大きな被害が生じたため、その復興にあわせ災害に強いまちづくりを行う。 3 手段 土地区画整理事業・住宅地区改良事業の合併施行により震災復興事業を行う。 4 全体計画 ①街路築造等工事(区画整理) 4,677m ②建物移転等補償(区画整理) 369戸 ③公園(区画整理) 9,001㎡ ④建設用地取得(改良事業) 25,100㎡ ⑤改良住宅建設(改良事業) 474戸 ⑥不良住宅買収除却(改良事業) 652戸 5 総事業費 45,157百万円	1 改善内容 築地地区の震災復興事業は経営再建の集中取組期間ではあるが、震災復興の位置づけを踏まえ、最優先の事業として事業費の抑制に努めながら平成16年度末の事業終息を目指す。 改良住宅建設戸数は474戸を430戸に変更。	—	—
135	廃止	わが家の耐震診断推進事業の廃止	1 対象 昭和56年5月末以前に建築された住宅の所有者。 2 意図 平成12年度から平成14年度の3カ年事業で、住宅所有者の求めに応じ耐震診断員を派遣し、耐震診断を行うことを通じ、防災に対する市民意識の高揚と耐震化の促進を図る。 3 手段 住宅所有者の求めに応じ、耐震診断員を派遣し調査を行う。 4 事業費(一般財源) 6百万円(2百万円)	1 改善内容 ①わが家の耐震診断推進事業は平成14年度で終了。 ②従来の民間既存建築物耐震診断補助事業も廃止する。 2 改善理由 わが家の耐震診断事業は3カ年の事業であり、当初の目標件数が達成される見込みであるため平成14年度で終息する。また民間既存建築物耐震診断推進事業は制度利用者が少なく、概ね目的を達していると考えられることから廃止する。 3 実施時期 平成15年度	2	10

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
136	継続	戸ノ内住宅地区改良事業	<p>1 対象 戸ノ内第1～5地区(戸ノ内町2～6丁目の一部) 13.18[㍉]</p> <p>2 意図 住宅地区改良事業を実施中に、震災により家屋倒壊等大きな被害が生じたことから、住宅地区改良事業により災害に強い良好な住環境の整備、改善を図る。</p> <p>3 手段 住宅地区改良事業により、不良住宅の除却、改良住宅用地の取得及び道路、公園、緑地用地の整備並びに改良住宅の建設等を実施する。</p> <p>4 全体計画</p> <p>①不良住宅買収除却 986戸 ②建設用地取得 50,884㎡ ③道路用地等取得 15,616㎡ ④地区施設用地取得 6,717㎡ ⑤改良住宅建設 830戸 5 総事業費 62,115百万円</p>	<p>1 改善内容 住宅地区改良事業中に震災により家屋の倒壊等大きな被害が生じたことから、災害に強い良好な住環境の整備、改善を目指すなかで、重点地区を定め、事業費の抑制を図りつつ継続的な取組を進める。</p>	—	—
137	継続	戸ノ内地区密集住宅市街地整備促進事業	<p>1 対象 戸ノ内町1, 2, 3丁目及び6丁目 21.22[㍉]</p> <p>2 意図 老朽住宅が密集し、狭隘な生活道路が多く、震災時に家屋倒壊等被害が生じたことから、密集住宅市街地整備促進事業により、災害に強い良好な住環境の整備、改善を図る。</p> <p>3 手段 密集住宅市街地整備促進事業により、老朽住宅の改善、公共施設の整備等を実施する。</p> <p>4 全体計画</p> <p>①整備計画等作成 ②老朽住宅買収除却 202戸 ③道路用地等取得 14,572㎡ ④建替え促進 3棟 5 総事業費 8,165百万円</p>	<p>1 改善内容 地域の状況を踏まえ、当初の事業計画を見直し事業費の抑制に努める。</p>	—	—
138	業務改善	市長・助役秘書業務の見直し	<p>1 対象 市長及び助役</p> <p>2 意図 市長及び助役に関する円滑な秘書業務を行う。</p> <p>3 手段 正規職員と嘱託員を配置する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 11百万円(11百万円)</p>	<p>1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。</p> <p>2 改善理由 現行業務の基準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	4	20
139	休止	姉妹・友好都市への青年団派遣事業の休止	<p>1 対象 尼崎市民</p> <p>2 意図 姉妹都市アウクスブルク市、友好都市鞍山市へ青年団を派遣することにより、両市との友好交流を深め、また、これからの友好交流を担うべき青年の国際感覚を養い、未来に渡る両市との友好を促進する。</p> <p>3 手段 アウクスブルク市及び鞍山市へ隔年で青年団を派遣し、表敬訪問、近郊都市及び国内視察、市内施設視察、市民交流、青年交流、ホームステイによる交流などを実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) —</p>	<p>1 改善内容 集中取組期間中の青年代表団の派遣を原則休止する。</p> <p>2 改善理由 青年代表団受入に比べて、青年代表団派遣にかかる経費負担が大きいため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度 アウクスブルク市への青年使節団派遣休止 平成16年度 鞍山市への青年代表団派遣休止</p>	5	9

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
140	業務改善	市報あまがさき発行事業(特集版)の見直し	1 対象 市民、事業者 2 意図 わが町に対する関心や愛着を高めるため、通常号ではお知らせできない町の様子や尼崎のよさ、尼崎ゆかりの著名人などを視覚的、魅力的に紹介することにより、本市のイメージアップを図る。 3 手段 写真を中心としたA4・16ページの特集版を年3回発行し、市内全世帯に個別配布を行う。グラフィ誌としての特性(情報の保存性、安易に再読できるなど)を生かした本市のPRを行っていく。 4 事業費(一般財源) 85百万円(85百万円)(タブロイド版含む)	1 改善内容 発行回数を年3回から2回(春・秋)に変更し、春にガイドマップあまがさきの凝縮版を付録としてはさみこむ。 2 改善理由 コスト削減と市民生活の利便性の向上を図るため。 3 実施時期 平成15年度	5	25
141	廃止	ガイドマップあまがさき等の廃止	1 対象 市民、事業者 2 意図 市民等が日常生活で必要とする市政情報等がわかりやすく的確に伝わるようガイドマップを作成し、積極的な情報提供を進めるとともに、市民との情報の共有に努める。 3 手段 市役所窓口での手続きや施設の利用方法、諸制度の概略などを記載したガイドマップを作成し、配付を行う。 4 事業費(一般財源) 7百万円(7百万円)	1 改善内容 ガイドマップの発行を廃止する。 2 改善理由 市報あまがさき特集版に窓口案内と地図を掲載した付録をはさみこむことにより、ガイドマップあまがさきの役割(市民の利便性)を果たすことができるため。 3 実施時期 平成15年度	7	35
142	業務改善	PRシートの改善	1 対象 主に市外の人 2 意図 全国に向けて「明るくさわやかなまち尼崎」の魅力などを情報発信し、本市のイメージアップを図るため、手軽に活用してもらえるシート型の広報物を作成する。 3 手段 1年に1万部制作し、主に市内で開催される他都市から訪れる大規模な催しや、他都市で本市をPRする機会に配布し活用していく。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 ガイドマップあまがさきを廃止し、PRシートに市の施設一覧を掲載するなど内容を充実させ、市外向けPR用途だけでなく転入者用インフォメーションとしての用途ももたせる。 2 改善理由 機能統合させることにより経費の縮減を図るため。 3 実施時期 平成15年度	-1	-5
143	縮小	都市環境デザイン検討事業の見直し	1 対象 市民、事業者等 2 意図 人が都市で生活するうえで、快適な環境をつくるための基本理念を確立する。 3 手段 ハード整備を中心に課題整理を行い、その基本理念を確立し、今後の学校建替などの活用に取り組む。 4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)	1 改善内容 事業の重心を、学校統合や支所の整理などにより生じる公共施設の大規模跡地処分や土地利用などについての具体的な検討にシフトさせる。 2 改善理由 公共施設の再配置を円滑に推進するため。 3 実施時期 平成15年度	2	2

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
144	業務改善	電子計算機に係る情報処理基盤の更新	1 対象 ホストコンピュータ関連機器 2 意図 住民基本台帳、税務、国民健康保険、介護保険などの業務処理として使用しているホストコンピュータや端末機等の機器類を安定性、信頼性、効率性、経済性を確保できる機器へ更新する。 3 手段 後継機種を採用し、端末機の更新やネットワーク整備を年次的に実施していく。 4 事業費(一般財源) 電子計算関連運用事業1,000百万円(1,000百万円)	1 改善内容 ホストコンピュータ関連機器の更新を年次的に行い、経費の削減を図る中でシステム全体の信頼性・安定性を向上させていく。 2 改善理由 後継機種に更新することにより、安定性、信頼性が向上し、経費削減を図ることができるため。 3 実施時期 平成15年度	37	449
145	業務改善	郵便物のバーコード化対応	1 対象 一括送付1,000通を超える郵便物 2 意図 バーコード化による郵便料金制度減額制度の利用 3 手段 大量に発送する郵便物を洗い出し、郵送物をバーコード化に対応した帳票に変更する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 一括送付1,000通を超える郵便物について、バーコード印書等のシステム改修を行う。 2 改善理由 市内特別郵便扱いによる郵便料金の経費削減を図るため。 3 実施時期 平成14年度 一部実施 平成15年度 システム改修し、随時実施	-16	74
146	縮小	尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し	1 対象 国道43号以南の臨海地域約1,000ha 2 意図 平成13年度に策定された森構想を推進し、自然環境の回復・創造を中心としたまちづくりにより、市民の暮らしにゆとりと潤いをもたらす、臨海地域を魅力と活力あるまちに再生する。 3 手段 森づくり協議会を設置し、地域のコンセンサスを得ながら、市民をはじめあらゆる主体の参画と協働により森づくりを進めていく。特に、先導整備地区である拠点地区では、県を主体に大規模な緑地を整備するとともに、にぎわい交流拠点や産業の育成・支援拠点の整備を進める。 4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)	1 改善内容 行政が運営支援を行う森構想の推進母体への負担を段階的に軽減する。 2 改善理由 将来的に推進母体の独立、法人化等を目指すとともに、行政の負担を縮小する。 3 実施時期 平成18年度	0	4
147	業務改善	IP電話導入についての検討	1 対象 本庁舎内の電話設備 2 意図 行政の活動拠点としての通信機能を維持する。 3 手段 老朽化してきている電話設備の更新を行う。 4 事業費(一般財源) 58百万円(58百万円)	1 改善内容 本庁舎で使用中の電話設備に替えて庁内LANを利用したIP電話設備の導入を検討する。また、庁内LANの無線化に併せた検討も行う。 2 改善理由 IP電話導入による通話料、電話工事費の削減、既存の電話配線の撤去等の効果が期待できるため。 3 実施時期 平成17年度導入に向けての検討を行う。	0	0
148	業務改善	本庁舎維持管理業務の効率化	1 対象 本庁舎(北館・中館・南館・市会棟・市政情報センター・市民局分室・水道局5階) 2 意図 行政の活動拠点としての機能の維持、及び電気事業法・消防法・ビル衛生管理法等に基づく本庁舎の統括管理を行う。 3 手段 警備・清掃・設備保守委託、電気・ガス・水道等光熱水費負担、庁舎設備改修等を行う。 4 事業費(一般財源) 302百万円(302百万円)	1 改善内容 複数業者と契約している類似業務の統合化を図り、一括契約による経費の節減を図る。 2 改善理由 一括契約による経済効果が期待できるため。 3 実施時期 平成15年度 検討及び可能なもの随時実施 平成16年度 実施	2	10

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
149	業務改善	空調エネルギー削減	1 対象 本庁舎 2 意図 行政の活動拠点としての機能の維持、及び電気事業法・消防法・ビル衛生管理法等に基づく本庁舎の統括管理を行う。 3 手段 適正な電気等の光熱水費負担を行う。 4 事業費(一般財源) 64百万円(64百万円)	1 改善内容 空調本格運転期間(7月1日～9月15日)中の運転時間を従来は8時45分～5時15分であったところを9時～5時とする。 2 改善理由 地球環境問題、経費節減の観点から、庁内エネルギーの使用量の増加を抑制するため。 3 実施時期 平成14年度	1	5
150	廃止	口座振替済通知書の廃止	1 対象 納税者(口座振替利用者) 2 意図 受領書の交付 3 手段 年1回の口座振替済通知書の交付 4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)	1 改善内容 口座振替利用者(車検受車両に係る軽自動車税の納税者を除く)への口座振替済通知の廃止 2 改善理由 郵送料等の経費の削減 3 実施時期 平成15年度	2	10
151	業務改善	簡易測定等の見直し及び測定機器等の更新	1 対象 一般環境大気・自動車排出ガス・水質・騒音等の環境監視体制。 2 意図 環境保全の推進を図る。 3 手段 公害監視センターにおいて監視を行う。 4 事業費(一般財源) 100百万円(84百万円)	1 改善内容 環境監視体制にかかる、測定箇所・測定方法等について一定の見直しを図るとともに、測定機器等の更新を行うことにより、より効率的な体制を確立する。 2 改善理由 常時監視体制の効率化及び重点化を図るため。 3 実施時期 平成15年度	10	32
152	業務改善	予防接種事業(麻しん)の委託料単価削減	1 対象 市民(麻しん予防接種対象者) 2 意図 伝染のおそれがある疾病の発生予防と感染防止のため。 3 手段 医療機関で予防接種を実施する。 4 事業費(一般財源) 28百万円(28百万円)	1 改善内容 予防接種委託(麻しん)に係る接種料単価を見直す。 2 改善理由 ワクチンの精度向上等により接種後の副作用が、風しん等他の予防接種と比較して差異がほとんど見られないので、麻しんの予防接種についても再診料等の加算を廃止する。 3 実施時期 平成15年度	7	35
153	廃止	市内公共施設見学会開催事業の廃止	1 対象 市民 2 意図 市民にわがまちを再発見してもらい、市への愛着を持ってもらうとともに、市政への理解を深める。 3 手段 バス等による公共施設見学会を実施する。 4 事業費(一般財源) 191千円(191千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 実施回数を重ねる中で主だった公共施設は訪問していること、平日の実施のため参加者が高齢者に偏りリピーターが増えていること、及び、庁内・外で類似事業が実施されていることなど事業効果が薄れているため。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
154	業務改善	戸籍事務のシステム化	1 対象 現在戸籍、戸籍附票及び平成改製原戸籍 2 意図 戸籍事務のシステム化により事務処理の省力化・効率化と一層の市民サービスの向上を図る。 3 手段 戸籍事務をデジタル化し、ネットワークを利用して各支所等でも戸籍事務が迅速に処理できるシステムを構築する。 ・第1次稼働 平成14年11月(現在戸籍及び戸籍附票) ・第2次稼働 平成15年 3月(平成改製原戸籍) 4 事業費(一般財源) 147百万円(147百万円)	1 改善内容 戸籍事務システムの稼働に伴い職員数を削減する。 2 改善理由 手作業による事務処理をシステム化に変更することにより事務量が減少するため。 3 実施時期 平成15年度	16	80
155	縮小	市民まつりの見直し	1 対象 尼崎市民まつり協議会 2 意図 市民自ら企画・実施する市民まつりの開催を支援することにより、市民相互の連帯を深め、コミュニティ活動の基礎づくりに役立てる。 3 手段 尼崎市民まつり協議会へ負担金を交付する。 4 事業費(一般財源) 26百万円(26百万円)	1 改善内容 事業の見直しを行い開催経費を削減する。 2 改善理由 全市的なイベントである市民まつりの効果的で効率的な執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	6	30
156	廃止	こころ豊かな兵庫をめざす県民運動実践事業費助成の廃止	1 対象 市民 2 意図 県が進める県民運動の事務処理を行なう。 3 手段 嘱託員1人を配置し実施している。 4 事業費(一般財源) 3百万円(2百万円)	1 改善内容 県助成事業の廃止に伴い、嘱託員を削減する。 2 改善理由 県の補助が廃止されるため。 3 実施時期 平成15年度	2	10
157	廃止	地域文化振興事業調査研究委託の廃止	1 対象 市民 2 意図 市民が充実した余暇を活用するための調査・研究を行い、余暇によるコミュニティづくりの促進を図る。 3 手段 六星会に事業委託する。 4 事業費(一般財源) 351千円(351千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 情報技術の発達に伴うインターネットや電子メールなどの活用により、必要な情報の収集が容易となったため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
158	廃止	市民運動調査研究委託の廃止	1 対象 市民 2 意図 先進都市等の市民運動に関する情報収集と意見交換を行うことにより、今後の本市市民運動の展開に反映する。 3 手段 尼崎市市民運動推進委員会に事業委託する。 4 事業費(一般財源) 246千円(246千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 情報技術の発達に伴うインターネットや電子メールなどの活用により、必要な情報の収集が容易となったため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
159	廃止	退任社協会長記念品の廃止	1 対象 継続して2年以上社会福祉協議会の会長をつとめた者 2 意図 会長在任中、地域福祉増進のため貢献し市政の進展に寄与した功績をたたえる。 3 手段 対象者に感謝状と記念品を贈呈する。 4 事業費(一般財源) 220千円(220千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 市社会福祉大会における表彰・感謝など、社会福祉協議会の会長の功績をたたえる類似事業が実施されているため。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
160	業務改善	計量思想啓発業務の見直し	1 対象 市民及び計量器使用事業者 2 意図 計量意識の普及啓発を図り、計量に対する興味や知識を持ってもらうことにより、適正計量の実施に寄与する。 3 手段 新計量法が施行された11月1日を記念して、11月を「計量強調月間」とし、啓発キャンペーン、懸垂幕の掲示、啓発ポスターの配布を実施する。 4 事業費(一般財源) 18千円(18千円)	1 改善内容 計量強調月間の11月は消費生活センター開設記念月間でもあるので、くらしいきいきフェアに本事業を統合する。 2 改善理由 各種啓発事業を整理・統合し、効果的・効率的な事務執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
161	業務改善	消費者啓発講座及び講演会開催事業の見直し	1 対象 市民(消費者) 2 意図 消費生活の基礎知識や消費者契約のトラブルなどの啓発活動を行うことにより、消費者被害の未然防止及び消費者意識の高揚を図り、消費者の自立促進と消費生活の安定を図る。 3 手段 くらしいきいき巡回講座、くらしいきいきフェア、消費生活セミナー、くらしの通信講座等を実施する。 4 事業費(一般財源) 742千円(742千円)	1 改善内容 消費生活セミナーの内容変更、くらしの通信講座に受益者負担導入、くらしいきいきフェアに計量啓発事業を統合する等の見直しを図る。 2 改善理由 各種啓発事業を整理・統合し、効果的・効率的な事務執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
162	業務改善	地球にやさしいくらし方等推進事業の見直し	1 対象 市民(消費者) 2 意図 地球環境に配慮した消費者行動のあり方について意識啓発を図ることにより、地球環境に配慮したライフスタイルの確立を推進する。 3 手段 エコフェスタ、フリーマーケット、リサイクル情報バンク等を実施する。 4 事業費(一般財源) 120千円(120千円)	1 改善内容 エコフェスタの廃止、フリーマーケットの尼崎消費者協会への自主事業化等の見直しを図る。 2 改善理由 各種啓発事業を整理・統合し、効果的・効率的な事務執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
163	転換	国民健康保険事業費会計繰出金(財政健全化分)の見直し	1 対象 国民健康保険事業費会計 2 意図 一般会計からの繰出を一定額措置することにより、保険料水準を阪神間並とし、もって収納率の向上を図る。 3 手段 国保加入者と全市民との所得格差に着目し、負担率の低減を図るため、10億円の一般会計繰出を措置。(平成12～14年度までの3か年の措置) 4 事業費(一般財源) 959百万円(959百万円)※平成14年度は、医療費制度改革による影響分を調整。 (参考) ○収納率 平成10年度 85.01% 平成11年度 84.78% 平成12年度 87.08% 平成13年度 88.67% ○保険料 平成11年度 86,663円(阪神間平均71,861円) 平成12年度 78,384円(阪神間平均72,715円) 平成13年度 74,424円(阪神間平均74,486円) 平成14年度 73,829円(阪神間平均73,905円)	1 改善内容 保険料を阪神間並水準に維持することを基本とするなかで、国民健康保険事業費会計の健全性も考慮し、必要な調整を行う。 2 改善理由 平成12、13年度に剰余金を計上するなど、現ルール策定後、収納率の向上や財政調整交付金の増など歳入基盤の強化が図られているため。 3 実施時期 平成15年度	600	3,000

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
164	廃止	国民健康保険料口座振替通知等の廃止	1 対象 保険料口座振替世帯及び自主納付前年度確定申告世帯 2 意図 金融機関から納付義務者への通知の代替及び保険料納付者の確定申告用資料とする。 3 手段 年に1回、対象者に口座振替通知書と納付済証明通知書を送付する。(自主納付世帯は納付済通知書のみ) 4 事業費(一般財源) 10百万円(10百万円)	1 改善内容 口座振替通知及び納付済証明通知を廃止する。 2 改善理由 口座振替通知及び納付済証明通知については、通帳の記帳により代替可能な点が多いことから、対象者全員に送付する必要はなく、希望者のみ送付すれば足りるため。 3 実施時期 平成15年度	10	50
165	業務改善	労働者文化教養事業の見直し	1 対象 組織労働者を主とした勤労者 2 意図 体育事業、文化教養事業の実施により、勤労者の福祉向上を図る。 3 手段 尼崎労働者福祉協議会に事業委託する。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 レクリエーション的要素の強い事業については見直し、勤労者福祉の向上を図るものに転換するなど、事業の見直しと経費縮減を行う。 2 改善理由 現在の社会情勢や市の財政状況等から、効果の薄れた事業の見直し、転換を図るため。 3 実施時期 平成15年度	1	5
166	業務改善	小規模企業勤労者文化教養事業の見直し	1 対象 小規模事業に従事する勤労者 2 意図 体育事業、文化教養事業の実施により、勤労者の福祉向上を図る。 3 手段 尼崎市技能職団体連絡協議会に事業委託する。 4 事業費(一般財源) 728千円(728千円)	1 改善内容 レクリエーション的要素の強い事業については見直し、勤労者福祉の向上を図るものに転換するなど、事業の見直しと経費縮減を行う。 2 改善理由 現在の社会情勢や市の財政状況等から、効果の薄れた事業の見直し、転換を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
167	転換	海外ビジネス交流支援事業の見直し	1 対象 事業者 2 意図 企業活動の国際化に伴い海外(特にアウクスブルク市及び鞍山市)における本市企業の事業活動の円滑化を支援し、国際的対応能力を高めるとともに、取引拡大を促進する。 3 手段 海外ビジネス交流支援セミナーの開催及び海外企業交流広場(ホームページ)の開設を産業振興協会に委託するとともに、海外見本市への出品に要する経費の一部を助成する。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 海外ビジネス交流支援セミナー及び海外見本市等出品助成を廃止し、環境ビジネス研究会の活動を支援するため補助金を交付する。 2 改善理由 ジェトロのLL事業が平成14年度で終了するが、本市とアウクスブルク市との民間レベルでの交流が緒についたところであり、引き続き促進する必要があるため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
168	縮小	中小企業経営専門相談事業の見直し	1 対象 中小企業者 2 意図 多様化する中小企業の経営上の課題解決を図る。 3 手段 商工会議所に委託し、中小企業診断士、弁護士、税理士等による専門相談を商工会議所塚口支所で行う。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 相談内容等の見直しを行い事業費を縮小する。 2 改善理由 事業効果を高めるとともに経費の節減を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
169	業務改善	中小企業診断事業の見直し	1 対象 中小企業、商店街、小売市場、店舗 2 意図 専門家による指導・助言により、事業者自身の意識向上や今後の戦略立案を支援し、産業の活性化を図る。 3 手段 登録している専門家に事業委託する。 4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)	1 改善内容 工場診断及び商店診断は廃止し、商店街・市場診断及び組合診断については、内容再検討の上継続して実施する。 2 改善理由 本事業の工場診断及び商店診断は他に類似事業が実施されているが、商店街・市場診断及び組合診断については、他に類似事業もなく、産業構造の転換や大型店の出店が相次ぎ中小企業の経営環境が一層厳しさを増す中で行政対応が求められている部分であるため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
170	業務改善	事業所景況調査事業の見直し	1 対象 事業所 2 意図 経済動向を把握するため調査を行い、その結果を基礎資料として今後の本市産業施策の基礎とする。 3 手段 事業所景況調査(年4回)及び特定経済動向調査(年1回)の実施並びに会報「あくしい」への調査結果の掲載を商工会議所に委託する。 4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)	1 改善内容 委託先を(財)尼崎市産業振興協会に変更し、同団体の情報誌「ACC情報」に結果を掲載することにより産業リーダーの経費を削減する。 2 改善理由 効果的で効率的な事務の執行を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
171	廃止	下水道事業会計補助金の一部見直し	1 対象 公衆浴場汚水使用料低減化に伴う負担金 2 意図 公衆浴場については、その料金が物価統制令の対象となること、また、公衆衛生の観点から市の政策的配慮により下水道使用料を軽減している。 3 手段 補助金の支出 4 事業費(一般財源) 45百万円(45百万円)	1 改善内容 廃止 2 改善理由 一般会計の財政負担を軽減するため。 3 実施時期 平成15年度	45	225
172	転換	花のまちあまがさきチューリップ植栽事業の転換	1 対象 市民、事業者、行政 2 意図 市民、事業者へ広がった「チューリップ運動」をチューリップ以外の花にも対象を広げ、全市あげでの「花のまちづくり運動」へ転換させることにより、「花のまちあまがさきの定着」を図る。 3 手段 協働によるチューリップ植栽事業 4 事業費(一般財源) 11百万円(11百万円)	1 改善内容 ①運動の対象については、チューリップだけでなく市の草花ペゴニアやコスモス、マツバギクなど花期の長く強い品種にも広げる方向とする。 ②チューリップの大型市民花壇については、駅前等主要な箇所集中させ花壇面積を減少させることにより、経費の削減を図る。 2 改善理由 現在の当事業の課題を解決する方策を検討し、より花のまちあまがさきの定着に向け、市民に密着した運動を目指すため。 3 実施時期 平成15年度	6	30
173	業務改善	緑の普及啓発事業の見直し	1 対象 ・市内外の住民 ・上坂部西公園、中央公園パークセンターでの緑の相談業務及び温室管理、清掃、施設警備、消防設備、電気設備点検業務 2 意図 普及啓発事業により、市民サービスを図る。 3 手段 花と緑に関する緑化相談、講習会、展示会等 4 事業費(一般財源) 79百万円(79百万円)	1 改善内容 清掃、施設警備等の再委託について経費削減を図る。 2 改善理由 経費削減のため 3 実施時期 平成15年度	5	25

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
174	業務改善	体育館等運営事業の見直し	1 対象 スポーツ振興事業団の委託料の人件費[陸上競技上、野球場(記念硬式・橘・小田南・魚つり)の施設作業員] 2 意図 適正な体育館等運営事業 3 手段 スポーツ振興事業団への委託 4 事業費(一般財源) 310百万円(310百万円)	1 改善内容 施設整備作業を再委託することにより、人件費を抑制し、効率化を図る。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度	3	23
175	業務改善	除害施設監理業務の見直し	1 対象 市内事業所の特定施設の届出があり、かつ採水を必要とする除害施設147施設 2 意図 公共下水道の施設機能の維持を図る。 3 手段 除害施設監理担当による検査等 4 事業費(一般財源) 38百万円(38百万円)	1 改善内容 ①優良事業所の採水頻度、検査項目を減少する。 ②事業所からの排水で下水処理に直結する水質項目以外は委託する。 ③除害係の体制を縮小する。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より、経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成15年度	9	49
176	廃止	畜産環境改善事業の廃止	1 対象 畜産農家3戸 (牛2戸50頭、養豚1戸150頭) 2 意図 悪臭等の周辺的生活環境の悪化防止を図る。 3 手段 微生物資材(EM菌)を配布する。 4 事業費(一般財源) 43千円(43千円)	1 改善内容 廃止 2 改善理由 対象農家の戸数、頭数とも減少し、また、畜産農家すべてが兵庫県家畜保健所、畜産団体の指導等により、自主的に周辺環境悪化防止に取り組んでいることから、廃止の影響が特にないものと考えられるため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
177	業務改善	火災予防業務の見直し	1 対象 住宅、事業所、工場等における火気使用設備、消防用設備等及び居住者、従事者等関係者 2 意図 火気使用設備及び消防用設備等について、関係法令の基準に適合させることにより、火災の発生防止及び火災による被害の軽減を図るとともに、関係者の防火・防災意識の高揚を図る。 3 手段 消防用設備の設置時において設置指導を行うとともに、設置後、設置状況の検査を実施する。また、関係者の防火・防災意識の高揚を図るため、関係対象物における立入検査及び講演会等並びに広報を実施する。 4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)	1 改善内容 消防査察業務の実施時間を見直すとともに、研修会やマニュアル作成により査察能力を向上させ、超過勤務の抑制を行う。 2 改善理由 消防法の改正により査察実施の時間的制約がなくなり、査察執行体制の見直しが可能となったため。 3 実施時期 平成15年度	1	5
178	業務改善	消防団交付金の見直し	1 対象 尼崎市消防団 2 意図 地域防災の要である消防団の充実・強化を図ることにより、地域防災力の向上を目指す。 3 手段 各種災害・訓練警戒・予防指導に対応する消防団活動体制に対し補助を行う。 4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)	1 改善内容 消防団本部運営補助金を20万円縮減する。 2 改善理由 消防団本部運営における会議回数等の効率化、各種訓練事業の見直しにより、経費縮減を図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
179	業務改善	尼崎市まとい会交付金の見直し	1 対象 尼崎市消防局退職者及び尼崎市消防団退団者 2 意図 退職者及び退団者による地域自主防災リーダーとしての協力体制を強化する。 3 手段 地域自主防災における協力体制に対し補助を行う。 4 事業費(一般財源) 70千円(70千円)	1 改善内容 尼崎市まとい会交付金を2万円縮減する。 2 改善理由 会員のボランティアを基本としているため、交付金減による事業への影響はないため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
180	新規	救急活動業務の改善	1 対象 尼崎市内に在る者 2 意図 高度な救急・救命処置を実施することにより、救命効果の向上を図り、高度な救急活動体制を確立する。 3 手段 救急需要増加に対応する迅速性を確保した救急隊を配置する。また、救急救命士の養成を行う。 4 事業費(一般財源) 23百万円(23百万円)	1 改善内容 著しく増加している救急件数に対応するため、ポスター、市報、FMあまがさきを利用した広報を行い、軽症者の搬送等の救急活動抑制活動を行う。また救急救命士の体制として、当面は35人体制(1隊5人)を目標とした養成を図る。17年度以降の救急救命士体制については救急件数の推移を見ながら必要人数を検討する。 2 改善理由 現状の救急件数増加率が推移すると、救急隊を増隊する(車両購入、隊員増)必要があるが、抑制活動を実施し、増加率の状況を見ながら救急救命士の体制を検討する必要があるため。 3 実施時期 平成15年度	-1	-2
181	業務改善	発信地表示システム関連事業の見直し	1 対象 尼崎市内に在る者(在住者・在勤者・来訪者) 2 意図 119番通報から災害地点決定、出動、救命までの業務を迅速かつ的確化することにより、市民の安全と命を守り、市民サービスと利便性の向上を図る。 3 手段 119番発信地表示システムとそれに連動する災害情報処理システムの円滑な運用を図る。 4 事業費(一般財源) 27百万円(27百万円)	1 改善内容 導入後10年を経過したアナログ対応の発信地表示システムをデジタル対応された新システムに更新するとともに、指令制御装置用のデジタル変換機の導入を図る。 2 改善理由 全国的にデジタル対応のシステムが主流となりつつあり、新システム導入によりシステムの安定した運用と維持管理を図り、経費削減も可能となるため。 3 実施時期 平成15年度	0	4
182	縮小	教育・総務課業務の見直し	1 対象 教育・総務課 2 意図 秘書渉外業務 3 手段 嘱託員を2人配置する。 4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)	1 改善内容 業務執行体制の見直しを図る。 2 改善理由 現行業務の基準を確保しながら、より経済性、効率性を図る。 3 実施時期 平成15年度	3	15
183	転換	同和地区教育事業の廃止・転換	1 対象 同和地区関係者の子弟で、小・中学校に在籍する児童・生徒 2 意図 同和問題の解決を目指して、自覚・自立にむけての意欲と実践力を育てる。 3 手段 専任講師を中心に、関係校教職員等の協力のもと基礎学力の向上を図るための取組を行っている。 4 事業費(一般財源) 44百万円(41百万円)	1 改善内容 平成14年3月「同和地区教育事業のあり方」の報告を受け、現行事業を平成15年度末で廃止し、自律、自立向上の課題解決を図っていくために、平成16年度から(仮称)「地域教育向上サポート事業(青少年教育事業)」を実施する。 平成15年度は現行事業の開催回数、学級数を削減することにより専任講師を1人減とする。 2 改善理由 上記報告に基づく取組である。 3 実施時期 平成15年度 嘱託員1人減 平成16年度 嘱託員6人減	7	142

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
184	廃止	学級経営事業の見直し	1 対象 市立学校園の全教職員 2 意図 学級経営の指導・助言を行い、円滑な学校教育に資する。 3 手段 学級経営の指導・助言 4 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円)	1 改善内容 現行の業務体制を見直し、学校教育課、教育総合センターが一体となり、継続して事業を実施する。 嘱託員3人減 2 改善理由 現在まで取り組んできた成果により、見直し改善が可能になったため。 3 実施時期 平成15年度	10	50
185	業務改善	学校教職員表彰の見直し	1 対象 市立学校・園の市費・県費教職員及び事務局の指導主事 2 意図 職員の公務能率の向上とモラルの維持・高揚を図る。 3 手段 精励職員表彰要綱に基づく市立学校等20年勤続の者に対し、表彰を行う。その他、退職者感謝状贈呈式がある。 4 事業費(一般財源) 555千円(555千円)	1 改善内容 ①県費負担教職員の精励賞表彰制度(本市勤続20年)を廃止する。 ②市費支弁教職員の精励賞表彰は総務局で統合実施する。 ③教職員に対する新たな表彰制度を創設する。 ※制度創設については市長部局と調整する中で実施していく。別に制度を設けることを検討するのではなく、市の表彰制度の改正で対応できるのかも含めて検討していく。 2 改善理由 信賞必罰に基づく表彰制度の見直し及び効率的な表彰実施 3 実施時期 平成15年度 (1の①については、平成14年度から実施)	0	0
186	業務改善	外国語指導助手の報酬等の見直し	1 対象 市立中・高等学校の外国語指導助手(14人) 2 意図 英語教育の向上 3 手段 中学校2校につき1人配置 高等学校は全日制各校に1人配置し、必要に応じて定時に派遣する。 ※報酬は人事院勧告の改定率にあわせて改定してきたが、現在、3年間改定を見送っている。 4 事業費(一般財源) 106百万円(106百万円)	1 改善内容 ①現行の報酬額は他都市と比較しても高いため、他都市の業務内容と比較して、新たな報酬額を設定していく。 (現在の嘱託員の取扱いについては、人勧改定率が下がった場合のみ適用し、その他は据え置く。) また、今後の新規採用する者については、新たに設定した報酬を適用していく。 ※報酬総額の年間ベースで15%削減する。 ②学校休業期間中については、自主研修の取扱いではなく、積極的な活用を行う。 2 改善理由 報酬の適正化 3 実施時期 平成15年度	0	0
187	休止	研究指定事業の休止	1 対象 市立全学校園 2 意図 課題研究をもとに、教育の実践に活かす。 3 手段 7校園指定 4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)	1 改善内容 当分の間、休止する。ただし、学校教育全体に関わるような重要課題が生じたときには再開する。 平成14年度から2か年で研究している部分(5校園)については、次年度も継続実施する。 2 改善理由 学力向上推進事業の転換に再配分を行うため。 総合的な学習の時間に代表される「特色ある教育活動」を目指して、各学校がそれぞれの実情にあわせた課題について研究を進めるようになり、またネットワーク等により研究成果等が公表できるようになったために休止する。 3 実施時期 平成15年度	1	17

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
188	廃止	教職員教育研究課題研究事業の廃止	1 対象 市立学校・園の教職員 2 意図 各分野の研究を行い、円滑な教育活動の推進に資する。 3 手段 自主自発研究グループ(12グループ)による研究活動に対して、1グループにつき70,000円を助成する。 4 事業費(一般財源) 840千円(840千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 学力向上推進事業の転換に再配分するため。 廃止に伴う代替策としては、学校教育課・教育総合センターの人的支援により対応していく。 3 実施時期 平成15年度	1	5
189	縮小	「総合的な学習」推進事業補助金等の見直し	1 対象 市立学校園 2 意図 平成14年度から新たに導入された「総合的な学習の時間」の研究・導入等 3 手段 教材開発、地域人材活用等 4 事業費(一般財源) 55百万円(55百万円)	1 改善内容 ①「総合的な学習の時間」に係る教材開発の廃止 ②地域人材活用の廃止(県補助事業いきいき学校応援事業への転換) ③その他事業(児童生徒文化事業等)の見直し 2 改善理由 「総合的な学習の時間」は平成13年度から2年間の研究・実践により、一定の成果が得られたことから見直すもの。 今後は基礎・基本の確実な定着や体験的な活動等、「特色ある学校づくり」「地域人材を活用した開かれた学校づくり」に重点をおくこととする。 その他事業については、業務改善によるもの。 3 実施時期 平成15年度	38	190
190	転換	「いきいき学校」応援事業の実施	1 対象 小・中・養護学校 2 意図 学校支援ボランティアの「参画と協働」による教育活動の推進を行うことにより、地域で子どもを育てようとする気運を醸成する。 3 手段 各学校に「いきいき学校応援団」を組織し、総合的な学習の時間等での学校支援ボランティアを積極的に活用する。 経費は1校あたり115,000円を上限として補助する。県補助事業(補助率1/2) 4 事業費(一般財源) 0千円(0千円) ※地域人材活用: 予算4百万円	1 改善内容 市単独事業である地域人材活用事業を廃止し、県補助事業である「いきいき学校」応援事業(補助率2分の1)に転換する。 現在の地域人材活用の代替取組であることから、1校あたりの経費も現行どおり1校あたり72,000円以内(うち県補助36,000円)とする。 ただし、平成15年度のみ同事業の初期に必要な消耗品を準備するため、1校あたり115,000円(うち県補助57,500円)とする。 2 改善理由 県補助事業を活用することで、現行の地域人材活用事業より経費減が図れる。 県補助制度は継続的に補助されていくものではないため、現行予算額の範囲内で県補助制度を活用していくものとする。 3 実施時期 平成15年度	-4	-12

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
191	転換	学力向上推進事業の転換	1 対象 幼・小・中・高・養護学校 2 意図 児童・生徒の学力向上と新たな課題に対応する事業を実施することにより、本市教育水準の向上を図る。 3 手段 基礎学力向上プロジェクト及び英語とふれあう尼っ子事業 4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)	1 改善内容 ①基礎学力向上プロジェクト 実験校の小学校1校のみではなく、全小学校に補助教員を配置し、各校1日6時間、年間50日の派遣を行い、多様な授業を実施していく。 ②英語とふれあう尼っ子事業 現在、小学校3校のみの派遣であるが、嘱託員1人(200日授業に参加)を配置する。また中・高等学校の外国語指導助手を派遣活用(年間5日×14人=70日派遣)することで、小学校1校あたり6日(合計270日)の英語・異文化と触れ合う時間を創出する。 2 改善理由 学力向上の推進及び新たな課題実践を行うため。 3 実施時期 平成15年度 ※実施内容の詳細については、今後調整する。 外国語指導助手については、民間委託も視野に入れた検討を行う。	-28	-140
192	廃止	スクールギャラリー事業の廃止(予算執行方法の見直し)	1 対象 高等学校を除く市立学校・園 2 意図 和やかな学校園の環境づくり、開かれた学校園づくりに資する。 3 手段 園児、児童・生徒の絵画作品を学校のフェンス外側に展示する。 4 事業費(一般財源) 362千円(362千円)	1 改善内容 ほぼ全学校・園に対してギャラリー用の額縁の補充も完了したため、今後は各学校園の配当予算内で実施していくこととする。 2 改善理由 同事業の学校への浸透は一定の成果が得られたと判断したため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
193	業務改善	市立高等学校進路指導の見直し	1 対象 市立高等学校 2 意図 卒業後の進路支援 3 手段 企業見学、先輩等懇談会、夏季合同合宿、卒業生追跡調査 4 事業費(一般財源) 387千円(387千円)	1 改善内容 就職難等の時代に見合った事業に変更し、効果的な支援を行っていく。実施年も現在の3年生を対象とするだけでなく、卒業後の進路方向を決めていく2年生時にも行う。 2 改善理由 現行手法が現在の情勢に合致しているとは言いきれないため変更を行う。 3 実施時期 平成15年度	0	0
194	廃止	生徒指導研究員経費の廃止	1 対象 小・中学校の生徒指導担当教員(23人) 小学校(1人)、中学校(22人) 2 意図 児童・生徒の非行化防止・健全育成を推進する。 3 手段 研究員として全校的立場に立ち、生徒指導に関する資料や情報の収集整理・提供を行いながら、学校・家庭・地域等の実態を踏まえて、各学校の生徒指導上の課題を設定し、研究実践を深めて児童生徒の非行防止・健全育成を推進している。 4 事業費(一般財源) 405千円(405千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 研究員全員が集まる同種事業(小・中学校生徒指導研究会)があるため、今後は同研究会において事業を統括していく。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
195	廃止	中学校卒業生無業化防止対策事業の廃止	1 対象 中学校卒業者のうち就職者、定時制高校進学者、無職者 2 意図 中学校卒業者の無業化防止 3 手段 旧担任等による学校・職場・家庭訪問 電話等による指導・激励 4 事業費(一般財源) 220千円(220千円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 経費削減のため内部努力する。具体的には、就職者や無職者に対して追跡指導する必要があるため、職場訪問や家庭訪問、電話、手紙等による激励をこまめに行うなど、従前どおりの指導を進路指導担当者や旧学級担任に対して依頼することで対応していく。 3 実施時期 平成15年度	0	0
196	業務改善	障害児学級介助謝礼金の見直し	1 対象 小・中学校障害児学級等の児童・生徒 2 意図 児童・生徒の安全確保・授業の円滑な実施を図り、充実した障害児教育を行う。 3 手段 介助員の配置 ①障害児学級生活介助 (小学校:20学級、中学校:8学級) ②通常学級・障害児学級プール指導介助 (通常学級:28人、障害児学級32人) 4 事業費(一般財源) 36百万円(36百万円)	1 改善内容 謝礼金単価を見直す。 2 改善理由 有資格の臨時的任用職員の時間単価を準用しているが、必ずしも資格要件を求めているものではないため、無資格の場合に適用する単価を準用していくものとする。 3 実施時期 平成15年度	5	25
197	縮小	教職員講師謝礼の見直し	1 対象 尼崎市立学校・園の全教職員 2 意図 教職員の資質向上 3 手段 基本研修、特別研修、専門研修 4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)	1 改善内容 教職員に対する講師謝礼の見直し ①尼崎市立学校の県費負担教職員 5,000円→図書券500円 ②阪神間の教職員 10,000円→図書券5,000円 2 改善理由 市立学校の県費負担教職員を含めた研修であるため。ただし、県費負担教職員に対して、研修に向かう際の交通費が支給できないため、交通費・研究図書相当として図書券を渡す。 ※現行の本市行政職及び市費支弁教職員は旅費のみの支給である。 3 実施時期 平成15年度	0	0
198	業務改善	教育情報誌の発行方法等の見直し	1 対象 ①『教育総合センターだより』:尼崎市立学校、関係機関等 ②『教育あまがさき』:市民、保護者、教職員 2 意図 たより・冊子を刊行し、学校園活動の啓発に資する。 3 手段 上記1の刊行 ①『教育総合センターだより』年4回発行(1回3,100部) ②『教育あまがさき』年2回発行(1回300部) ※1冊250円で有償配布 4 事業費(一般財源) 727千円(538千円)	1 改善内容 ①発行部数の抑制を図る。 ・『教育総合センター』:市内の学校の全教職員及び関係機関の全職員に配付していたものを、各2部配付で回覧を依頼する。 ・『教育あまがさき』:無償配付先の部数を各1部とする。 ②デジタルカメラの使用により写真現像費を削減する。 2 改善理由 印刷経費等の抑制 3 実施時期 平成15年度	0	0
199	廃止	戦前教育史編纂事業の終了	1 対象 教育関係機関、教育関係者、市民 2 意図 戦前教育の歴史を検証することで、今後の教育行政に活用する。 3 手段 戦前教育の歴史編纂 4 事業費(一般財源) 3百万円(3百万円)	1 改善内容 平成14年度末で編纂、発刊作業を終了させる。 ※当初予定は編纂作業の完了までであったもの。 嘱託員1人減 2 改善理由 上記内容のとおり 3 実施時期 平成15年度	3	15

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
200	新規	心の教育強化支援事業の転換	<p>1 対象 心に悩みを抱える子ども、子育てに悩みを持つ保護者、子どもへの指導に悩みを持つ学校・園の教職員等</p> <p>2 意図 教育相談、研修等を通して子ども、保護者、教職員の支援を図る。</p> <p>3 手段 講師派遣、教育相談研修・演習講座</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①各小学校に講師派遣で実施している事業方法を見直し、教育総合センターの研修事業とも統合し、夏期期間における集中研修プログラムに改編する。 ② ADHD児(注意欠陥多動性障害)や高機能自閉症児、学習障害児などに対応するため、学級の補助員を配置することにより、これらの児童・生徒への個別指導の充実を図る。</p> <p>2 改善理由 ①全教職員を対象とした研修プログラムを夏期期間中に実施することで、参加しやすい状況をつくる。 ②学校現場の実態に基づく支援を行い、円滑な授業を行う環境づくりに努める。</p> <p>3 実施時期 平成15年度 研究実施 ※詳細については、今後調整する。</p>	-4	-5
201	業務改善	私立大学等入学支度金貸付収納事務の見直し	<p>1 対象 市内居住している者で経済的理由により私立大学・私立高校等に進学させることが困難な保護者</p> <p>2 意図 保護者の経済的負担の軽減</p> <p>3 手段 貸付(無利子) 私立大学 30万円以内 私立高校等 10万円以内 ※40か月以内に均等月賦償還</p> <p>4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円)</p>	<p>1 改善内容 収納事務の見直しとして、金融機関口座からの引落しを検討する。併せて滞納者に対する差し押さえ規定を設けていくことも検討していく。</p> <p>2 改善理由 効率的な収納事務を推進していくため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度に効率的な収納方法を検討していく。</p>	0	0
202	転換	中学校図書館事業の充実	<p>1 対象 市立中学校(22校)</p> <p>2 意図 国語力の向上 自ら調べ、学習する力を養う。 学校における「ゆとり」空間として、生徒の健やかな成長を促す。</p> <p>3 手段 快適な学習環境を確保するため、学校図書館の拡充整備を行う。※12校整備済み 拡充整備にあわせて、運営にボランティアの参加を求め、開館時間の拡大を図る。</p> <p>4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①ボランティア謝礼及び配置日数の工夫を図り、未配置校(10校)にもボランティアを配置していく。 ②蔵書検索用パソコンは既存パソコンを工夫して活用する。 ※エアコン設置は今後の課題とする。</p> <p>2 改善理由 図書教育の推進と、特に中学生生徒の読書活動の確立を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	-1	-5
203	業務改善	市立尼崎高等学校体育科入学者選抜医師謝礼の縮小	<p>1 対象 市立尼崎高等学校体育科の受験生</p> <p>2 意図 受験生の体調・健康管理チェック</p> <p>3 手段 医師の派遣 (事前の健診内容チェック、当日の試験立会い)</p> <p>4 事業費(一般財源) 121千円(121千円)</p>	<p>1 改善内容 健康診断の事前確認(半日)のみとする。</p> <p>2 改善理由 試験当日は養護教諭の立会い、近隣の病院へ事前の救急時の依頼で対応可能と判断したため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0
204	業務改善	市立尼崎高等学校第2体育館等施設管理業務の見直し	<p>1 対象 市立尼崎高等学校</p> <p>2 意図 施設維持管理</p> <p>3 手段 西門・第2体育館・第2グラウンドの管理委託</p> <p>4 事業費(一般財源) 11百万円(11百万円)</p>	<p>1 改善内容 西門管理業務委託の廃止、第2グラウンド管理業務時間の削減等を見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 経費削減</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	5	25

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位：百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
205	業務改善	市立高等学校守衛業務の改善(尼崎高、尼崎東高、尼崎産業高、尼崎工業高)	1 対象 尼崎高等学校・尼崎東高等学校・尼崎産業高等学校、尼崎工業高等学校 2 意図 学校の来訪受付・安全管理等 3 手段 守衛業務の委託 4 事業費(一般財源) 44百万円(44百万円)	1 改善事項 施設管理協会委託の「警備」委託を、シルバー人材センターによる「管理」委託に変更し、併せて委託内容の見直しを行う。 2 改善理由 経費節減 3 実施時期 平成15年度 4 その他 平成16年度以降は、県立・他都市の状況等を十分に勘案しつつ、校務員業務の整理をしていく中で、朝の開門業務及び昼間管理そのもののあり方を見直ししていく。	26	130
206	業務改善	市立高等学校守衛業務の改善(城内高)	1 対象 城内高等学校 2 意図 学校の来訪受付・安全管理等 3 手段 守衛業務の委託 4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)	1 改善内容 民間の「警備」委託を、シルバー人材センターによる「管理」委託に変更し、併せて委託内容の見直しを行う。 2 改善理由 経費削減 3 実施時期 平成15年度	3	15
207	業務改善	すこやか子育て支援事業の改善・拡大	1 対象 市立幼稚園18園の保護者と地域の就学前親子 2 意図 地域での子育て支援の推進 3 手段 ①あいあいランド(園庭開放等) 月1回程度(年間10日) ②ふれあいランド(開かれた幼稚園行事等) 年間5回以上 ③子育て相談 電話相談も含めて随時 4 事業費(一般財源) 707千円(707千円)	1 改善内容 2年目の事業で保護者ニーズも高まっていることから、指導ボランティアの時間単価を見直し、回数を倍増する。 2 改善理由 倍増することで効果的な支援につなげていくため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
208	縮小	学校医数の見直し	1 対象 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 2 意図 学校園における保健安全の確保 3 手段 市内の開業医全員に学校医として委嘱する。 4 事業費(一般財源) 170百万円(170百万円)	1 改善内容 校医数を見直す。 2 改善理由 業務内容に応じた学校医体制とするため。 3 実施時期 平成15年度 検討 平成16年度 実施	0	184
209	廃止	プール管理講習会の廃止	1 対象 学校園の教職員 2 意図 学校プールの衛生管理のあり方を周知する。 3 手段 毎年、プール指導前に薬剤師による講演会を実施し、プール管理のあり方を周知している。 4 事業費(一般財源) 12千円(12千円)	1 改善内容 講演形式を見直し、管理マニュアル書を作成する。 2 改善理由 プールの衛生管理の知識・方法が定着しているため。 3 実施時期 平15年度	0	0
210	業務改善	学校園ごみ回収回数の縮小	1 対象 全学校・園 2 意図 ごみ収集 3 手段 ①通常ごみ収集 可燃ごみ(週3回)、不燃ごみ(週1回) ②臨時ごみ回収(学校規模に応じて対応) ③家電リサイクル対象品 4 事業費(一般財源) 37百万円(37百万円)	1 改善内容 8月を除く通常ごみ回収回数の削減を図る。 2 改善理由 経費削減 3 実施時期 平成16年度 ※平成15年度は給食残食の処理の問題点などを整理する。	0	24

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
211	廃止	中学校食堂モデル事業の終了	1 対象 昭和・日新・南武庫之荘中学校 2 意図 弁当を持参しない生徒及び菓子パンや嗜好品で済ませる生徒に対し、安価で栄養のある昼食を提供する。 3 手段 食堂方式で3校を実験校として実施 4 事業費(一般財源) 6百万円(6百万円)	1 改善内容 廃止する。 2 改善理由 ①食堂の試験導入により、当初目的であった弁当を持参しない生徒等の利用については一定の成果があったものの、本市の財政状況から当該事業の拡大実施ができないと判断した。 ②また、試験導入した3校についても、少子化により対象生徒(=喫食数)の減少傾向が見られ、業者の経営が限界にきており、食堂維持ができなくなっている。 ③食堂の廃止に伴い、家庭での手作り弁当持参を推進していく。 3 実施時期 平成15年度	6	30
212	休止	歴史博物館資料収集業務(資料取得基金の減額)の見直し	1 対象 博物館資料 2 意図 尼崎の歴史にゆかりのある資料や、尼崎の歴史を物語るうえで不可欠な資料を博物館資料として収集することによって、収蔵資料の充実を図り、地域資産の保存に寄与する。 3 手段 ①歴史博物館資料取得基金による資料購入 ②市民からの寄贈・寄託による資料収集 ③寺社や公的な資料保存機関に所蔵されている尼崎関連資料の複製資料(レプリカ)の製作 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 歴史博物館資料取得基金の現金部分を減額し一般会計に繰り入れる。 繰入額 50,000千円 2 改善理由 歴史博物館建設事業の凍結による。 3 実施時期 平成15年度	50	50
213	転換	生涯学習フェア開催事業の見直し	1 対象 全市民 2 意図 生涯学習を身近なものに感じてもらい、学ぶことの楽しさを知ってもらう。 3 手段 ①生涯学習フェアの開催(6行政区において地区まつり等と同時開催:展示コーナー、体験コーナー) ②啓発情報誌の発行 4 事業費(一般財源) 23百万円(23百万円)	1 改善内容 ①生涯学習フェアの実施主体を地域の自主運営とする。 ②情報誌、HPの充実を図るとともに、生涯学習情報提供システムの検討を行う。 ③現行職員体制の見直しを行う。 2 改善理由 ①協働の取組として実施する。 ②生涯学習に対する啓発活動の充実を図る。 ③業務の整理により経費削減を図る。 3 実施時期 平成15年度	7	35
214	業務改善	学校開放運営事業の見直しと受益者負担の導入	1 対象 全市民 2 意図 身近なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりや地域スポーツの振興とコミュニティの増進を図る。 3 手段 小・中学校の体育館や運動場等をスポーツ施設として市民に開放する。 4 事業費(一般財源) 141百万円(141百万円)	1 改善内容 スポーツ開放以外の施設開放や利用料の徴収方法も含めた学校施設全体の効果的・効率的な管理手法について検討を行う。 2 改善理由 ①地域に開かれた学校づくりを推進する。 ②受益者負担の適正化を図る。 3 実施時期 平成15年度検討、16年度実施	0	0
215	業務改善	地区体育館等施設運営事業(参加者負担金)の見直し	1 対象 全市民 2 意図 スポーツへの関心を高め、健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図る。 3 手段 スポーツ振興事業団に管理運営を委託するとともに、各種事業(健康づくり教室など)を実施する。 4 事業費(一般財源) 307百万円(305百万円)	1 改善内容 地区体育館で実施している「健康づくり教室」における参加者負担金の見直しを行う。 2 改善理由 受益者負担の適正化を図る。 3 実施時期 平成15年度	10	50

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
216	廃止	青少年健全育成市民運動事業の廃止	1 対象 全市民 2 意図 青少年に関係する団体が中心となって、環境浄化運動や啓発活動等を各地区の実情に応じて展開し、市民一人一人が自分の課題として青少年問題を考え、行動する地域社会を作り出す。 3 手段 6行政区の青少年を育てる協議会等に事業委託を行い、勤労・福祉活動、スポーツ・レクリエーション活動、学習・文化活動などの事業を展開する。 4 事業費(一般財源) 2百万円(1百万円)	1 改善内容 事業を廃止する。 2 改善理由 県の補助を受けて実施しているものであるが、16年度末で県費補助が終息するため、それにあわせて廃止する。 3 実施時期 平成17年度	0	3
217	転換	児童育成環境整備事業の拡充に伴う児童館の廃止	(児童育成環境整備事業) 1 対象 全小学生 2 意図 異年齢の児童が遊びと交流を中心として、安全で豊かな放課後活動に自由に参加する場を提供することにより、児童の健全育成を図る。 3 手段 毎週土曜日に各小学校内の児童ホームを拠点室として、校庭、体育館等を活用した異年齢での遊びと交流事業を実施する。 午前9時から午後5時まで 4 事業費(一般財源) 34百万円(34百万円) (児童館) 1 対象 18歳未満の児童・生徒 2 意図 児童に健全で楽しい遊び場を提供し、豊かな情操と健全な心身を育成する。 3 手段 市内12児童館で地域の特性に応じた活動を展開する。 開館時間: 平日午前9時から午後5時15分まで 卓球・ブロック・輪投げ・オセロ等の遊具や図書を配備している。 4 事業費(一般財源) 339百万円(339百万円)	1 改善内容 ①14年度から全小学校で実施している土曜こどもクラブ事業を年次的に毎放課後に拡大して実施する。 各小学校に拠点室を整備(余裕教室の転用又はプレハブ設置) ②12児童館を年次的に廃止 (跡地については、他の公共施設への転用及び売却等を行い、市有財産の有効活用を図る。) 2 改善理由 ①1行政区2館の配置は適正ではなく、身近で安全な遊び場、異年齢の交流の場の確保が必要 ②施設の老朽化等により児童館の魅力が薄れている。 ③児童ホームの待機児童の解消 ④学校施設の有効活用による経費の削減 ⑤小学校を拠点とした地域での児童健全育成の協働化を図る。 3 実施時期 平成15年～17年度	70	435
218	縮小	補導所の見直し	1 対象 市民、少年補導関係機関 2 意図 少年補導関係機関相互の連絡調整や企画調整を行い、補導活動の円滑化を図り、青少年の健全育成に資する。 3 手段 市内6補導所24人の体制で以下の業務を行っている。 ①少年補導委員、少年指導協力員及び警察、学校園等関係諸団体と連携し、補導活動・環境浄化活動・相談活動等を実施する。 ②関係官庁及び関係諸団体とのネットワークを構築する。 4 事業費(一般財源) 71百万円(71百万円)	1 改善内容 市内6補導所を廃止し、1箇所統合する。 嘱託員「12人減」 2 改善理由 ①青少年、特に中学生の問題行動はグループ化、広域化しており全市的な対応が必要となっている。 ②問題行動に対して従来、補導所職員4人で対応していたが、統合することにより多数の職員で対応することができる。 ③地域の特徴的な問題を職員全員で共有することができ対応策が見出しやすい。 ④事務の効率化が図れる。 3 実施時期 平成15年度検討・調整、16年度実施	-1	147

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
219	縮小	少年補導委員定数の見直し	<p>1 対象 市民、少年補導関係機関</p> <p>2 意図 青少年を有害な環境から守り、また、日常の地域における活動等を通して不良行為の早期発見、早期指導を図る。</p> <p>3 手段 補導所と連携して次の活動を行う。 ①補導活動(街頭補導・全市一斉補導・特別補導の実施) ②啓発活動(シンナー乱用防止、有害環境の浄化キャンペーンの実施) ③相談活動(問題行動の青少年等に対するアドバイス等)</p> <p>4 事業費(一般財源) 25百万円(24百万円)</p>	<p>1 改善内容 少年補導委員の定数を削減し、活動内容の充実を図る。 現行定数「515人」→「430人」</p> <p>2 改善理由 ①青少年の減少 ②政令指定都市や類似都市に比べ人員が多い。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	4	20
220	廃止	少年指導協力員制度の廃止	<p>1 対象 中学生に悪影響を及ぼす年長(18、19歳)少年等</p> <p>2 意図 年長少年等に対し、継続的、日常的に生活指導や各種相談に応じて、自立更正を支援し、中学生への非行を抑止・減少させ、あわせて年長少年の非行防止を図る。</p> <p>3 手段 ①自立更正を支援するため、学校、その他関係機関等との連携活動を行う。 ②家庭訪問等による面談を通して生活指導を行う。 ③親権者等との面談により、家族の自覚を高める。 ④家庭の教育機能向上のための支援、非行グループへの指導と進路紹介活動を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(2百万円)</p>	<p>1 改善内容 少年指導協力員制度を廃止する。</p> <p>2 改善理由 ①年長少年への相談指導の減少。 ②当初の目的はほぼ達成した。 ③青少年の問題を警察に委ねる領域が広がっており、その活動効果が薄れている。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	2	10
221	廃止	ヤングアカデミー等事業(中・高校生パソコン講座事業含む)の廃止	<p>1 対象 市内在住、在勤在学中・高校生及び青少年(16から30歳)</p> <p>2 意図 ①勤労青少年等の余暇利用の普及と社会人としての教養を高める。 ②職業・生活に関する必要な知識・技能等を習得する機会を提供する。 ③受講者によるグループづくりを促進する。</p> <p>3 手段 いけばな・料理・茶道・手話・センスアップ・ダンス・英会話・パソコンなどの講座を開催する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 ①青少年を対象に実施している、いけばな・料理・茶道・手話等の講座を廃止する。 ②中・高校生を対象に実施しているパソコン講座を廃止する。</p> <p>2 改善理由 ①当初の事業目的は達成された。 ②公民館や民間等において同様の講座がある。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	2	10
222	廃止	青少年スポーツ活動事業(夏休みスポーツ体験教室事業)の廃止	<p>1 対象 小・中・高校生</p> <p>2 意図 スポーツ活動を推進することにより、たくましい体と心を育て社会人として必要なルールとマナーを学び、自主的なスポーツ活動の普及を図る。</p> <p>3 手段 青少年センターにおいて、バドミントン、卓球、ダンス等の教室を開催する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 53千円(53千円)</p>	<p>1 改善内容 廃止する。</p> <p>2 改善理由 ①参加者数の減少。 ②スポーツ振興事業団との類似事業の整理を行う。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0

2 改革改善項目一覧表

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
223	休止	青少年野外活動事業の休止	1 対象 青少年 2 意図 自然の中での野外活動及び宿泊訓練、生活体験等を通じて青少年の健全な育成を図る。 3 手段 青少年海洋セミナーの開催 4 事業費(一般財源) 580千円(580千円)	1 改善内容 事業を休止する。 2 改善理由 青少年健全育成基金の運用益にて事業実施してきたが、金利低迷のため運用益が減少しており当面事業を休止する。 3 実施時期 平成15年度	1	5
224	業務改善	常時啓発事業、選挙事務における執行体制の見直し	常時啓発事業 1 対象 市民 2 意図 有権者の政治意識の向上を図る。 3 手段 明るい選挙推進大会、政治講座、明るい選挙推進ポスター募集、明るい選挙啓発標語募集、新成人啓発事業、生徒会支援事業等を実施する。 4 事業費(一般財源) 405千円(405千円) 選挙事務 (衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、市議会議員、市長、農業委員会委員、海区漁業調整委員会委員の各選挙に係る事務) 1 対象 各選挙ごとの市内有権者 2 意図 公職選挙法、農業委員会等に関する法律又は漁業法に基づく各選挙を適正に執行する。 3 手段 各選挙ごとに投票、開票事務を実施する。(公職選挙法に基づく選挙については、投票所90カ所、不在者投票所2カ所、開票所2カ所) 4 事業費(一般財源) 240百万円(222百万円)	1 改善内容 年度途中の人事異動を容易にするシステムの導入を検討するなど、少数精鋭主義により、選挙に係る事務の効率的な執行体制について見直しを図る。(事務の集中する2~3ヶ月の間、他課の職員を選挙管理課の事務に専従させる等) 2 改善理由 選挙事務の繁忙期と閑散期に見合った体制への見直しを行い、より効率的、経済的に事務執行を図る。 3 実施時期 平成17年度(市議会議員選挙、知事選挙終了後)と平成19年度(県議会議員選挙、参議院議員選挙終了後)とで段階的に実施する。	0	56
執行方針5 効果額合計					2,118	19,511
収支改善額					1,363	11,395

2 改革改善項目一覧表

(6) 負債の抑制に向けた取組を進める

単位:百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
1	業務改善	土地開発公社健全化計画の取組	1 対象 土地開発公社 2 意図・手段 公有地拡大推進法の趣旨に基づき、都市計画事業に必要な土地、事業計画が明らかになっている事業用地の先行取得を行っている。 3 平成13年度当初の債務保証に係る保有額 636億24百万円	1 改善内容 総務省の公社経営健全化対策の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。 (計画期間) 平成13年度～17年度 2 改善理由 土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立する。 3 簿価圧縮額 293億66百万円	0	0

執行方針6 効果額合計					0	0
-------------	--	--	--	--	---	---

収支改善額					0	0
-------	--	--	--	--	---	---

2 改革改善項目一覧表

(7) 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
1	新規	新たな行政経営システムの確立と発展	<p>1 対象 市職員、市民</p> <p>2 意図 事務事業評価を中心に、ニュー・パブリック・マネジメントによる行政経営を実現する。</p> <p>3 手段 ①PDCAサイクル構築のために事務事業評価の実施と説明責任のための公開 ②事務事業評価の発展の検討</p> <p>4 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円)</p>	<p>1 改善内容 新たな行政経営システムを確立するために、事務事業評価を中心として次の取組を進める。 ①行政資源の弾力的な運用態勢の確立 各局室の使命を明確にした上で、一定の事務事業改廃の取捨選択権限を各局室に付与し、事務事業評価の分析結果を活用した経営方針に基き、各局室の主体的な改革改善の取り組みを行う。 ②政策評価(新規事業評価)の導入 新たな行政課題に対応するとともに、まちの魅力の創出と蓄積に向けた施策展開を実現するために、事務事業評価分析に、政策評価(新規事業評価)を組み込む。 ③(仮称)施策評価委員会の設置 事業別決算評価書を用いて、(仮称)施策評価委員会による施策評価を導入する。 ④全庁的改革改善実践運動の展開 すべての職員が自ら仕事の役割と成果を認識し、自律的に改革改善を展開するために、全庁的な改革改善の実践運動を展開する。 ⑤取組成果の人事評価への反映 事務事業の見直しの成果達成と管理職員の目標管理制度及び一時金の業績給との連動を検討する。</p> <p>2 改善理由 ニュー・パブリック・マネジメントに基く成果志向を中心とした行政経営システムを確立するため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度から検討</p>	-2	-10
2	新規	経営推進会議に係る資料等の公開	<p>1 対象 市民等</p> <p>2 意図 行政情報を公開することにより行政の透明性を高め、市民等の市政への参画を促進する。</p> <p>3 手段 インターネットによる閲覧又は公文書公開請求</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 ①経営推進会議の開催日、付議案件をホームページに掲載する。 ②経営推進会議に係る資料の公文書公開については、原則公開とする。</p> <p>2 改善理由 行政の透明性の向上、情報の共有化を推進し、行政への市民参加の促進等を図る。</p> <p>3 実施時期 平成14年9月</p>	0	0
3	新規	市民のまちづくりの参加の促進	<p>1 対象 NPO、市民等</p> <p>2 意図 協働によるまちづくりを実現する。</p> <p>3 手段 体制を整備し協働によるまちづくりを実現する。</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 NPOやボランティアの育成と活動機会提供のため体制を整備する。</p> <p>2 改善理由 今後のまちづくりの担い手であるNPOやボランティアの育成のため</p> <p>3 実施時期 平成15年度から検討</p>	-1	-1

2 改革改善項目一覧表

(7) 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
4	新規	パブリックコメントの実施	1 対象 市民等 2 意図 行政としての説明責任を果たすとともに、政策等の立案過程において市民等の多様な意見等を反映させる機会・仕組みを確立する。 3 手段 市報、ホームページなどで内容を公表し、市民等の意見募集を行う。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 行政計画等の立案過程において、趣旨、目的、背景等を公表し、これについて市民から広く意見を求める。 2 改善理由 行政の透明性の向上、情報の共有化を推進し、行政への市民参加の促進等を図る。 3 実施時期 平成15年度	0	0
5	新規	行政水準の比較公表	1 対象 市民等 2 意図 本市の行政水準や財政状況等について、わかりやすく情報提供する。 3 手段 市のホームページに掲載する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 毎年度実施される「公共施設状況調」等をもとに、主要な行政水準について類似都市各市などと比較・分析を行い、その結果を財政状況の比較と併せ、ホームページに掲載する。 (比較項目) ・道路、公園、下水道等施設整備状況など 2 改善理由 行政の透明性の向上、情報の共有化を推進し、行政への市民参加の促進等を図る。 3 実施時期 平成14年10月	0	0
6	新規	ネット・モニターアンケート制度の実施	1 対象 20歳以上の市内在住者 2 意図 市政の課題等について、市民の意識等を把握し、市政に反映させる。 3 手段 インターネットによるモニターアンケートを実施する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 インターネットによるモニターを公募し、市政の課題等について、アンケート調査を実施する。 2 改善理由 行政の透明性の向上、情報の共有化を推進し、行政への市民参加の促進等を図る。 3 実施時期 平成15年度	0	0
7	新規	ホームページ資料室の充実	1 対象 市民 2 意図 市政資料をいつでも閲覧できるよう整理・収集し、市民との情報の共有化を図る。 3 手段 市政情報センター内の行政資料コーナーで閲覧、貸出、コピーサービス等を行う。 4 事業費(一般財源) 596千円(596千円)	1 改善内容 行政資料コーナーで閲覧に供している本市が作成した調査書、報告書、計画書等について、電子データがあるものはホームページの資料室等に掲載する。また、行政資料コーナーにパソコンを設置し、ホームページでのみ公表している本市の資料や、CD収録されているもの、行政資料コーナーに刊行物がない国、県等の資料でインターネットで公表されている資料等の参照を可能にする。 2 改善理由 これまで刊行物等として発行していた行政資料をホームページでも閲覧できるようにするなど、情報提供機会の充実に図るため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
8	業務改善	外郭団体の公文書公開の促進	1 対象 市民等 2 意図 運営状況等について、情報公開を促進する。 3 手段 7団体については、制度創設済 他の団体については、市と同様の基準による公開の要請	1 改善内容 市と団体が締結する情報公開協定(法的な義務を伴う文書提出協定とする。)により情報公開を推進する。 (対象) ①市の出資割合が25%以上の法人 ②市から一定額の補助金その他の財政的支援を受けている法人 2 改善理由 行政の透明性の向上、情報の共有化を推進し、行政への市民参加の促進等を図る。 3 実施時期 平成15年度 情報公開協定の検討、調整 平成16年度 条例改正・実施	0	0

2 改革改善項目一覧表

(7) 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
9	業務改善	付属機関の会議等の公開	1 対象 市民等 2 意図 会議運営の透明性の確保や情報の共有化に努める。 3 手段 「付属機関の活性化に関する基本的な指針」に基づき、会議等の公開に努めている。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 「付属機関の活性化に関する基本的な指針」に基づき、会議及び会議録等の公表を促進する。 2 改善理由 行政の透明性の向上や情報の共有化を推進する。 3 実施時期 平成15年度	0	0
10	業務改善	契約締結業務の見直し	1 対象 登録業者 2 意図 公正・透明性のある契約の締結を行い、市行政の公金支出の適正執行に資する。 3 手段 売買、請負その他の契約について、一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方法で実施する。 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 ①入札資格の見直しとして、競争入札参加有資格審査の時点と追加登録時に、直近2年間(現状1年間)の納税証明書添付に変更する。 ②工事請負と委託業務の指名競争入札において指名業者数を拡大する。 ③電子入札制度の導入について、兵庫県に呼応し、国土交通省が提示する電子入札コアシステムを基本としたシステムを国、県、他都市の状況及び財政状況を勘案しながら、平成18年度本格稼働に向けて検討する。 2 改善理由 ①間接的に過年度の納付指導となるため。 ②入札事務量の増をできるだけ抑制した形で、受注機会の拡大と競争性の向上が期待できるため。 ③事務の効率化、競争性の向上、公正性・透明性の向上、入札者に対するサービスの向上を図るため。 3 実施時期 ①平成14年度 ②平成14年度 ③平成17年度 試行稼働 平成18年度 本格稼働	0	0
11	業務改善	老人クラブ研修バス助成事業契約における競争入札等の導入	1 対象 単位老人クラブ(平成14. 4. 1現在 401クラブ) 2 意図 老人クラブの自主的かつ積極的な高齢者福祉を増進するための研修事業の促進を図る。 3 手段 ①事業内容 単位老人クラブ1クラブ当たり、1年につき、1台市バスを提供する。ただし、30,000円の負担が必要 ②実施方法 (財)尼崎市高齢者生きがい促進協会に委託 4 事業費(一般財源) 24百万円(24百万円)	1 改善内容 バスの契約は、競争入札等の方法を導入する。 2 改善理由 広く競争入札等の導入を図り、適正な単価にて実施する。 3 実施時期 平成15年度	2	10
12	業務改善	防災センター耐震性緊急用貯水槽保守点検業務の契約方法見直し	1 対象 市民 2 意図 災害発生時に生活用水を確保するため、耐震性緊急貯水槽の維持管理を行う。 3 手段 清掃業務実施時に構造上耐震性を保つための特殊な点検を実施する。 4 事業費(一般財源) 474千円(474千円)	1 改善内容 防災センター耐震性緊急用貯水槽保守点検業務の契約方式を随意契約から競争入札に変更する。 2 改善理由 貯水槽設置業者しか点検できないとされてきたが、当該貯水槽メーカーの製品を扱える業者なら他の業者でも実施可能ということが確認できたため。 3 実施時期 平成15年度	0	0

2 改革改善項目一覧表

(7) 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
13	業務改善	北部防災センター耐震性緊急用貯水槽保守点検業務の契約方法の見直し	1 対象 市民 2 意図 災害発生時に生活用水を確保するため、耐震性緊急貯水槽の維持管理を行う。 3 手段 清掃業務実施時に構造上耐震性を保つための特殊な点検を実施する。 4 事業費(一般財源) 420千円(420千円)	1 改善内容 北部防災センター耐震性緊急用貯水槽保守点検業務の契約方式を随意契約から競争入札に変更する。 2 改善理由 貯水槽設置業者しか点検できないとされてきたが、当該貯水槽メーカーの製品を扱える業者なら他の業者でも実施可能ということが確認できたため。 3 実施時期 平成15年度	0	0
14	新規	尼崎の新しい発展を目指す具体的方策の検討	1 対象 尼崎市行政組織、市民 2 意図 ニュー・パブリック・マネジメントによる行政経営を実現する。 3 手段 新しい実施計画の策定 4 事業費(一般財源) -	1 改善内容 尼崎の発展に向け、将来を見据えたなかで、新しい価値を生むまちづくりへの道筋を示すビジョンを明らかにし、これに沿った具体的方策づくりに着手する。 また、この方策のもとに、成果志向を目指し、主要な施策の成果目標を明確化する新しい実施計画の策定を行う。 2 改善理由 当面、財政再建団体への転落阻止を最優先としつつ、将来を見据えた新しい価値を生むまちづくりの道筋を示すため。 3 実施時期 平成15年度から検討 平成16年度策定	0	0
15	新規	ものづくり高度化特区等構造改革特区の検討・提案	1 対象 市内外企業 2 意図 本市の企業立地の比較優位性を高め、産業都市としての再活性化を図る。 3 手段 構造改革特区制度を活用し、企業立地に係る規制を緩和するとともに、産業に対する本市の姿勢を明確化する。	1 改善内容 本市の産業を活性化するため「ものづくり高度化特区」を国に提案したところであるが、国が示した特区推進プログラムを踏まえ、本市の特性に応じた特区計画の検討を進める。 2 改善理由 工場の建替、立地を促進することにより、産業の集積や新規産業の創出等を図る。 3 実施時期 未定	0	0
16	転換	新規産業施策を企画・立案し推進する体制の整備	1 対象 市民・事業者 2 意図 本市の産業振興を図る。 3 手段 市産業労働部、(財)尼崎市産業振興協会、(財)近畿高エネルギー加工技術研究所(AMP)1、(株)エーリックで各種事業を実施している。	1 改善内容 ①新規産業施策の企画・立案、新産業を育成・誘致するなど、新たな展開を図るための体制を整備する。 ②市及び産業振興協会業務の見直し・整理を行い、市業務のうち可能なものは協会業務へ移管する。 ③AMPIを本市のものづくりを支援する機関と位置付け、産業振興協会の技術開発支援システムを移管する。 2 改善理由 産業支援施策を実施している関係機関の役割分担を明確にし、事務事業の効果を高めるため。 3 実施時期 平成15年度	9	45
17	新規	市外からの企業誘致施策の検討	1 対象 市内で操業するために新築しようとする製造業 2 意図 市内の工業適地に新たな製造事業所を誘致することにより税収の増加や雇用の拡大を図る。 3 手段 有効な企業誘致施策を実施する。	1 改善内容 国、県の企業誘致施策に呼応することも考慮し、本市企業誘致の重点地域、業種等の調査、誘致施策としての優遇措置(例:固定資産税、法人市民税、事業所税等の減額、還付、補助等)を関係各課と連携し、今年度から調査検討に入り、具体的に事業の準備ができれば実施していく。 2 改善理由 市内の工場適地に新たに製造事業を誘致することで、税収の増加や雇用の拡大などの波及効果が期待できるため。 3 実施時期 平成15年度 検討	-2	-2

2 改革改善項目一覧表

(7) 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める

単位: 百万円

No.	区分	事業名等	事業概要(平成14年度内容)	改革改善の方向	効果額(一般財源ベース)	
					15年度	計
18	業務改善	地域研究史料館収蔵史料のインターネットでの公開、閲覧請求受付検討	<p>1 対象 市民及び尼崎の歴史に関心を持っている市外居住者、事業者等</p> <p>2 意図 利用者の文化や歴史に対する意識の向上を図る。</p> <p>3 手段 インターネット上で収蔵史料目録の公開を行い、市民が直接、史料目録の検索や閲覧請求ができるよう市のホームページを充実することにより収蔵史料の相談や閲覧業務の効率化を図る。(収蔵史料:約16万点(内約10万点の目録がデータベース化済み))</p> <p>4 事業費(一般財源) -</p>	<p>1 改善内容 地域研究史料館でデータベース化している約10万点の歴史的な図書、古文書、地図、画像等の目録等をインターネット上で公開することにより、市民が直接検索し、閲覧請求ができるようにする。具体的な方策については、次のとおり。 ①利用、閲覧請求をインターネットで行う。現地域研究史料館のページに「尼崎の歴史相談室」を設ける。 ②目録の検索をインターネットで行う。具体策等については庁内関係課との検討・協議を進める。 ③画像閲覧をインターネットで行う。大学研究機関等との協働・連携の取り組みにより実現を図る。</p> <p>2 改善理由 時間、場所の制約なく史料検索や閲覧請求ができるようになり、市民サービスの向上につながるため。また、新「尼崎市史」のデータベース編とつながっていくため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度</p>	0	0
19	業務改善	民間団体への派遣研修	<p>1 対象 市職員</p> <p>2 意図 職員の意識改革や能力開発を推進し、資質のより一層の向上を図る。</p> <p>3 手段 神戸大学大学院、自治大学校等へ職員を派遣</p> <p>4 事業費(一般財源) 13百万円(13百万円)</p>	<p>1 改善内容 派遣先としてこれまでの神戸大学大学院や自治大学校などに加えて、新たな派遣先として民間シンクタンク等を検討する。検討に当たっては、今求められる能力の取得が期待できるか、派遣期間、派遣経費、派遣条件等を考慮し、派遣先を決定する。</p> <p>2 改善理由 「社会の変化を的確に洞察し、政策形成力や実践力を備え、市民の立場で事業を進めることのできる豊かな人間性のある人材」を育成していくことが求められているため。</p> <p>3 実施時期 平成14年度 検討 平成15年度 実施</p>	0	0
20	新規	電子自治体推進事業の推進	<p>1 対象 市民・事業者</p> <p>2 意図 市民生活や事業者活動のあらゆる場面において市が提供する事務事業(申請・届出・市政情報検索等)の電子化をめざす「電子自治体推進事業」について、全国の自治体が取り組むこととされており、本市においても電子自治体を推進する。</p> <p>3 手段 庁内及び国・県を通じる情報通信基盤の整備、組織認証基盤・公的個人認証サービスの確立、電子窓口サービスの段階的推進</p> <p>4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)</p>	<p>1 改善内容 「電子自治体推進事業」について、国等から具体的な方策が示された段階で事業化を図り、庁内及び国・県を通じる情報通信基盤を整備し、本人確認の仕組みづくりをした上で、電子申請・電子調達・電子申告・電子投票等の電子窓口サービスを段階的に推進する。なお、実施にあたっては、アウトソーシングを基本に取り組んでいく。</p> <p>2 改善理由 行政運営の一層の簡素化・効率化、統合化を図り、ノンストップサービス・ワンストップサービス・ワンクリックサービス等の市民サービスの向上に資するため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度から段階的に実施 (総合行政ネットワークとの接続については平成14年度から実施)</p>	-11	-11

執行方針7 効果額合計				-5	31
収支改善額				-14	-14
執行方針1から7までの効果額合計				6,010	76,357
収支改善額				3,898	53,729

行政経営専門委員の意見・提言

本市では、社会経済環境が大きく変化する中で、危機的な財政状況を克服し、行政経営改革を着実に進めるとともに、将来を見据えたまちづくりを進めるにあたり、客観的・専門的な意見を市政に反映することを目的に、学識経験者や民間経営者を「行政経営専門委員」として委嘱している。

経営再建プログラムの策定にあたっては、6月に明らかにした「基本編」の策定段階から、必要に応じ専門委員から意見や提言を受けてきた。平成14年10月に公表したプログラム（改革改善編）の策定に対しても種々の意見・提言を受けるとともに、専門委員の総意として最終的に次の見解がとりまとめられた。（注：行政経営専門委員の意見・提言については、平成14年10月時点の見解である。）

1 再建プログラムの策定にあたって

(1) 地方自治体を取り巻く時代認識

マネーゲーム、株式投資、不動産投機などで日本全体が浮かれていたバブルは平成4年に崩壊した。その後、平成8年から9年にかけて、一旦、持ち直したかに見えた日本経済は、現在、大幅な景気後退の局面に直面している。

政府や地方自治体は、これに対処するために積極的な財政政策を展開してきた。世の中が不景気であれば、どんどんと公共事業を行うことで雇用と資金を民間部門に提供し、民間部門の自律的な回復を促そうとしたのである。確かにこうした財政出動は、これまでの不況期には大きな威力を發揮した。

ところが、今回の景気後退の局面では、財政出動がほとんど有効に機能しなかった。この結果、景気回復は一向に進まない（したがって、税収は一向に回復しない）のに、自治体では地方単独事業に起因する借金（地方債）が膨れ上がり、その元本と利息の返済のための公債費が、自治体財政を著しく硬直化するという傷跡が残されたのである。しかも、高齢化の進展と経済不況の影響で、地方自治体が背負う扶助費は増大の一途をたどっている。「福祉を犠牲にして公共工事とは何事だ」という指摘は、こうした状況を捉えたものである。しかし、公共工事そのものにも経済活性化という目的が存在したということを見過してはならない。また、公共事業によって、景気後退の進捗が、いくばくかでも鈍化したことも事実である。

あらためて確認するまでもなく、地方自治体における財政運営の基本は「歳入と歳出の均

衡」である。また行政サービスを長期にわたって世代間に公平に提供するために、「受益と負担の適正化」を強く意識することが求められている。この二つの基本原則を看過した財政運営は、自治体を破綻の危機に陥れる。

これまでは、歳入と歳出の均衡を図り、受益と負担の適正化を推し進める手段として、「基金」と「起債」が活用されてきた。収支に余裕があるときには将来に備えて基金を積み立てる。反対に、収支が厳しければ基金の取り崩しや起債を行うなどして、資金を調達し歳出に対応する。起債した借金は、景気が回復して税収が増加するプロセスで返済していくというイメージである。同じように、起債を財源とする公共事業も、何十年という耐用年数を持つ資産を形成し、受益と負担の調整を図っていることを忘れてはならない。数十年かけて行う起債の償還年限は、起債を財源とする資産の耐用年数と、概ね合致しているのである。

右肩上がりの経済成長を前提とした自治体運営では、こうした基金と起債の活用、あるいは、資産と負債のバランス調整がうまく機能していた。しかし、平成バブルが崩壊して10年。日本経済のファンダメンタルはもはや右肩上がりの基調にはなく、基金と起債を組み合わせた財政運営は限界に達している。起債して資産を形成しても負債の償還に目が行き、既存の資産を有効活用していくという発想がなかなかうまく浸透しないのも問題である。起債は行うが建設された資産は活用されずたなざらし。無駄と揶揄される公共工事の背景には、景気対策を主目的に展開された無目的の（あるいは目的意識が希薄な）公共工事が存在したことも否定はできない。

しかしながら、起債制限比率がボーダーとされる15%に到達しつつある（一部の自治体では起債制限比率が15%を超えてしまっている）難局に直面し、多くの自治体では過去への反省から、将来にベクトルを向けた行財政改革で、この難局を克服しようとする機運が顕在化してきている。

景気後退のなか、地方自治体の財源である地方税収入や地方交付税の歳入も大きく減少している。起債も制限を受けるぎりぎりの水準にまで増大している。ごく一部の自治体を除いて、財政的な余力はほとんど残されていない。いずれの自治体でもこうした状況をきちんと把握し、抜本的な行財政改革に着手しようとしている。これを怠ると、膨大な借金を後世の子や孫の代に残してしまう。さらに最悪の場合、財政再建団体への転落という事態を迎えることになるのである。

(2) 尼崎市における行財政の課題

尼崎市の財政は、全国の地方自治体のなかでもとりわけ厳しい状況にある。公債費、人件費、扶助費の増大と、税収や競艇事業収入の減少を理由とする、財政の硬直化が一挙に進んでしまっている。公債費の増大は震災の復興と経済活性化のための地方単独事業を展開するための起債、人件費の増大は昭和40年代の大規模な職員採用、扶助費の増大は高齢化の進展と経済不況の長期化に伴う民生費の遡増によるものである。

その一方で、尼崎市の行政サービスは類似都市と比較しても群を抜いて高い水準になっている(これらは、現在までの尼崎市の市政運営の功績と評価できるだろう)。しかし、財政状況が悪化した現状で、これまで通りの水準で行政サービスを提供しつづけることは不可能である。財政運営の原点は、歳入と歳出の均衡である。中長期的に見てもその均衡が見込めない場合には、大胆な歳出削減を避けることはできない。全国のほとんどの自治体には余裕資金がない。起債で借金してもそれを返済する目処を立てることができない。それゆえに、公共事業や福祉サービスの水準を見直す機運が自治体間に高まっているのであるが、尼崎市も決してその例外であってはならないのである。

尼崎市の現状の財政状況を斟酌すれば、もとより、本格的な行財政改革への着手という全国自治体の動向を看過すわけには行かない。公共事業の減少は経済活性化へのカンフル剤の減少を意味するし、福祉サービスの水準を低下することは市民生活を直撃する大問題であるが、公共事業や社会福祉の見直しに取り組まなければならない(し、取り組まざるを得ない)のである。誰もこうした痛みの伴う改革に、喜んで取り組むはずがない。しかし、いまこの改革に着手しなければ、尼崎市は間違いなく財政再建団体に転落する。このまま何もしなければ、転落の時期は平成16年度と予想されている。思い切った行財政改革に着手しないと、尼崎市は平成16年度中には再建団体への転落必至の状況なのである。

このことを、尼崎市の全市民は強く認識する必要がある。再建団体に転落すると、市民サービスの水準は類似団体中最下位の水準にまで引き下げられるし、税率や受益者負担は類似団体中最高水準に引き上げられることになる。財政再建団体というレッテルは、尼崎市民に非常に大きな試練をもたらすものであり、何として再建団体への転落を回避する努力が必要とされているのである。

2 経営再建プログラム（案）に対する意見・提言

（1）基本認識

尼崎市の経営再建プログラム（案）は、財政状況の悪化を克服するとともに、限られた財源のなかで最優先の行政サービスに経営資源を集中して投入しようとする内容になっている。財政赤字が解消されればそれで良い（市役所が無事であればそれで良い）という発想ではなく、市民サービスの犠牲を最小限に抑制しながら財政再建団体への転落を回避しようとしている。再建プログラムに付されている「経営」という頭文字は、民間企業で重視されている顧客志向や成果志向を大切に、困難な財政再建に取り組もうとする尼崎市職員の決意を意味している。市職員自らに課した人件費の削減は、給与カットと職員定数の大幅な削減により達成されることになる。職員にとっては、非常に大きな痛みを伴う改革である。しかし、そうではあっても、いまこの経営再建プログラムを断行しなければ尼崎市は倒産する。市職員はこのことを十分に理解し、経営再建プログラムに取り組もうとされているのではなかろうか。

（2）取組の基本的な方向性

尼崎市の現状を改善していくためには、この経営再建プログラム以外に道はない。これは、私たち行政経営専門委員の一致した見解である。毎年、150億円あまりの収支不足が予想される尼崎市では、小手先のテクニックで改革を実現することなど到底不可能である。

もうこれ以上借金を増やすことはできないし、税収の回復がなかなか見込めないのであれば、尼崎市は、身の丈にあった（歳入の規模に見合った）歳出構造への転換へと動き出す必要がある。そのためにはこれまでの公共事業や福祉の水準を見直すことが求められる。いずれの場合も、市民には痛みの伴う改革になる可能性があるが、これを成し遂げてはじめて、将来に返済の目処の立たない莫大な借金を子や孫の世代に残してしまうという異常な状況を回避することができるのである。

誰が考えても、現世代が公共事業や福祉サービスを楽しむ、そのために生じた借金を後世代の世代が負担するなどという構図は許されないはずだ。現世代が行政サービスを可能な限り享受し、それに伴う借金を将来世代が負担する。尼崎市を家計に置き換えると、現世代は親や祖父母、将来世代は子や孫である。こんなばかげたことを推し進めようとする家計は、ほとんど皆無なのではなかろうか。尼崎市の経営再建プログラムは、親達の子や孫に、これまでと同じような尼崎市を譲り渡すための、唯一の処方箋なのである。

(3) プログラムの実行にあたって

尼崎市は今回の『経営再建プログラム』を断行し、成し遂げなければ財政再建団体への転落を回避することはできない。小手先のテクニックを駆使して、現在の財政状況を克服することなど絶対に不可能である。それゆえに、不退転の決意で『経営再建プログラム』に取り組むリーダーシップが求められている。

再建団体に転落すれば、尼崎市民は、類似団体のなかで最低の行政サービスを、最高の税率や受益者負担額で受け入れなければならなくなる。職員定数も社会福祉も公共事業も、抜本的な構造改革を図らなければ、再建団体への転落という市民にとって最悪の結末を迎えることになってしまうのである。

市民にとってこの最悪の状況を回避する必要性をきちんと説明し、市民とともに経営再建プログラムに取り組むリーダーシップがなければ、尼崎市の市民生活は壊滅するかもしれない。尼崎市役所の課題は、この経営再建プログラムの内容を市民と共有し、苦しい行財政改革を市民と協働して成し遂げるところにある。三役や幹部職員はもとより、市役所の全職員が市民の目線を意識して、この難局を乗り切ろうとする意識改革も必要である。市職員には、甘えも許されないであろう。巨額の収支赤字を克服するとは、それほど大きな試練を意味するのである。この試練に市職員が対峙するとき、市の幹部職員に求められるのは強力なリーダーシップである。

経営再建プログラムにも説明されているように、「増加する要支援者に対する基本的生活を守る施策展開を継続・充実」させていくセーフティネットには、十分に配慮しなければならない。しかし、目の前の市民に対する気配りから、経営再建プログラムへの取組が鈍くなると、尼崎市の市民生活は、中長期的に取り返しのつかない事態になる。経営再建プログラムに沿った改革を断行すべきである。

尼 崎 市 行 政 経 営 専 門 委 員

石 原 俊 彦 関西学院大学産業研究所教授

木 戸 湊 毎日新聞社専務取締役大阪本社代表

竹 内 佐和子 東洋大学経済学部教授

長 手 裕 プリンス海運㈱代表取締役社長

(50音順)

経営改革の取組の全体像（執行方針別）

経営再建の執行方針

		* のある事業は、15年度中に精査し、検討するもの	
1 人件費の抑制に努める	(1) 再建期間中に、行政規模の類似した都市を参考に職員定数を削減する。	67	業務改善 職員定数の削減
	(2) 集中取組期間中は、職員の新規採用は行わない。		休止 (職員新規採用の停止 ※効果額は上記定数削減に計上)
	(3) 責任の度合いと実績に応じた人事・給与制度を実現するとともに、勤務条件等の適正化を進める。	67	業務改善 昇給制度の見直し
		67	業務改善 再任用制度の見直し
		67	業務改善 住居手当の見直し
		67	業務改善 特殊勤務手当の見直し
		68	業務改善 管理職手当の見直し
		68	業務改善 通勤手当の見直し
		68	業務改善 退職手当の減額
	(4) 事務の必要性、処理方法を根本的に見直し、職員の超過勤務を縮減する。	68	業務改善 超過勤務手当の縮減
2 外郭団体の経営改善、統廃合を進める。	(1) 外郭団体の業績を評価し、自立的な経営改善を促進する。	69	業務改善 外郭団体経営改善
	(2) 外郭団体の使命を明確にし、存在意義の薄れている団体の統廃合を行う。	69	廃止 外郭団体統廃合
3 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る。	(1) 6行政区ごとや近隣区域に設置してきた公共施設の抜本的な見直しを行う。	70	転換 福祉事務所の統合
		70	転換 保健センターの統合
		70	転換 地域振興課の機能強化
		70	転換 支所市民課、出張所の統合
		70	転換 共同利用施設管理運営の見直し
		71	転換 廃園幼稚園の活用
	(2) 都市計画決定から年次が経過し、必要性などが低下した計画の廃止・変更を行い、不要となる財産の処分・活用を進める。		
	(3) 民間や他の団体等と競合する施設の廃止や運営形態の見直しを行う。	71	業務改善 市立幼稚園の見直し
	(4) 老朽化している施設について、将来にわたっての必要性を十分に精査し、存廃を判断する。	71	縮小 市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅の集約化と跡地売却)
		71	転換 青少年センター機能の見直し
	(5) その他公共施設全般にわたって、今日及び将来的視点から、必要性等を精査する。	71	廃止 職員研修所の移転と跡地売却
		72	転換 公園配置の見直し
		72	転換 南武庫之荘地区土地分譲事業の見直し
72		転換 小・中学校の適正規模・適正配置による学校跡地の活用	
72		業務改善 市立全日制高等学校の見直し	
	72	業務改善 市立定時制高等学校の見直し	

経営改革の取組の全体像（執行方針別）

		ページ	取組区分	事業等
* のある事業は、15年度中に精査し、検討するもの				
4 財源の確保を図る。	(1) 市税等の滞納整理に向けた全庁的な取組の強化と条件整備を図り、税収等の確保・拡大を図る。	73	新規	新たな債権管理システムの検討
		73	業務改善	4種滞納整理の取組
		73	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(家賃徴収率の向上)
	(2) 使用料及び手数料の適正化を図る。	73	新規	本庁舎来庁者用駐車場の有料化
		73	業務改善	クリーンセンター使用料減免の見直し
		74	業務改善	斎場使用料の改定
		* 74	業務改善	保育料の改定
		74	業務改善	住民基本台帳閲覧手数料の見直し
		74	業務改善	印鑑登録証交付手数料の徴収
		74	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅敷地に駐車している車両の所有者等から使用料を徴収)
		75	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(付属駐車場の利用率の向上)
		75	業務改善	建築物等関係事務手数料の改定
		75	業務改善	市営住宅維持管理業務の見直し(修繕費用の適正な徴収)
	(3) 収益事業収入の確保に向けた各種取組を進める。	75	業務改善	競艇場ファン送迎用バスの見直し
		76	転換	競艇場ファン駐車場整備の検討
	(4) 交付税の総額確保や適債事業の拡大等財源の拡充について要望する。			
	(5) 税の減免廃止と新税の創設に向け検討を進める。	76	廃止	固定資産税等賦課徴収業務における減免の廃止
	(6) その他	76	業務改善	差押不動産の早期換価
		77	業務改善	男女共同参画課託児サービスの有料化
	5 事務事業をゼロベースで再構築する。	(1) 民間において提供されているサービス、代行できる業務は、公的関与の必要性、市場原理の視点から見直し、民間移管・委託を進め、効率化を図る。	78	業務改善
78			業務改善	情報化推進体制の見直し
78			業務改善	文書收受発送業務の見直し
78			業務改善	地域研究史料館事業のアウトソーシング
79			業務改善	職員研修事業のアウトソーシング
79			業務改善	税務証明発行業務の見直し
79			業務改善	公害パトロール業務の見直し
79			業務改善	本庁との事務連絡業務等の見直し(美化環境局)
79			業務改善	場内清掃・洗濯等業務の見直し
80			業務改善	公衆便所清掃管理業務の見直し
80			業務改善	家庭ごみ収集業務の見直し
80			業務改善	家庭ごみ収集体制及び委託比率の見直し
80			業務改善	クリーンセンターごみ処理施設維持管理事業の見直し(H14～H16)
81			業務改善	クリーンセンターごみ処理施設維持管理事業の見直し(H17～)
81			業務改善	みのり園のアウトソーシング
81			業務改善	まつば園のアウトソーシング
82			業務改善	保育所の環境改善及び民間移管
82	業務改善	あこや学園のアウトソーシング		
82	業務改善	検診事業のアウトソーシング		
83	業務改善	防疫所業務のアウトソーシング		
83	業務改善	斎場維持管理事業のアウトソーシング		

経営改革の取組の全体像（執行方針別）

	ページ	取組区分	事業等	
<p>5 事務事業をゼロベースで再構築する。</p> <p>(1) 民間において提供されているサービス、代行できる業務は、公的関与の必要性、市場原理の視点から見直し、民間移管・委託を進め、効率化を図る。</p> <p>(2) 需要の伸びが著しい社会保障関連事業の適正化に向けた対策を講じる。</p> <p>(3) 国・県の基準を上回る施策、市単独個人給付事業、各種補助金等は、その必要性を精査し、再構築を行う。</p>			<p>* のある事業は、15年度中に精査し、検討するもの</p> <p>83 業務改善 女性・勤労婦人センター管理運営業務及び男女共同参画課業務のアウトソーシング</p> <p>83 業務改善 住民票発行業務(郵送業務)のアウトソーシング</p> <p>83 業務改善 文化振興体制の見直し</p> <p>84 業務改善 産業情報データバンク事業の見直し</p> <p>84 業務改善 IT人材育成事業の見直し</p> <p>84 業務改善 中央卸売市場早朝取引監視等業務の見直し</p> <p>84 業務改善 中小企業勤労者福祉共済事業(福利事業の見直し)</p> <p>84 業務改善 道路等維持管理事業のアウトソーシング</p> <p>85 業務改善 公園等維持管理事業のアウトソーシング</p> <p>85 業務改善 道路管理(明示)業務の見直し</p> <p>85 業務改善 放置自転車対策事業の見直し</p> <p>85 業務改善 交通安全教育事業のアウトソーシング</p> <p>86 業務改善 下水施設管理事業(東部処理区)のアウトソーシング</p> <p>86 業務改善 東部第1浄化センター施設管理業務のアウトソーシング</p> <p>86 業務改善 下水施設管理事業(武庫川処理区)のアウトソーシング</p> <p>86 業務改善 市営住宅維持管理業務のアウトソーシング</p> <p>86 業務改善 校務員業務の見直し</p> <p>87 縮小 公民館分館のアウトソーシング</p> <p>87 業務改善 図書館管理運営事業のアウトソーシング</p> <p>87 業務改善 田能資料館管理運営事業の見直し</p> <p>88 業務改善 小学校給食調理業務の見直し</p> <p>88 転換 生涯スポーツレクリエーション事業の見直し</p> <p>88 業務改善 社会体育事業の見直し</p> <p>88 業務改善 青少年いこいの家管理運営事業のアウトソーシング</p> <p>88 業務改善 青少年センター管理運営事業(こども科学ホール)のアウトソーシング</p> <p>89 業務改善 「美方高原自然の家」管理運営事業(「とちのき村」野外活動事業含む)の見直し</p> <p>89 業務改善 選挙事務の見直しと投票所数の検討</p>	
		89	業務改善	生活保護事業の適正化
		89	廃止	退職者互助会補助金の廃止
		90	縮小	大学院派遣研修生調査研究費補助金の見直し
		90	廃止	納税組合奨励金の廃止
		90	業務改善	資源集団回収運動奨励金交付事業の見直し
		90	縮小	重度心身障害者(児)介護手当の所得制限の導入
		91	業務改善	在宅心身障害児及び重度知的障害者介護人派遣事業の事業内容の検討
		91	業務改善	心身障害者理容・美容無料出張事業の利用者負担金の導入
		91	廃止	小学生福祉施設体験学習の廃止
		* 91	縮小	心身障害者(児)医療費助成事業の所得制限の見直し
		* 92	縮小	入院生活福祉給付金給付事業対象者の見直し
		92	縮小	心身障害者等市バス特別乗車証交付対象者の見直し
		92	業務改善	重度身体障害者リフト付自動車派遣事業の委託
		93	休止	社会福祉法人「尼崎稲葉園」 社会福祉法人「尼崎武庫川園(カトレアの園・松の園)」 運営補助金の休止
		* 93	業務改善	身体障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し
		93	業務改善	日常生活用具給付品目の見直し
		* 93	業務改善	知的障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し
		94	業務改善	敬老事業の敬老記念品の見直し
		94	廃止	独居老人福祉電話事業の廃止
		94	業務改善	老人クラブ活動補助金の国・県補助制度への転換

経営改革の取組の全体像（執行方針別）

	ページ	取組区分	事業等
<p>5 事務事業をゼロベースで再構築する。</p> <p>(3) 国・県の基準を上回る施策、市単独個人給付事業、各種補助金等は、その必要性を精査し、再構築を行う。</p>			* のある事業は、15年度中に精査し、検討するもの
	95	縮小	在宅老人介護手当支給事業の見直し
	95	業務改善	ねたさき老人理美容サービスの利用者負担金の導入
	* 95	縮小	老人医療費助成事業の所得制限の見直し
	96	転換	高齢者家事援助サービス事業の廃止 軽度生活援助事業の実施
	96	廃止	高齢者生活支援デイサービス事業の廃止
	96	業務改善	老人福祉センターA型の今後のあり方の検討
	97	廃止	敬老金支給事業の廃止
	97	廃止	市民福祉金給付事業の廃止
	97	縮小	日本体育・学校健康センター共済掛金法人保育所設置者補助金の削減
	97	廃止	法人保育所開設用地取得貸付金に対する利子補給金の廃止
	98	業務改善	ベビーホーム委託料の削減
	* 98	縮小	母子家庭等医療費助成事業の所得制限の見直し
	* 98	廃止	児童福祉施設入所心身障害児徴収補助金の廃止
	99	転換	法人保育所補助金(一般児加算)の削減と再構築
	99	縮小	公立保育所児童障害等見舞金の金額の見直し
	99	廃止	たじかの園使用料助成の廃止
	99	廃止	被保護児童入進学祝品の廃止
	100	廃止	通学服・体操服の支給の廃止
	100	業務改善	市民検診事業の対象年齢等の見直しと肝炎ウイルス対策の実施
	100	縮小	胃がん・大腸がん検診事業の対象年齢の見直し
	100	転換	特定疾患疾病見舞金の廃止と難病対策事業の再構築
	101	廃止	アレルギー血液検査事業の廃止
	101	廃止	気管支ぜん息患児医療費助成事業の廃止
	101	業務改善	第2次救急病院群輪番制運営費補助金の削減
	101	廃止	老人保健施設用地取得利子等補給金の廃止
	102	転換	B型肝炎母子感染防止事業の廃止と再構築
	102	廃止	国民健康保険料自主減免制度の見直し
	102	廃止	納付組合奨励金(国保)の廃止
	102	廃止	同和地区技能修得事業補助金の廃止
	102	廃止	同和地区専修・各種学校奨励金の廃止
	103	転換	尼崎同和対策雇用促進協議会補助金の見直し
103	休止	商店街・小売市場エコグリーン創造支援事業補助金の休止	
103	休止	商業施設構造改善促進制度補助金の休止	
103	縮小	商店街アーケード等維持管理事業補助金の見直し	
104	縮小	商業地区まちづくり促進補助金の見直し	
104	業務改善	市民農園整備事業補助金の見直し	
104	休止	都市美形成助成事業の休止	
104	休止	耐火建築物促進助成事業の休止	
105	縮小	すまい・まちづくり促進事業の派遣期間等の見直し	
105	転換	地域まちづくり人材育成モデル事業の見直し	
105	縮小	杭瀬地区市街地再開発促進事業支援方法の見直し	
105	廃止	市外盲ろう学校等児童生徒就学奨励補助金の廃止	
106	廃止	養護学校宿泊訓練費補助の廃止	
106	縮小	要保護・準要保護児童生徒就学奨励費の支給内容等の見直し	
106	縮小	修学援助金交付金の縮小	
107	廃止	市立定時制高等学校修学旅行費補助事業の廃止	
107	縮小	私立幼稚園就園奨励補助金の支給区分の見直し	
107	縮小	私立幼稚園障害児教育振興助成金の支給対象の縮小	
107	業務改善	私立幼稚園教育振興助成金の見直し	

経営改革の取組の全体像（執行方針別）

	ページ	取組区分	事業等	
			* のある事業は、15年度中に精査し、検討するもの	
5 事務事業をゼロベースで再構築する。	(3) 国・県の基準を上回る施策、市単独個人給付事業、各種補助金等は、その必要性を精査し、再構築を行う。	108	廃止 教育奨励金の廃止	
		108	廃止 教育奨励金受給生研究大会参加補助金の廃止	
		108	廃止 日本体育・学校健康センター共済掛金私立幼稚園設置者補助金の廃止	
		108	廃止 市立定時制高等学校給食費補助の市単独部分の廃止	
		109	縮小 日本体育・学校健康センター共済掛金の保護者負担の見直し	
		109	縮小 学校災害見舞金の縮小	
		109	廃止 学童等災害見舞金の廃止	
		(4) 一律給付的な事業は、所得や自立度、健康度などの尺度で再評価する。	110	継続 扇町・末広地区道路整備事業
			110	継続 あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業
			110	継続 長洲久々知線立体交差等道路整備事業
	110		継続 あまがさき緑遊新都心文化・交流施設等整備調査事業	
	111		継続 臨海西部土地区画整理事業の事業計画の見直し	
	111		休止 集会所建設費補助金の休止	
	111		休止 南塚口地区居住環境整備事業の休止	
	112		廃止 水洗便所改造資金助成金の廃止	
	112		休止 不燃化促進助成事業の休止	
	112		継続 築地地区震災復興事業	
	(5) 国、県の補助金に関わらず、市の経営再建の取組を優先するため、既定事業の休止、計画の変更等の見直しを行う。	112	廃止 わが家の耐震診断推進事業の廃止	
		113	継続 戸ノ内住宅地区改良事業	
		113	継続 戸ノ内地区密集住宅市街地整備促進事業	
		(6) その他	113	業務改善 市長・助役秘書業務の見直し
			113	休止 姉妹・友好都市への青年団派遣事業の休止
			114	業務改善 市報あまがさき発行事業(特集版)の見直し
			114	廃止 ガイドマップあまがさき等の廃止
			114	業務改善 PRシートの改善
	114		縮小 都市環境デザイン検討事業の見直し	
	115		業務改善 電子計算機に係る情報処理基盤の更新	
115	業務改善 郵便物のバーコード化対応			
115	縮小 尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し			
115	業務改善 IP電話導入についての検討			
115	業務改善 本庁舎維持管理業務の効率化			
116	業務改善 空調エネルギー削減			
116	廃止 口座振替済通知書の廃止			
116	業務改善 簡易測定等の見直し及び測定機器等の更新			
116	業務改善 予防接種事業(麻しん)の委託料単価削減			
116	廃止 市内公共施設見学会開催事業の廃止			
117	業務改善 戸籍事務のシステム化			
117	縮小 市民まつりの見直し			
117	廃止 ころ豊かな兵庫をめざす県民運動実践事業費助成の廃止			
117	廃止 地域文化振興事業調査研究委託の廃止			
117	廃止 市民運動調査研究委託の廃止			
117	廃止 退任社協会長記念品の廃止			
118	業務改善 計量思想啓発業務の見直し			
118	業務改善 消費者啓発講座及び講演会開催事業の見直し			
118	業務改善 地球にやさしい暮らし方等推進事業の見直し			
118	転換 国民健康保険事業費会計繰出金(財政健全化分)の見直し			

経営改革の取組の全体像（執行方針別）

ページ	取組区分	事業等
* のある事業は、15年度中に精査し、検討するもの		
5 事務事業をゼロベースで再構築する。	(6) その他	119 廃止 国民健康保険料口座振替済通知等の廃止
		119 業務改善 労働者文化教養事業の見直し
		119 業務改善 小規模企業勤労者文化教養事業の見直し
		119 転換 海外ビジネス交流支援事業の見直し
		119 縮小 中小企業経営専門相談事業の見直し
		120 業務改善 中小企業診断事業の見直し
		120 業務改善 事業所景況調査事業の見直し
		120 廃止 下水道事業会計補助金の一部見直し
		120 転換 花のまちあまがさきチューリップ植栽事業の転換
		120 業務改善 緑の普及啓発事業の見直し
		121 業務改善 体育館等運営事業の見直し
		121 業務改善 除害施設監理業務の見直し
		121 廃止 畜産環境改善事業の廃止
		121 業務改善 火災予防業務の見直し
		121 業務改善 消防団交付金の見直し
		122 業務改善 尼崎市まとい会交付金の見直し
		122 新規 救急活動業務の改善
		122 業務改善 発信地表示システム関連事業の見直し
		122 縮小 教育・総務課業務の見直し
		122 転換 同和地区教育事業の廃止・転換
		123 廃止 学級経営事業の見直し
		123 業務改善 学校教職員表彰の見直し
		123 業務改善 外国語指導助手の報酬等の見直し
		123 休止 研究指定事業の休止
		124 廃止 教職員教育研究課題研究事業の廃止
		124 縮小 「総合的な学習」推進事業補助金等の見直し
		124 転換 「いきいき学校」応援事業の実施
		125 転換 学力向上推進事業の転換
		125 廃止 スクールギャラリー事業の廃止(予算執行方法の見直し)
		125 業務改善 市立高等学校進路指導の見直し
		125 廃止 生徒指導研究員経費の廃止
		126 廃止 中学校卒業生無業化防止対策事業の廃止
		126 業務改善 障害児学級介助謝礼金の見直し
		126 縮小 教職員講師謝礼の見直し
		126 業務改善 教育情報誌の発行方法等の見直し
		126 廃止 戦前教育史編纂事業の終了
		127 新規 心の教育強化支援事業の転換
		127 業務改善 私立大学等入学支度金貸付収納事務の見直し
		127 転換 中学校図書館事業の充実
		127 業務改善 市立尼崎高等学校体育科入学者選抜医師謝礼の縮小
127 業務改善 市立尼崎高等学校第2体育館等施設管理業務の見直し		
128 業務改善 市立高等学校守衛業務の改善(尼崎高、尼崎東高、尼崎産業高、尼崎工業高)		
128 業務改善 市立高等学校守衛業務の改善(城内高)		
128 業務改善 すこやか子育て支援事業の改善・拡大		
128 縮小 学校医数の見直し		
128 廃止 プール管理講習会の廃止		
128 業務改善 学校園ごみ収集回数の縮小		
129 廃止 中学校食堂モデル事業の終了		
129 休止 歴史博物館資料収集業務(資料取得基金の減額)の見直し		
129 転換 生涯学習フェア開催事業の見直し		
129 業務改善 学校開放運営事業の見直しと受益者負担の導入		
129 業務改善 地区体育館等施設運営事業(参加者負担金)の見直し		
130 廃止 青少年健全育成市民運動事業の廃止		
130 転換 児童育成環境整備事業の拡充に伴う児童館の廃止		
130 縮小 補導所の見直し		

経営改革の取組の全体像（執行方針別）

		ページ	取組区分	事業等	
		* のある事業は、15年度中に精査し、検討するもの			
5 事務事業をゼロベースで再構築する。	〔(6) その他〕	131	縮小	少年補導委員定数の見直し	
		131	廃止	少年指導協力員制度の廃止	
		131	廃止	ヤングアカデミー等事業(中・高校生パソコン講座事業含む)の廃止	
		131	廃止	青少年スポーツ活動事業(夏休みスポーツ体験教室事業)の廃止	
		132	休止	青少年野外活動事業の休止	
		132	業務改善	常時啓発事業、選挙事務における執行体制の見直し	
6 負債の抑制に向けた取組を進める。	(1) 既存の開発事業を見直し、計画の変更などを行うことによって、負債の拡大を抑制する。				
		(2) 新たな土地の取得は極力抑制する。			
			(3) 土地開発公社など外郭団体の負債の抑制に努める。	133	業務改善
7 新たな経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める。	(1) 事務事業評価システムを運用し、行政運営のなかにPDCAサイクルを定着化させる。また、的確に地域課題を把握するためのマーケティング手法を整備し、顧客・成果志向、市場原理の活用、権限委譲などニュー・パブリック・マネジメントの考え方に基づく行政経営システムを確立する。	134		新規	新たな行政経営システムの確立と発展
		134	新規	経営推進会議に係る資料等の公開	
		134	新規	市民のまちづくりの参加の促進	
		135	新規	パブリックコメントの実施	
		135	新規	行政水準の比較公表	
		135	新規	ネット・モニターアンケート制度の実施	
		135	新規	ホームページ資料室の充実	
		135	業務改善	外郭団体の公文書公開の促進	
		136	業務改善	付属機関の会議等の公開	
		(2) 入札制度・契約制度の改革を行う。	136	業務改善	契約締結業務の見直し
			136	業務改善	老人クラブ研修バス助成事業契約における競争入札等の導入
			136	業務改善	防災センター耐震性緊急用貯水槽保守点検業務の契約方法見直し
			137	業務改善	北部防災センター耐震性緊急用貯水槽保守点検業務の契約方法の見直し
		(3) 尼崎の将来の発展に向けた具体的な政策の評価手法を確立し、人口の定着化や新産業の創出など、まちの魅力と価値を高める各種施策を戦略的に展開できる体制・制度づくりの取組を進める。	137	新規	尼崎の新しい発展を目指す具体的方策の検討
137	新規		ものづくり高度化特区等構造改革特区の検討・提案		
137	転換		新規産業施策を企画・立案し推進する体制の整備		
137	新規		市外からの企業誘致施策の検討		
(4) その他	138	業務改善	地域研究史料館収蔵史料のインターネットでの公開、閲覧請求受付検討		
	138	業務改善	民間団体への派遣研修		
	138	新規	電子自治体推進事業の推進		